

中央大学法科大学院

自己点検評価報告書 2010

中央大学法科大学院

はじめに

第1分野 運営と自己改革

1-1	法曹像の周知	1
1-2	特徴の追求	5
1-3	自己改革	8
1-4	法科大学院の自主性・独立性	12
1-5	情報公開	16
1-6	学生への約束の履行	18

第2分野 入学者選抜

2-1	入学者選抜<入学者選抜基準等の規定・公開・実施>	21
2-2	既修者認定<既修者選抜基準等の規定・公開・実施>	27
2-3	多様性<入学者の多様性の確保>	31

第3分野 教育体制

3-1	教員体制・教員組織(1)<専任教員の必要数及び適格性>	33
3-2	教員体制・教員組織(2)<教員の確保・維持・向上>	34
3-3	教員体制・教員組織(3)<専任教員の構成>	35
3-4	教員体制・教員組織(4)<教員の年齢構成>	36
3-5	教員体制・教員組織(5)<教員のジェンダーバランス>	37
3-6	教員支援体制(1)<担当授業時間数>	37
3-7	教員支援体制(2)<研究支援体制>	39

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1)<FD活動>	41
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(2)<学生評価>	44

第5分野 カリキュラム

5-1	科目構成(1)<科目設定・バランス>	48
5-2	科目構成(2)<科目の体系性・適切性>	50
5-3	科目構成(3)<法曹倫理の開設>	52
5-4	履修(1)<履修選択指導等>	53
5-5	履修(2)<履修登録の上限>	54

第6分野 授業

6-1	授業	56
(1)	憲法	57
(2)	行政法	58
(3)	民法	60
(4)	商法	62
(5)	民事訴訟法	64

(6) 刑法	66
(7) 刑事訴訟法	68
6-2 理論と実務の架橋(1) <理論と実務の架橋>	71
6-3 理論と実務の架橋(2) <臨床科目>	74

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数(1) <クラス人数>	80
7-2 学生数(2) <入学者数>	81
7-3 学生数(3) <在籍者数>	82
7-4 施設・設備(1) <施設・設備の確保・整備>	83
7-5 施設・設備(2) <図書・情報源の整備>	87
7-6 教育・学習支援体制	91
7-7 学生支援体制(1) <学生生活支援体制> I	93
学生支援体制(1) <学生生活支援体制> II	95
7-8 学生支援体制(2) <学生へのアドバイス>	99

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価<厳格な成績評価の実施>	102
8-2 修了認定<修了認定の適切な実施>	106
8-3 異議申立手続<成績評価・修了認定に対する異議申立手続>	108

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成<法曹養成教育>	110
-------------------------------	-----

第10分野 その他の事項

10-1 実地研修等の実社会との接触交流	115
10-2 研究活動	119
10-3 社会への貢献	123
10-4 修了生支援	125
10-5 本法科大学院の修了生に関する情報	128

別紙 添付資料 学生数及び教員に関するデータ

- 添付資料1 2010年度学年歴
- 添付資料2 2010年度授業科目一覧
- 添付資料3 2010年度授業担任者一覧
- 添付資料4 2010年度法科大学院時間割
- 事務課保管資料一覧

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1. 現 状

(1) 中央大学の伝統と中央大学法科大学院の教育理念

現代の社会では、あらゆる場面において法律が深く関わっており、法律紛争は経済、産業、科学、医療、環境部門など多岐の領域に及んで増加している。そのなかで必要とされるのは、幅広い知識はもちろん、適切な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観を持ったタフな法曹である。

中央大学の歴史は、1885年に増島六一郎をはじめとする18名の少壮法律家が創設した「英吉利（イギリス）法律学校」に始まる。創立者たちは実践的な法律を教える場をつくりたいという情熱のもと、有為な実務法曹を養成することに尽力した。英吉利法律学校設置時の広告には、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の理念が示されており、そこには、法の叡智を学び、事件の事実に対して法を適用する修練の体得を肝要とする精神の原点を見ることができる。こうした「実学の精神」は脈々と引き継がれ、中央大学は、100年を超える歴史の中で数多くの人材を法曹界に輩出してきた。

中央大学法科大学院は、次の100年も実学を貫き、次の4点を「教育理念」として創設された。

① 市民が必要としている身近なホームドクター的法曹を養成する。ホームドクター的な法曹とは、市民の日常生活に関わる法分野において、幅広い法律知識、問題解決能力、豊かな人間性および高い倫理観を備えたリーガル・ジェネラリストでなければならない。

② 高度化・多様化した現代社会のニーズに応えるため、専門法曹を養成する。かかる法曹は、国際ビジネス法、知的財産法、企業倒産法、先端技術関係法、国際関係法、公共政策決定、組織犯罪規制などの専門的な法分野における新しい知識、分析能力および問題解決能力を備えたリーガル・スペシャリストでなければならない。

③ 日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の

法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力を持つ法曹を養成する。

④ 国民のニーズに十分応えうるレベルにまでわが国の法曹を質的・量的に拡充するため、上記のような優れた資質を備えた法曹を多数輩出するよう努力する。法曹輩出の伝統を有する中央大学にとって、このような司法制度改革の目標達成に貢献することは社会的使命でもある。

(2) 養成する法曹像

本学法科大学院では、法曹輩出の伝統と現代社会のニーズを踏まえた上記の教育理念に基づき、また、一学年300人(2011年度から270人)という定員を基礎とする教育研究の基盤整備状況に鑑み、その「養成する法曹像」を特定の領域に偏することなく、次の6種類に集約している。すなわち、①市民生活密着型のホーム・ローヤー、②ビジネス・ローヤー、③渉外・国際関係法ローヤー、④先端科学技術ローヤー、⑤公共政策ローヤー、⑥刑事法ローヤーの6つがそれぞれあり、市民に身近なリーガル・ジェネラリスト(①)及び社会のニーズに応えるリーガル・スペシャリスト(②～⑥)を養成することを明確にしている。これらの法曹像は弁護士を念頭に置けば分かりやすいが、その基本的な趣旨は裁判官や検察官にも当てはまるものであって、人間や社会についての深い洞察力を備え、かつ、専門的能力を有する裁判官や検察官の候補者を養成することも、もちろん本学法科大学院の重要な目標である。さらに、ビジネス・ローヤー、公共政策ローヤーなどの法曹像には、企業や官庁等の中で専門家として活躍する多様な法曹も当然含まれている。

(3) 養成する法曹像の関係者等への周知

設置認可申請書¹においても示した上記の「教育理念」「養成する法曹像」については、「中央大学法科大学院 GUIDE BOOK」(以下、ガイドブックという。)に毎年掲載して学内外に配布しているほか、ホームページにも掲載しており、これらの方法を通じて、学生、教職員、入学志願者、その他関係者への周知を図っている²。

¹ 事務課保管資料 1-1 「中央大学法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」設置認可申請書 2 頁。

² 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2011 9 頁、事務課保管資料 1-2 [中央大学法科大学院ホームページのトップページ] 参照。 http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/lawschool/index_j.html

また、ガイドブックや履修要項に、これらの法曹像に即した6つの科目履修プラン（履修モデル）を掲載している³。さらに、2011年度に全学的に確認され公表される3つのポリシーのうちのディプロマ・ポリシーにおいても、養成する人材像として、当該法曹像を明記し、周知を図ることにしている。

なお、ガイドブックでは、「実学主義」、「ハートフル・メソッド」、「タフな法曹」というイメージ・コピーも使用している。「実学主義」は、英吉利法律学校設置広告に記された「実地応用の素を養う」との本学建学の精神を表し、社会の諸活動に直結する法律学という学問分野において、建学以来、2010年で125周年を迎えた本学の法曹輩出の伝統の継承が本法科大学院の礎になっていることを表現するためのものであり、前記の教育理念の④および③に対応する。

「ハートフル・メソッド」は、そのような伝統を背景として法科大学院生を法曹へと導いてゆくためのカリキュラムの充実と学修サポート体制等の配慮を表現しており、また、「タフな法曹」の育成は、優れた問題解決能力、豊かな人間性および高い倫理観を持って、社会に生起する法律問題に挑戦し続けるリーガル・ジェネラリストおよびリーガル・スペシャリストの育成をめざすことを象徴的に表現しており、これらは前記の教育理念の①～③に関連する。これらの表現は、本法科大学院が掲げる教育理念をより分かりやすい言葉で志願者や社会全体にアピールするための1つの工夫である。

そして、中央大学のロゴマーク（C）を基礎に、六法の頭文字でもあるCを6つ組み合わせて中央大学法科大学院のロゴマークが考案されたが、これは、中央大学の新しい歩みと六法の広がり、さらに中央大学法科大学院が養成をめざす6つの法曹像をイメージしたものであり、以後、このマークをシンボルとして、養成する法曹像の周知を図っている。



³ 資料1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2011 15頁以下、資料3 履修要項 2010 8頁以下。

2. 点検・評価

本法科大学院の「教育理念」・「養成する法曹像」は、法科大学院の制度設計の過程における各種の議論や外国における法曹養成制度の状況を十分に参酌しつつ、本学の伝統を踏まえ、独自に設定したものである。それは、わが国最大規模の法科大学院にふさわしい総合性と専門性を併せ持つ、適切かつ明確な内容になっており、また、理論教育と実務教育をともに重視し、その適切なバランスを追求しようとする姿勢に立脚している。

このような教育目標に対応して、カリキュラムの上でも、基本法律科目の充実（56 単位必修）、実務基礎科目の最大限の重視（10 単位必修）、基礎法学・外国法科目の充実（6 単位選択必修）、展開・先端科目の多様性の確保（50 科目以上）などの配慮をし、ガイドブックやホームページにカリキュラムの概念図を掲載して、「養成する法曹像」と本法科大学院のカリキュラムとの対応関係を明確にするよう努め、さらに、ガイドブックや履修要項の中で 6 種類の法曹像別に「履修モデル」を提示して、各自のめざす法曹像に即した履修のしかたをより理解しやすくしている（前出）。「養成する法曹像」の周知状況に関して述べると、対内的には、ガイドブック、履修要項、ホームページなどを通じて、教員も学生もその内容を十分に認識している。

対外的には、本法科大学院が主催する説明会や他機関が主催する合同入学相談会の機会などにおいて入学志願者にガイドブックを無料配布しているほか、ホームページ上での資料送付請求にも応えて発送しているので、関心のある人々には十分入手の機会が与えられている。さらにガイドブックの主要な内容は、本法科大学院のホームページにも転載しており、一般の人がこれを知りうる機会も確保されている。その意味では、合理的な費用と労力の範囲内で十分に周知の手段を尽くしているといえる。

3. 改善計画

教育理念と法曹像の明確化とその周知は十分になされており、直ちに改善すべき点はないと考えられるが、法曹志望者および法科大学院進学希望者の動向と関心に照らして、広報活動はもとより、日々の活動の中で今後も地道に周知徹底を図ることが必要である。また、司法制度改革の趣旨に則り、法曹の職域の拡大

を通じて、社会の「法」化を実現するために、本学法科大学院修了生が将来の多様な進路を目指すことになるよう、養成する6つの法曹像の具体化に向けた学修指導や進路指導のさらなる展開が望まれる。

1-2 特徴の追求

1. 現状

本法科大学院は、当大学がその沿革からして法曹養成の長い伝統を有すること、また、わが国最大規模の法科大学院の1つとして多彩なカリキュラムを設定できることなどから、多くの特徴を有している。その主なものは次の通りである。

(1) 本法科大学院は、1学年300名の入学定員と68名(2010年8月から69名)の専任教員を擁する大規模法科大学院であることから、その規模にふさわしく、基本的法分野はもちろん、3群および4群の科目群において現代的・国際的な多彩な専門分野の授業科目を網羅しており、その意味で「総合法科大学院」であること自体が1つの大きな特徴といえる。

(2) 中央大学の法曹養成の伝統を活かし、実務基礎教育を重視している(10単位必修)。なかんずく、実践的な実務教育の充実は、次の諸点に現れている。

ア 市ヶ谷キャンパスに模擬法廷を設置し、「模擬裁判」を選択必修科目とし、元裁判官、元検察官、弁護士の指導の下に、ロールプレイングによる実務基礎教育を行っている。

イ 中央大学出身の弁護士の協力を得て、全国の法律事務所において「エクスターンシップ」(選択必修)を実施するとともに、特色ある大企業約10社の協力を得て、企業法務エクスターンシップを実施している。また、2005年度からは官公庁エクスターンシップも導入し、経済産業省、金融庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、財務省、農林水産省、文部科学省、人事院、内閣府などに学生を派遣している。2010年度はエクスターンシップ受け入れ先全国約300カ所のうち200カ所近くに学生を派遣した。

ウ 2004年の開設時から4年間は、中央大学駿河台記念館に設けた「弁護士法

人白門法律事務所」と数名の実務家教員とが連携し、多様な「リーガル・クリニック」(選択必修)を実施してきた(例えば、市民生活紛争クリニック、企業法務クリニック、個別労働紛争クリニック、裁判外紛争解決クリニック、公益的刑事弁護クリニック等)。その後、2007年3月に同弁護士法人が解散すると同時に、中央大学法科大学院法実務教育推進室を設置し、その後、同室の機能を事務課に統合して、上記のエクスターンシップの事務的マネジメント機能およびリーガル・クリニックのサポート機能を事務課において担っている。

(3) 外国法関連科目(3群)・展開・先端科目(4群)においては、「英吉利法律学校」以来の伝統・実績を活かし、ビジネス法や知的財産法関連分野について、短期の海外研修を取り入れた授業科目を導入している。加えて、外国人専任教員を任用するほか、外国人教員による外国法集中セミナー等も実施し、わが国の法制度や法曹のあり方をグローバルな視点から見直す機会を提供するとともに、将来、外国法曹資格を取得するための素地を養うことができる教育体制を整えている。

(4) 少人数ゼミである「テーマ演習」を設けるとともに、大学院博士後期課程に進学を希望する法科大学院学生のために「研究特論(リサーチ・ペーパー)」も設け、研究者志望や専門形成希望の学生のニーズにも応えている。

(5) 若手の弁護士を非常勤の「補助教員(職名:実務講師)」として任用し、ローヤリング、模擬裁判などの実務基礎科目の授業準備・実施の補助業務のほか、「フォローアップ演習」と銘打った課外の教育補助業務を実施しており、特に法学未修者に対するきめの細かい自修支援(予習・復習指導)を提供している。とくに、2008年度からは、本学法科大学院修了の弁護士からも実務講師を採用し、1年次生向けの自修支援を充実させ、2010年度にも継続している。

2. 点検・評価

(1) から(4)の諸特徴は、専門職大学院に期待されている現代的・国際的な専門教育の重視、実務基礎教育の重視、理論と実務の架橋、高度専門職業人としての専門形成の援助などの考慮に基づくものであり、(5)の特徴は、法科大学院における実践的な実務基礎教育の充実、および、主として未修者に対する格

別の配慮の必要を勘案したものである。これらは、新しい法科大学院制度の中できわめて適切な考慮に基づく措置であると自己評価できる。

分説すると、まず、3群・4群の科目群に配置された現代的・国際的な性格を帯びる多彩な専門的教育の展開は、新しい時代の法曹に求められる高度な資質や能力を涵養するための貴重な礎となり、それが1-1に示した「養成する法曹像」にも結びついていくものである。

「エクスターンシップ」の履修者数は、例年は年間100人近くに上るが、2010年度は139人であった（6-3参照）⁴。履修者は実務の現場の息吹を原則として3週間にわたって体感することにより、法曹になることの喜びと責任を強く自覚して帰ってくる。彼らは報告書や報告会においてこの科目の意義を高く評価している。

「リーガル・クリニック」もその履修者数はエクスターンシップに匹敵し、学生の人気が高い（6-3参照）。「リーガル・クリニック」は、希望者数の増加に対応するとともに、知的財産法務など、より専門性の高いクリニックの開設が求められ、2006年度以降、そのようなニーズに応えるべく拡充を図り、2010年度にも引き継がれた⁵。

短期の海外研修は、文科省の法科大学院等専門職大学院形成支援のための補助事業の対象として指定されたGPプログラムに組み込んでいたものであり、毎年数十人の学生の参加がある。

「研究特論（リサーチ・ペーパー）」も、数は多くないがコンスタントに一定数の履修者がみられる⁶。

「補助教員（実務講師）」は、その役割の重要性が認識されるとともに、在籍学生数の増加にも対応して、2004年度の15名から、2005年度は45名へと大幅増員することになった。2006年度48人、2007年度45人、2008年度54人、2009年度60人、2010年度60人となっている。とくに、2008年度からは、本学法科大学院修了の弁護士からも実務講師を採用し、1年次生向けの自修支援を充実させ、2010年度もその体制が継続している。

⁴ 事務課保管資料1-19 「エクスターンシップ派遣先履修者数」

⁵ 事務課保管資料1-20 「リーガル・クリニック履修者数」

⁶ 事務課保管資料1-21 「研究特論履修者数と論文名」

以上の諸点において、本法科大学院としての特徴の明確化と、そのための充実した取り組みが行われているといえる。

3. 改善計画

エクスターンシップの受け入れ法律事務所の数は十分足りているが、その多様性（地域・特性など）をさらに充実させることが望ましいといえる。

リーガル・クリニックについては、教員・学生にとっての負担の軽減や多様性の観点から、一部の法科大学院で試みられているヴァーチャルな教育手法を用いるシミュレーション授業の導入可能性も、検討に値するといえる。

1-3 自己改革

1. 現状

(1) 自己改革を目的とした組織・体制（FD関係組織を除く）

本法科大学院では、中央大学専門職大学院学則（以下、学則という。）第6条第1項に基づき、弛まぬ自己改革を目的として、研究科教授会の下に「自己点検評価委員会」を設けている。自己点検評価委員会は、専任教員6名の委員によって構成され⁷、①教育研究活動・教員研修、②教員組織、③収容定員と在籍者の状況、④入学者選抜、⑤教育課程・履修状況、⑥授業運営、⑦成績評価・修了認定、⑧施設・整備、図書・資料などに関する点検・評価を毎年行い、その内容を教授会に報告して、関連する各種委員会（執行機関）の活動の発展・改善を促すとともに、点検・評価の結果を「自己点検評価報告書」としてとりまとめる役割を担うものである。

また、本法科大学院は、学則第7条に基づき、「法科大学院アドバイザリーボード」を設置して、毎年、このボードに自己点検評価報告書を提出し、その評価と助言を受けることにしている。アドバイザリーボードは、外部の第三者（有識者）によって構成され⁸、本法科大学院の自己点検評価報告書およびその他必要資

⁷ 事務課保管資料 1-3 「自己点検評価委員会委員名簿」

⁸ 事務課保管資料 1-4 「アドバイザリーボード名簿」

料をチェックし、本法科大学院の教育・運営全般について、改善のための忌憚のない意見ないしは助言を提供することをその役割とするものである。

このアドバイザリーボードによる第三者評価の結果と概要を自己点検評価報告書に付加した上で、その全体をあらためて「自己点検評価報告書（教育研究活動年次報告書）」と称することになっている。この報告書の概要は、ホームページにおいて公表している⁹。

（２）自己点検評価委員会の活動状況

2009年度の自己点検評価との関係では、同委員会は、法科大学院認証評価を経たことを踏まえて、2009年3月から自己点検評価報告書の取りまとめ作業を開始した。自己点検の各項目の原案は、基本的には、執行部、FD委員会、教務委員会、入試・広報委員会、奨学委員会等各種委員会の責任者、さらに基本科目の取りまとめ役の教員が、それぞれの委員会等での活動状況を点検・評価しつつ執筆した。

自己点検評価活動の状況を全教員によく知ってもらうため、教授会やFD委員会において、自己点検評価委員会の活動状況を随時報告している¹⁰。従来から、各年度の自己点検評価報告書や、2008年に受審した適格認証評価結果についても、教授会で各教員に配布・周知し、各教員がなすべき教育研究活動の改善・向上に資するように努めている。

（３）アドバイザリーボードの活動状況

アドバイザリーボードは、少なくとも年1回の定例会議を開き、自己点検評価の結果について報告を受け、審議・助言することになっている。

2010年度は7月8日に第1回の定例会議が開催され、2009年度の自己点検評価の結果を報告書に基づき審議した¹¹。また、2010年10月12日には、第2回の会合を、同年の新司法試験合格者たちとの懇談会形式で開催した¹²。

（４）大学評価における機関評価活動への参画

⁹ 事務課保管資料1-5 「法科大学院評価システム」（ホームページ画面）

¹⁰ 事務課保管資料1-6 自己点検評価委員会の開催状況、資料1-7 FD研究集会資料「自己点検評価報告書とトライアル評価に向けた留意事項」

¹¹ 事務課保管資料1-8 「2010年度第1回アドバイザリーボード開催通知」、および「同議事概要」

¹² 事務課保管資料1-9 「2010年度第2回アドバイザリーボード開催通知」

全学的な大学評価への参加状況。

本学では、「目標設定→施策立案→実施→自己点検・評価→改善→目標の再設定」という自己点検・評価サイクルを強化し、本学における教育研究活動等の「実施・改革」に資する「自己点検・評価」を行うことにより、本学の質的向上を目指すとともに、その結果を広く公開することで、本学の活動全般について社会に対する説明責任を果たし、社会的信頼を高めることを目的として、2008年度より「新たな自己点検・評価」を開始した。

本学は全学として2009年度に（財）大学基準協会の認証評価を受け、適合と認定されているが、本学における自己点検・評価は、認証評価のように7年以内に1度実施すればよいというものではなく、毎年継続して実施することを基本としている。本学における自己点検・評価活動については、その内容に応じて、第三者評価（認証評価）を受ける前年度に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の毎年度に実施する「年次点検・評価」に大別している。「重点自己点検・評価」では、毎年の諸活動の点検・評価内容を総括した「自己点検・評価報告書」を作成するのに対し、「年次自己点検・評価」では、各点検・評価項目について設定した「目標、行動計画、指標」や「現状の説明」、「長所の伸長方策及び問題点の改善方策」等に対する進捗状況を把握・検証し、内的・外的要因による状況の変化等を踏まえて年度ごとの「年次自己点検・評価報告書（年次改善・改革状況報告等）」を取り纏め、各種データと共に社会に広く公表することとなっている。これらは、全学的に大学評価委員会の下で大学評価推進委員会、組織評価委員会、分野系評価委員会を中心に実施されており、法科大学院も組織評価委員会を設けて自己点検・評価レポート作成を行っているほか、分野系評価委員会に委員を選出し、本学の恒常的な改革・改善を担っている。

（5）改革検討委員会の設置と改革の実行

近時全国的に法科大学院制度の改善・改革が推し進められている状況のなかで、本学法科大学院は、改革検討委員会を設置して、法科大学院教育の質の向上を促進するための基本方針を策定し、関係委員会および教授会にて、入学定員の一部見直しと、主として法学未修入学者教育の改善を図るためのカリキュラム改正を審議し、2011年度からの実施に向けて関係諸規則を改正するとともに、実施の準備を整えた。

2. 点検・評価

自己点検・自己改革の取り組み体制は、認証評価に臨む前から整備され確立されており、実際に機能している。自己点検評価の成果が、各種委員会や教授会での報告・討議を通じて法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつくシステムとなっている。過去の例で言えば、2007年4月から導入された新カリキュラムの策定・実施、履修希望者が多い選択科目のクラス増設、リーガル・クリニック等の体系的整備・クラス増設、1年次生向けのテーマ演習の導入、2008年4月から導入された1年次から2年次への進級判定制度等が、教育内容の自己点検の成果である。また、その他、図書館、自習室等の施設改善なども自己点検と結びついて行われている。そして、なによりも、こうした自主的な自己点検評価が毎年行われてきたことが、法令上義務づけられる5年に1度の認証評価にあたっての自己点検評価を適切かつ充実したものとしている。

また、前述のように、改革検討委員会を設置して、法科大学院教育の質の向上を促進するための基本方針を策定し、入学定員の一部見直しと、主として法学未修入学者教育の改善を図るためのカリキュラム改正を行って、2011年度からの実施に向けた関係諸規則の改正と実施準備が整ったことは、大きな自己改革の成果といえることができる。

3. 改善計画

自己点検評価体制がよりよく機能して、法科大学院の教育課程の充実と発展に資するためには、着実な自己点検評価作業を遂行できる組織とサポート体制を維持・向上させることが今後も必要である。また、大規模校であるがゆえに分業と分担はある程度避けがたいところであるが、各教員・各職員が自らの職分にのみ視野を限定してしまうことがないように統一した理念と目的意識を共有し、各種情報を交換し、大学院が全体として取り組むべき課題をより明確にできるように、全員参加の体制を構築して自己点検評価の活動を進めるよう、さらなる意識向上を目指したい。本年度は、認証評価を受けた経験を活かして、自己点検評価の体制を整備し、各分野の職務担当経験者を点検者に配するなどの工夫をしている。

各教員や各種委員会が教育研究等の活動を行う際には、事後的な自己点検作業のためにその都度記録を整備しておくことおよびその保管体制の重要性に今後も

留意し、保管方法の改善や保管場所の確保などに努めたい。

なお、入学定員の一部見直しとカリキュラムの改正により、自己改革の実行が促進する2011年度には、その成果を現実のものとする評価測定と点検が重要であると認識している。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1. 現状

(1) 法務研究科教授会

本学において専門職大学院として設置された法科大学院は、独立の「大学院法務研究科」と称する。専門職大学院の各研究科には当該研究科に所属する専任教員によって構成される「研究科教授会」が置かれ（学則第12条）、研究科教授会は、次の諸事項について独立して審議決定する権限を有する（学則第15条1項）。

- ① 研究科の運営の方針に関すること
- ② 教育課程、授業日その他教育研究に関すること
- ③ 教員の人事に関すること
- ④ 研究科長の選出に関すること
- ⑤ 自己点検評価その他研究科の評価に関すること
- ⑥ 学生の入学、休学、転学、退学その他学生の地位の得喪・変更に関すること
- ⑦ 学生の外国への留学および外国からの留学生の受入れに関すること
- ⑧ 授業科目の担当に関すること
- ⑨ 試験その他の評価に関すること
- ⑩ 法務研究科においては、進級の判定および修了の判定に関すること
- ⑪ 学位の授与に関すること
- ⑫ 学生の奨学に関すること
- ⑬ 国際交流の推進に関すること
- ⑭ 学生の賞罰に関すること
- ⑮ 学則その他重要な規則の制定・改廃に関すること
- ⑯ 各種委員会の委員の選出に関すること

⑰ その他教育研究に関する重要事項

これらの事項は学部教授会の審議決定事項と同様であり、従って、法務研究科が各学部と対等の独立組織としての「自主性・独立性」を有することがここに示されている。

(2) 法務研究科のその他の運営組織

法務研究科には、研究科長（学則第9条）、研究科長補佐3名（学則第10条）のほか、運営委員会（学則第16条）を設け、研究科教授会による審議決定を円滑に推進している。教授会の審議決定事項（学則第15条1項各号）は、ほぼ認可時の計画通りである（2008年4月1日に「進級および修了の判定に関すること」が追加されたが、これは後述の進級判定制度の導入に伴い、もともと教授会の当然の権限であるものを、念のために明記したものである）。

これらの運営組織により、本学全体の中にあって、法務研究科はその人事やカリキュラムなど各般にわたって運営の独立性を確保している¹³。

2010年4月1日～2011年3月31日の間に、運営委員会、教授会を各11回開催した。

さらに、本法科大学院では、諸般の事項について専門的に審議・運営するため、教授会の下に以下のような各種の委員会を設け、随時開催している¹⁴。

- ・FD委員会（教員研修・授業アンケートその他）
- ・教務委員会（カリキュラム運営・ガイダンス等）
- ・エクスターンシップ運営委員会
- ・リーガル・クリニック運営委員会
- ・入試・広報委員会
- ・奨学委員会
- ・自己点検評価委員会
- ・国際交流委員会（海外研修科目の企画・運営その他国際交流事項）
- ・図書委員会（主として教育用の図書資料の選定・整備）
- ・研究室委員会（教員研究室の管理運営）

¹³ 資料4 中央大学法科大学院内規集2「中央大学大学院法務研究科教授会に関する規程」参照

¹⁴ 事務課保管資料1-13 各種委員会名簿
事務課保管資料1-14 各種委員会の開催記録

- ・「中央ロー・ジャーナル」編集委員会（学術機関誌の編集）
- ・ランチ&トーク委員会（昼休みを活用する講演会・研究会の企画運営）
- ・研究費委員会
- ・学生相談室運営委員会（国際会計研究科、戦略経営研究科と共同の組織）
- ・教員人事計画委員会

2008年度には、「認証評価対応特別委員会」を設置（2009年度まで）し、さらに、「GP推進委員会」を設置（2009年度まで）し、2009年度には、法科大学院を取り巻く諸状況を踏まえて、本学における未修者教育の改善を中心とした諸施策を検討するため、「改革検討委員会」を設置し、「カリキュラム検討委員会」を設置した。2010年度は、「改革検討委員会」の審議経過を受けて、「カリキュラム検討委員会」が活発に活動した。さらに、「助教選考委員会」が組織され、法科大学院における後継者養成に向けた活動が本格化した。

（3）法務研究科長の全学的地位

専門職大学院の教育研究に関わる事項については、学長の主宰する学長・研究科長会議を随時開催し、基本方針を協議・調整する体制になっている¹⁵。また、大学全体の教学事項に関する審議・調整機関として学長・学部長会議があるが、法務研究科長はこれにも参加して学部長と同列に審議に加わる体制になっている¹⁶。さらに、2008年度には本学で3つめの専門職大学院である戦略経営研究科が創設されたことから、以後、2010年度も、研究科長会議および研究科長懇談会を実質的に機能させ、法務研究科長はそれらにも参画して重要な役割を果たすことになった。

さらに、法人部門においては、専門職大学院の研究科長の中から互選により1名が理事の職に就くものと規定され¹⁷、法人理事会に専門職大学院の代表を出しているほか、法人と教学との調整会議である教務役員会には、全研究科長が構成員として関与している¹⁸。

（4）法務研究科の事務組織

法科大学院の管理運営および教育研究活動の遂行に必要な固有の事務組織と

¹⁵ 事務課保管資料 1-15 「研究科長会議規則」

¹⁶ 事務課保管資料 1-16 「学部長会議規則」

¹⁷ 事務課保管資料 1-17 「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）」

¹⁸ 事務課保管資料 1-18 「学校法人中央大学教務役員会規則」

して、専門職大学院事務部（部長 1 名、副部長 1 名）のもとに、法科大学院事務課（課長以下の専任職員 9 名（育児休暇中を含む）、非常勤職員 16 名）が設置されている。これに加え、図書館部門（市ヶ谷キャンパス図書室）、情報処理関係部門（市ヶ谷 I T センター）および健康管理部門（保健センター市ヶ谷分室）が設けられている。本部キャンパスと離れた都心キャンパスで大規模に運営を行う本法科大学院の特性に鑑み、固有事務組織部門への必要な人員配置、および、本部キャンパスとの連携を視野に入れた機能的な事務組織整備がなされている。

2. 点検・評価

学則に定められた法務研究科教授会の権限とその遂行により、本学の中において、法務研究科の人事やカリキュラムなど各般にわたる運営の独立性が確保されている。また、学校法人の運営全体の中にあっても、他の教育組織（学部、独立研究科等）と同等の位置づけを確保しており、独立の予算単位として毎年予算申請と予算執行を行っている。法務研究科には、研究科長および研究科長補佐を置くほか、法務研究科教授会の円滑な運営に資するための運営委員会を置き、さらには、各種の分野別の委員会が効率的に稼働している。また、教学組織と事務組織との間での有機的な連携が可能なように配慮されている。

3. 改善計画

併任教員の段階的解消や兼任教員の活用における法学部人事との協調は必要であるが、法科大学院の特殊性に応じた人事の独立性は今後も維持すべきであり、教授会における意思決定の独立性と自主性が確保され、予算配分や事務体制における全学的協調と法科大学院の特性に応じた独自性が確保されるよう、一層の整備を進める予定である。また、従来の大学組織運営の経験を活かしつつも、新しい法科大学院制度の目的に応じて、教学上の運営組織に即した事務組織の一層の整備と充実を図る予定である。

1-5 情報公開

1. 現状

(1) 教育活動等に関する情報の公開

ア 年次ガイドブックの刊行とホームページによる情報公開

本法科大学院では、入試・広報委員会の広報担当（副委員長）が取りまとめ役となって、各年度が始まる前に「ガイドブック」を刊行するとともに（2004年度用は30,000冊、2005年度以降は25,000冊）、専用のホームページを開設して¹⁹、本法科大学院の教育活動等に関する情報を公開している。

ガイドブックでは、本法科大学院に関する情報、わけても、特色ある科目の教育内容、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介している。

ホームページにおいては、それら基本情報の概要を掲載するとともに、具体的な教育活動等に関する最新情報をも公表して、入学希望者のみならず、広く社会に向けて、的確な情報の提供を行っている。

イ 積極的な各種の啓蒙・広報活動

本法科大学院では、入試・広報委員会が中心となって、法科大学院への進学を考えている全国の多くの人達を対象にして頻繁に説明会および相談会を実施するとともに、学内・学外を問わず、各種メディアを通じて積極的に各種の情報提供・広報活動を行っている。

例えば、社会に対しては、本法科大学院専任教員による講演会を実施することで、本法科大学院における教育活動の一端を紹介しており、本学学部生の父母あるいは卒業生に対しては、父母ないしは卒業生が集会する機会あるいはその機関誌を通じて、本法科大学院、さらには、法科大学院自体の意義について情報発信をしている²⁰。

ウ C L S 教務システムの活用

教職員および学生間での教育活動に関する情報の提供・交換・共有を図るシステムとして、オンライン・ネットワークを活用した「C L S 教務システム」が構築され、稼働している。学内からはもちろん学外からのアクセスも可能な

¹⁹ 前掲・事務課保管資料 1-2 「ホームページのトップページ」

²⁰ 具体的実施状況については、事務課保管資料 1-10 「対外的情報提供の機会」を参照。

このシステムを通じて、教職員および学生に対する迅速かつ公平な情報提供が確保され、授業科目担当教員と科目履修学生との間での双方向・多方向コミュニケーションが実現しており、学生からの課題ペーパーの提出や意見集約などにも利用されている²¹。このほか、教員間、あるいは教職員ないしは学生間において、eメールやメーリングリストによる情報提供・意見交換が行われていることはいうまでもない。また、重要な事項については安全を期すため、紙媒体の配布・掲示も補完的に行われている。

● C L S 教務システムの教員・学生間の利用機能概要

教 員	学 生
お知らせ	
判例データベース（学外からも利用可能）	
時間割・履修社名簿作成等	履修申請 ・成績の確認・証明書の発行申請等
科目履修者へのおしらせ	お知らせ・課題等の確認
講義内容作成	講義照会
課題作成・採点	課題提出
アンケート 作成・集計	アンケート回答・確認
意見交換	意見交換
ホームルーム	ホームルーム（学生）

（2）学内外からの評価や改善提案を受ける体制

本法科大学院では、自己点検評価委員会において、教育活動等の自己点検評価を実施し、自己点検評価報告書を作成する一方で、各界の有識者からなるアドバイザリーボードを構成し、自己点検評価報告書に基づき、教育活動等に対する第三者評価と改善提案を受ける体制を整えている。同報告書にアドバイザリーボードの評価・提案等を収録して「自己点検評価報告書（教育研究活動年次報告書）」を完成させ、その概要については、本法科大学院のホームページにおいて外部に公表している。

2. 点検・評価

教育活動等に関する情報の公開は、各年次刊行のガイドブックとホームページによって行われているほか、各種の積極的な啓蒙・広報活動が展開されている。また、教職員と学生との間の情報交換は、C L S 教務システムを通じて行われて

²¹ C L S 教務システムの仕組みと内容、教員と学生の発信・受信・受信画面については、事務課保管資料 1-11「C L S 教務システムにおける情報交換機能の内容」および事務課保管資料 1-12「C L S 教務システムにおける情報提供・交換の仕組み」を参照。

いる。

公開された情報に関しては、広報担当と直接の窓口である事務課により、質問受付体制が整えられ（連絡先はガイドブック等に記載）、多くの相談会や説明会においても懇切丁寧な質問対応がなされると同時に、学内外からの評価や改善提案を受ける体制が十分に整備されている。

3. 改善計画

本法科大学院は、前述のように、ビジネス・ローヤーや渉外・国際関係法ローヤーの養成を1つの目標とし、教育課程において在學生に外国の大学や諸機関における教育経験を積ませるなどの工夫を施しているが、外国人に対する情報発信は、十分ではない。従って、今後の改善計画としては、海外に向けて「国際的な情報発信」を充実させることがあげられる。開校から2年間ほどは、ホームページにおいて、法科大学院制度および本法科大学院の創設について、英文で概略的説明を掲載していた（現在は削除）。国際的な情報発信は、わが国の法科大学院制度自体が「外国人向けのLL.M.コース」など留学生受け入れのための制度設計を整えていない現段階においては、必ずしも急務とはいえないが、本法科大学院において外国人留学生の科目等履修（ひいては正規入学）の可能性もわずかながら現実化しつつある現在、今後取り組むべき課題の1つであると考えている。

1-6 学生への約束の履行

1. 現状

大学紹介や入学者選抜要項等で入学志望者に対し表明した「教育活動等の重要事項」（開設科目や教員の配備等法科大学院の教育活動にとって重要な部分で、入学志望者等が志望校選択の際の判断要素となっているもの）については、すべて誠実に実施している。

開講予定科目の未開講はない。また、開設年度の着任予定者のうち、やむを得ない事情により着任できなかった専任教員が2名いた（1名は最高裁判所裁判官に就任したためであり、もう1名は弁護士業務遂行上の支障のためである）が、

兩名が担当予定であった授業科目（いずれも展開・先端科目）は、開講前に適切な担当教員を配置しており、授業運営上の支障は生じなかった。

本法科大学院は大規模な学生定員を有するが、法律基本科目においては1クラス約50人規模において少人数教育を実現して、双方向・多方向授業を行っている。但し、選択科目である基礎法学・外国法科目の一部と展開・先端科目の一部の科目においては、履修希望者数が多くなったことに対応して担当教員の増員とクラス増設に努めた（但し、2010年度では、履修者数が100名を超えた科目が若干生じた）²²。

学生に対しては、各学期に2回実施する授業評価アンケートに加えて、学期の中間に修学環境アンケートを実施し、期末に学年毎またはクラス毎のミーティングを開催して、運営上の質問や要望を受けつけ、意見交換をする体制を充実させている。各種の要望に回答をして、学修環境の改善と向上に努めており、「教育活動の重要事項」については、学生からのクレームはない。但し、学生の収容人数が増すにつれて、1人1席を確保している自習席やロッカーの設置方法等、施設に関する改善要求が増しており、また、クラス編成と時間割編成の都合によって一部のクラスに授業科目選択上の不便が生じることがあり、2010年度では、自習室の増設（1部屋を増設し、既存の自習室の環境を整備した）や時間割の工夫などの対応を図った。なお、2009年度は、一部教員研究室の別棟への移動に伴い、学修指導室の増設を行い、2010年度においても稼働した。

2. 点検・評価

授業科目は予定通り開講され、各科目の履修者数の動向を踏まえて、専任教員の授業科目の一部担当変更や非常勤教員の増員を行い、少人数による充実した教育の実践に努めている。とりわけ、実務基礎科目において、履修希望が多い「リーガル・クリニック」「法文書作成」については、昨年度より、経験豊富な実務家非常勤教員の増員をはかり、また、「エクスターンシップ」については、希望者を全員受け入れることができるように受け入れ法律事務所・企業法務・官公庁等の新規交渉による増設を図り、理論と実務の架橋を図る法科大学院教育課程の趣旨を重視した運営努力を重ねている。

²² 資料8 履修者数一覧表

3. 改善計画

教育活動の充実に向けて、新しい施設の取得と活用を具体的に検討すべき時期が迫っているが、既存施設を有効活用できる範囲で、教員の配置、時間割の再編成等により、少人数クラスを維持しつつ教育効果を向上させる方策をさらに検討している。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜<入学者選抜基準等の規定・公開・実施>

1. 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院では、『入学者選抜要項』冒頭に「入学者選抜の方針」(アドミッション・ポリシー)として、「多様な分野で活躍できる専門法曹を養成することを目指し、明確な将来目標を持った優秀な人材を受け入れる」ために、「客観性、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、総合的な観点から選抜を実施する」ことを明らかにし、具体的には「適性試験の成績、本法科大学院独自の個別試験の結果および志願者の提出書類の内容等を勘案し、総合的な観点から評価して」入学者選抜を行うとしている。

(2) 選抜基準および選抜手続の内容

本法科大学院では、2011年度入試までは、一般選抜と特別選抜を、時期を異にして実施してきた。以下、それぞれの選抜について述べる。なお、いずれの選抜においても、大学入試センターもしくは日弁連法務研究財団の実施する法科大学院適性試験の受験が必須の要件となっている。

ア 一般選抜

一般選抜試験では、2年課程の法学既修者コース(200名)と3年課程の法学未修者コース(2004年度は100名、2005年度より90名、2011年度より65名)の2種類の選抜を行っている。志願者は自己の希望により、いずれかのコースを選択することも、双方を併願することもできる。法学未修者コースの選抜においては、筆答試験と書類審査による第1次選抜を行い、その合格者に対して面接試験と書類審査による第2次選抜を実施するという2段階選抜方式を採用している。他方、2011年度より法学既修者コースでは面接試験が廃止され、1段階選抜方式が採用された。

第1次選抜の筆答試験の内容は、法学既修者コースでは法律科目試験(後述)、法学未修者コースでは小論文を課している。

小論文について、従来は、出題趣旨の異なる2つの問題を出題していた。し

かし、小論文試験の目的が、文章の理解力、問題把握能力および論理的な文章作成能力の評価にあることに鑑みれば、必ずしも2問を課する必要はなく、むしろ1つの課題文とそのテーマについて入念な検討を求め、複眼的な角度からこれらの能力を判定することが効果的と思われる。そこで従来課していた2つの課題の得点分布とその相関を慎重に検証した結果、2009年度の入学者選抜から課題は1問とし、試験時間は90分に短縮した。なお、配点については、変更せず100点満点のままとしている。

第1次選抜の合否判定にあたっては、筆答試験の成績を中心とし、適性試験の成績および提出書類（「志望する法曹像」、学部成績、外国語運用能力ならびに法学以外の専門分野での職業経験ないし資格など）を総合的に評価している。その際の選抜基準について、従来は、「法律科目試験の成績を中心とし、提出書類も含めて総合的に合否を判定します。」（法学既修者コースの場合）、「小論文の成績を中心とし、提出書類も含めて総合的に合否を判定します。」（法学未修者コースの場合）という内容を『入学者選抜要項』に記載していた。しかし、これを、2009年度の選抜試験から「法律科目試験の成績、適性試験の成績および提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定します」（2011年度からはさらに「日弁連法務研究財団の法学既修者試験（7科目）の成績」が加えられている）（法学既修者コース）、「小論文の成績、適性試験の成績および提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定します」（法学未修者コース）と改めることとした。従来の、法律科目試験ないし小論文の成績を「中心とし」という表記は、法科大学院開設当初において、種々の評価要素の信頼性が必ずしも明確になっていなかったという状況を反映したものである。その後の経験を踏まえ、筆答試験以外の要素もそれ相応に評価されるべきものと考えられ、実際には、前述のように筆答試験の成績を中心としつつも、他の適性試験等の成績にも十分な配慮がなされ、多様性をもった選抜がなされている。その意味では、選抜基準のかつての記述内容は遵守されていた。しかし、他方において、従来の表記は、筆答試験のみを重視しそれ以外の評価項目を軽視する印象と傾向を志願者にもたらす懸念なしとしない。そこで、本学の採用する総合選抜方式をより明確にするために、このような記載の変更をすることとなった。

法学未修者コースにおける第2次選抜の面接試験では、事前に、受験者に対

して「面接試験は、法曹になろうとする意欲の程度、中央大学法科大学院で学ぼうとする強い意志の有無、論理性・社会性・成熟性・コミュニケーション能力その他法曹としての資質の有無などを確認するために行います。」と記載した文書を送付し、試験の趣旨を明確に説明している。面接時間は1人あたり20分程度であること、面接委員は2名であることも併せて通知している。第2次選抜では、面接試験の結果を踏まえて、第1次選抜の成績を考慮して、総合的に合否が判定されている。この点も『入学者選抜要項』3頁に記載されている。

なお、出願資格の制限について、ここで付言しておく。本法科大学院としては、プロセスとしての法曹教育の重要部分を担う法科大学院において、その教育課程に在籍中の者が（他の法科大学院修了資格により）新司法試験を受験する事態は好ましいものとはいえないと判断した。そこで、2008年度の選抜試験からは、一般選抜の受験資格として入学年の4月1日時点において、法科大学院修了後5年を経過しない者を除くように変更を加えた。

イ 特別選抜

出願時において大学の学部3年次に在学し、特に優秀な成績を収めている者について、その潜在的学修能力を評価し、いわゆる飛び入学の機会を与える趣旨で、2005年度より2011年度まで特別選抜を実施してきた。所属学部の早期卒業見込者も、所定の成績要件を充足する限り出願することができた。募集コースは法学未修者のみで、募集人員は若干名としていた。この選抜試験は、一般選抜終了後の10月から12月にかけて下記のように段階的に行われてきた。

この募集では、学部における継続的な学修成果を評価し、早期卒業予定候補者のほか、最高履修評価（100点満点で80点以上の成績）が修得単位数の75%以上を占める者、および国家公務員採用I種試験最終試験または公認会計士試験論文式試験に合格した者で上記の学部成績が65%以上のものに受験資格を認めていた。

志願者は、原則として事前に本法科大学院に来訪し、専任教員と面談し、法科大学院の制度趣旨や学修内容を十分に理解した上で志望の確認を行うこととしていた。第1次選抜として、A4版7枚ないし9枚（8000～10000字程度）の小論文（リサーチ・ペーパー）を作成、提出させ、適性試験成績および提出書類の内容を総合的に判定する書類審査を行い、その合格者に、第2次選抜と

して面接試験を実施して、その結果を含めた総合的な判定により合否を決定していた。面接試験の時間は1人あたり30分と長く設定し、他は、一般選抜と同様の趣旨・形式であり、その情報も予め受験者に通知していた。

(3) 学生受入方針、選抜基準、選抜手続内容の公開方法および時期

選抜試験に関する上記の情報は、その確定版を『入学者選抜要項』によって公表している。その配布時期は、一般選抜用が5月中旬、特別選抜用が6月初旬であり、受験予定者が出願時までには十分な時間的余裕を持てるように配慮されている（一般選抜で約2カ月、特別選抜で約4カ月）。それ以前にあっても、各種説明会会場や申込によって配布されるガイドブックに概要を掲載し、ホームページ上でも公開している。また、次年度の選抜試験の方式・内容が前年度のものとは異なることになった場合には、逐次、速やかにホームページ上で公表している。

公開の方法・時期は以下の一覧表の通りである。

選抜年度	対象	配布方法	配布日		
			2009 年度	2010 年度	2011 年度
ガイド ブック	受験希望者、その他（高校生、高校教員、学部学生、学部生の父母等）	説明会、郵送、中央大学各キャンパス	2008年 4月15日	2009年 4月15日	2010年 4月15日
選抜要項 (一般)	受験希望者	説明会、郵送、中央大学各キャンパス	2008年 5月15日	2009年 5月14日	2010年 5月13日
選抜要項 (特別)	受験希望者	説明会、郵送、中央大学各キャンパス	2008年 6月2日	2009年 6月1日	2010年 6月1日

他方で、入学者選抜は定められた入学者選抜基準・選抜手続に従って実施されており、選抜の公正さ・公平さに疑問が提起される事態（投書やクレーム）は、

これまで生じていない。

なお、過去3回分の、本法科大学院の入学選抜の概要は、下表のとおりである。志願者数は、2004年度以来2010年度まで全国最多を続けてきた。本法科大学院の求める人材を確保するのに十分な母数である。また、第1次選抜の合格者も、第2次選抜が有効となりうるだけの人数が確保されている。

中央大学法科大学院 入学選抜の推移

年度	2009				2010				2011			
	一般入学者選抜			特別入学者選抜	一般入学者選抜			特別入学者選抜	一般入学者選抜			特別入学者選抜
募集コース	既修者	未修者	計	未修者	既修者	未修者	計	未修者	既修者	未修者	計	未修者
募集人員	200	90	290	若干名	200	90	290	若干名	200	65	265	若干名
出願者数	1,695	1,032	2,727	16	1,648	856	2,504	15	1,394	546	1,940	6
第1次選抜合格者数	579	249	828	14	558	231	789	10	-	301	301	6
最終合格者数	369	213	582	9	388	163	551	6	398	162	560	2
男性	290	132	422	2	295	83	378	4	323	79	402	2
女性	79	81	160	7	93	80	173	2	75	83	158	0
適性試験平均点 ※注1	71.44点	76.54点	73.3点	-	68.74点	71.07点	69.43点	-	68.77点	67.41点	68.37点	-
平均年令	23.9才	23.5才	23.8才	-	23.23才	23.33才	23.26才	-	23.32才	23.35才	23.33才	-
非法学部・ 社会人の比率	21.4%	34.7%	26.3%	-	18.0%	33.7%	22.7%	-	13.6%	43.8%	22.3%	-

※注1：(財)日弁連法務研究財団の適性試験の得点については、同財団が提供する対応付け表に基づいて、(独)大学入試センターの点数に換算して掲載しています。

※注2：特別入学者選抜は、2005年度から実施しています。

2. 点検・評価

上記の受入方針は、幅広い志願者の基礎的学修能力を重視しつつも、各自の意欲と個別的な長所にも十分な配慮を加えるという点で、本学の方針を志願者に明確に伝えるものと考えられる。また、幅広い活動領域を想定し6つの理念型をもって提示された、リーガル・ジェネラリストおよびリーガル・スペシャリストの養成に貢献しようとする本学の教育目標に適合したものである。

特別選抜に関していえば、学部3年在学段階の年齢で法曹としての職業選択をすることになり、時として熟慮を欠いた志望決定となるおそれがあるが、これに対しては、上記事前来訪時の質問・説明等の対応によって、より冷静な判断を行う機会が提供されることになり、志願者の特性に応じた手続きとなっていたといえる。現に、事前に来訪しながら出願しない者もいた。このような機能も併せ持つ特別選抜は、AO入試のより望ましい形を追求するものであって、選抜方法の

多様化に資するものとして位置づけられていた。なお、その実施当初には、この方式による入学者の学修成績は良好であり、特別選抜は所期の成果を挙げていた。しかし、最近では、志願者の数が減少し、その所属学部等の多様性も失われ、課題小論文の質も低下するといった傾向が顕著になっていた。

以上のような選抜基準・手続は本学の入学者選抜基本方針と整合している。基準設定も、志願者の出身校や専門分野と関連することのない中立的なものとなっており、公平さ、公正さに欠けるなどの問題点は見いだされない。

受入方針、選抜基準、選抜手続の内容は、『入学者選抜要項』を中心とした印刷物に明確に記載し、志願者に十分な考慮期間が与えられる時期に配布している。さらに、過年度の手続等に変更がある場合には、『入学者選抜要項』の配布前であっても、機関決定の後速やかにホームページに掲載して周知を図っている。

また、入学者選抜試験については、選抜基準・手続の規定に従い、公平かつ公正に実施されてきたと考えている。

付言すれば、筆答試験および面接試験の評価は、客観性と公平・公正さを担保するために、それぞれ必ず複数の教員が担当する体制をとっている。加えて、面接委員の配置に関しては、学部のゼミナールで指導した学生の面接担当を回避するなど、公正さに疑念を生じないような措置をとっている。さらに、面接試験における受験者の主観的要素等に配慮して、面接委員が消極的な評価をなす場合には、必ずその理由を採点表に記入することとし、事後的な点検が可能となるように配慮している。

ちなみに、中央大学出身者が入学者全体に占める割合は、過去3年間において約2割強で推移しており、入学者が自校出身者に偏っているようなことはない。

なお、正規合格者の決定と同時に追加合格候補者の決定も行い、該当者にその旨通知している。その通知では、順位付けがゾーンで示されており、候補者が自己の位置を知ることができるよう配慮されている。

3. 改善計画

(1) 一般選抜における面接試験の改廃

2011年度入試から、既修者試験における論述式試験の法律科目数の拡充に伴い面接試験が廃止されている。その理由は、法律科目試験のような選抜基準を持た

ない未修者選抜では、判定をより入念に行うために、未修者試験における面接試験の時間をこれまでより長くし、さらに志望者調書（ステートメント）を記載内容・分量を一層充実させるという変更を行うことに伴い、人的資源の調整が必要になったことにある。また、面接試験を廃止することによるマイナスは、志望者調書の充実を既修者試験においても行うことによって十分補うことができると考えている。

なお、法学未修者コースにおける一般選抜の面接試験に関しては、法曹となる意欲や資質、コミュニケーション能力の判定により一層適した実施方法のあり方を検討している。既に面接用のマニュアルを作成し、面接委員に配布しているが、2011年度から面接試験の評価を従来の3段階から4段階に改めて、より適切な評価ができるように改善している。

（2）特別選抜の廃止と法学未修者コースの出願資格の拡充

特別選抜において志望者の質と量とが低下した要因としては、出願時に学部3年次に在学して特に優秀な成績を収めている者には、各法科大学院の法学未修者コースに入学する途が拓かれている一方で、本学の特別選抜では課題小論文の作成・提出が重い負担になり、またその合格発表も12月になることから、その魅力が乏しいものと考えられる。そこで、検討の結果、特別選抜の制度を廃止し、2012年度より実施しないと同時に、法学未修者コースの出願資格をより開放的なものに改善するように決定した。従来の特別選抜によって判定される学部3年生等の法曹適性は、法学未修者コースの入試選抜における提出書類（「志望する法曹像」等）、小論文試験および面接試験の内容と方法の拡充によって、個別に判定することが可能であるので、今回の制度改革は、志望者にとっても、むしろ魅力的なものに改善されることになる。

2-2 既修者認定<既修者選抜基準等の規定・公開・実施>

1. 現状

「中央大学専門職大学院学則」第75条および第76条により、本学の法学既修

者試験に合格した者は、本法科大学院における 1 年次配当の法律基本科目 30 単位を履修免除され、2 年次配当の授業科目から履修することができる。履修免除される科目は、公法系として「人権の司法的救済（3 単位）」「行政活動の法的統制（2 単位）」、刑事法系として「刑法（3 単位）」、「刑事訴訟法（3 単位）」、民事法系として「民法（Ⅰ～Ⅳ計 12 単位）」「商法（Ⅰ・Ⅱ計 4 単位）」「民事訴訟法（3 単位）」である。

したがって選抜試験においては、これらの法律科目について 1 年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識・学力を有することの判定が行われなければならない。この条件を満たすために、法学既修者コースの選抜試験では、従来の憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法および刑事訴訟法の 7 科目の短答式試験に代えて、日弁連法務研究財団既修者試験（7 科目）の成績を提出させることとし、論述式試験として、憲法、民法、刑法、商法（各 120 点）ならびに行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法（各 80 点）の 7 科目を課している。この科目構成は、上記の 1 年次生の法律基本科目のカリキュラムに対応している。

問題作成にあたっては、1 年次における当該科目の教育内容・水準に合わせた出題となるような配慮をしている。さらに、個別の科目についても既修者認定にふさわしいかどうかを判定する必要があることから、法律科目の総合点が合格ラインに達していたとしても、1 科目でも最低基準点（科目により異なる）を下回った場合には、第 1 次選抜の段階で不合格としている。この措置は、短答式試験、論述式試験の双方についてとられている。

以上の法学既修者判定試験の趣旨および、上記の選抜方法については、「入学者選抜要項【一般入学者選抜】」3 頁（注 2）に以下のように明記されている。

「法律科目試験は入学者選抜であると同時に、1 年次の法律基本科目（33 単位）の履修を一括免除するための既修者判定試験であるため、1 科目でも成績が極端に悪い場合には、既修者との判定に至らず、不合格となる場合があります。」

また、過去の出題は、ホームページ上で公開されている。

なお、既修者選抜や既修単位認定について、入学希望者や学生から意見を聴取したことはない。

既修者認定・既修単位認定は、定められた選抜・認定の基準・手続に従って実

施されている。(既修者認定の実績は下表のとおり)

	2008年度		2009年度		2010年度	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
学生数	321名	217名	291名	195名	271名	206名
学生数に 対する割合	100%	67.6%	100%	67.0%	100%	76.0%

既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は、これまで生じていない。

2. 点検・評価

日弁連法務財団による認証評価で示された上記の指摘に応えるとともに、以前から上記3科目を担当する教員から出されていた要望にも応えるために、2011年度入試（2010年度に実施）から、新たに行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目にも論述式試験を導入した。この変更により、この3科目の出題に加えて従来の短答式試験の出題を継続することは本学の人的構成に照らして非常に困難であるので、本学が独自に短答式試験問題を作成することを廃止し、日弁連法務財団既修者試験をこれに代えて短答式試験を実施することとした。

既修者選抜では、法律科目試験等で法曹適性を的確に判定することができるので、面接試験が廃止された。これらの改革については、今後長期的に追跡調査を重ねる必要がある。

なお、この変更については、決定後直ちにホームページ上で告知し、あわせて、新たに論述式試験を採用する3科目のサンプル問題を公表することにより、受験予定者の準備に支障を生じないよう配慮した。

また、既修者選抜・既修単位認定は、選抜・認定の基準・手続の規定に従い、かつ公平・公正に実施されているものと考えている。ただし、2011年度入試において、日弁連法務研究財団が実施する法学既修者試験の7科目の本学受験者得点分布を点検すると、各科目間に相当な差異が見られ、かつ若干の科目では下位に

集中する傾向も見られた。学部での履修者が少ない科目（例えば行政法）があると同時に、試験問題自体の難易・形式等に問題があるとも考えられ、日弁連法務研究財団既修者試験の担当者との相互連絡を一層密にして、その改善を図る必要がある、本学が独自に実施している論述試験でも、受験者得点分布に偏りのある科目が散見されたので、以下のような改善策を検討中である。

3. 改善計画

よりの確な法学既修者認定を実施するために論述式試験の対象に追加された3科目中の行政法については、各大学の法学部では必修科目とされているとは限らず、これを未履修の学生も多いのが現状であるため、本学の志願者にとって適度な負担となっている可能性も否定しえない。将来における推移を見ながら、本学1年次配当の法律基本科目としての行政法の位置づけを含めて、その改善策を目下検討しているところである。

また、法学未修者選抜における面接試験については、法曹適性にとって重要な口頭表現力の判定には有効であるが、その論述能力とは相反する傾向も見られることが指摘されており、その改廃を含めた試験方法の改善策を検討中である。具体的には、論述式試験では出題の内容に一層の工夫が必要であり、出題される科目中の領域を特殊なものとしせず、より一般的な領域につき基礎的な理解を問うものでありながらも、その理解力の差異を明確に判定できるような深みのあるものとなるように、出題主査の会議において意見交換を重ねることとする。また、その採点実施に当たり、その採点基準を事前に作成して入試広報委員会に提出させているが、今後さらに採点誤差を最小化することのできるような検証システムの制度化が必要であり、その検討が現在なされている。

2-3 多様性＜入学者の多様性の確保＞

1. 現状

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者 を除く)	実務等経験者又 は他学部出身者
入学者数 2010年度	271名	38名	37名	75名
合計に対する 割合	100.0%	14.0%	13.7%	27.7%
入学者数 2009年度	291名	41名	50名	91名
合計に対する 割合	100.0%	14.1%	17.2%	31.3%
入学者数 2008年度	321名	50名	51名	101名
合計に対する 割合	100.0%	15.6%	15.9%	31.5%
3年間の入学 者数	883名	129名	138名	267名
3年間の合計 に対する割合	100.0%	14.6%	15.6%	30.2%

「他学部出身者」の定義では、カリキュラムにおいて法律学の履修を主とする（おおむね法律科目が50%以上の）課程以外の出身者という実質的基準を採用している。これにより、本学法学部を例にとれば、政治学科の出身者は、他学部出身者とされるが、国際企業関係法学科の出身者の場合は法学部出身者として扱われる。

「実務等経験者」（いわゆる社会人）の定義については、まず、法科大学院入学時点において大学（学部）卒業後少なくとも3年が経過していることを条件としている。この3年は、法科大学院における学修や法曹としての活動に生かされる専門知識や社会的経験を獲得するために最低でも必要と考えられる期間として設定されている。したがって、卒業後3年を経過していても、その期間中社会的活動に従事せず、国家試験や各種資格試験の受験勉強に専念していた者は除かれている。他方において、実務等経験は必ずしも就業体験に限られず、主婦、ボラン

ティア、非正規雇用者なども含むものと定義されている。法科大学院入学者選抜において重視される専門的知識や社会的問題意識は、幅広い社会的活動や実生活における体験によって培われるものと考えられるからである。

上記の定義は『募集要項』9頁に明記されており、これに該当する志願者は、志願者調書において自己の分類を記号で示すことになっている。さらに、実際の選抜段階において、「実務等経験」の具体的な内容が検討されている。

これらにより、本法科大学院の入学者に占める「他学部出身または社会人」の割合は、開設年度である2004年度以降2009年度に至るまで、毎年3割以上が確保されていた。2010年度は27.7%とはいえ、なお直近3年間の平均値も30.2%に達している。

2. 点検・評価

「他学部出身者」「実務等経験者」の定義については、特に問題はないと考えている。

3. 改善計画

「他学部出身者」「実務等経験者」の構成割合は求められる基準を満たしているが、年度により変動も見られることから、今後とも、多様性・開放性を確保する入学者選抜に努めていきたい。具体的には、2011年度入試から、入学者選抜要項に、合格者の一定割合について、特に優れた外国語運用能力を総合評価の中で重視すること、および、未修者の一般入学者選抜においては、他学部出身者または社会人を一定程度優先的に合格させることがあるとの新たな方針を立て、受験生に周知している。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織(1)＜専任教員の必要数及び適格性＞

1. 現状

(1) 教員割合

本法科大学院の収容定員数（学生数）900名に対して、専任教員の総数は68名である。

(2) 教員適格性

本法科大学院設置当時の専任教員にあつては、学内の任用基準²³に照らし、十分な業績（研究業績または実務上の実績）および教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに、いわゆる設置基準（専門職大学院設置基準[平成15年文部科学省令第16号]）に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置した。

設置後の専任教員の採用は、学内の任用基準に基づき行われている。また、法科大学院の自己点検評価報告書作成の際、各教員の教育・研究に関する「教育研究活動年次報告（教員別教育研究活動報告）」（以下、「教員別報告」という。）が作成されている。

(3) 専任教員の必要数

本法科大学院の法律基本科目の分野ごとの必要専任教員数および実員数は、以下のとおりである。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	4		4	2	2	4	
実員数	4	2	10	6	5	6	5

(4) 科目適合性

対象の専任教員の科目適合性については、法科大学院設置当時の専任教員

²³ 資料4 中央大学法科大学院内規集5、6、7「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規、基準、手続要領」

および設置後に任用された専任教員のいずれにおいても、研究業績または実務上の実績および教育経験と教育能力を厳格に審査している。また、各教員の教育・研究に関する「教員別報告」が作成されている。

2. 点検・評価

法科大学院の収容定員数が 900 名であるのに対し、専任教員の総数は 68 名であることから、専任教員 1 人当たりの学生数は 13.2 人となる。これにより、評価基準の専任教員が 12 名以上おり、かつ学生・教員比（学生 15 人あたり教員 1 人以上の割合）を十分満たす水準にある。各専任教員の適格性は、採用時の厳正な審査によって担保されているとともに、毎年各自の「教員別報告」の作成を通じて確認されている。

また、各分野の専任教員数は基準の必要数を充足している。科目適合性についても、特に問題はないものと思われる。

3. 改善計画

現在のところ、特段の改善の必要性は認められない。

3-2 教員体制・教員組織（2）＜教員の確保・維持・向上＞

1. 現状

本法科大学院の専任教員数は、68 名（内 20 名が 5 年以上の実務経験を有する実務家教員）である。

なお、本法科大学院では、実務家教員採用に際し、実務経験年数・手がけた案件の内容・公刊論文等の要素を慎重に判断して実務上の能力を厳格に審査している²⁴。

2. 点検・評価

5 年以上の実務経験を有する実務家教員の割合は、29.4%であり、評価基準の 2

²⁴ 資料 4 中央大学法科大学院内規集 6「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」

割以上であることという要件を満たしている。実務家教員の適格性についても問題ないものと思われる。

3. 改善計画

現在のところ、特段の改善の必要性は認められないが、実務家教員は、「特任教員」または「みなし専任教員」として着任することが多いため、任期終了に伴う再任または後任の採用にあたっては現在の充実した実務家教員体制を維持するよう、中長期的な展望をもって人事計画を策定・遂行している。

3-3 教員体制・教員組織（3）＜専任教員の構成＞

1. 現状

2010年5月1日現在の専任教員全員の数と、その内の教授の数は以下のとおりである。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	65名	3名	68名	19名	1名	20名
計に対する割合	95.6%	4.4%	100%	95.0%	5.0%	100%

※上表には特任教員を含む。

教授は、任用基準²⁵に定められた資格要件、認定手続に基づいて採用されたものである。また、前述のように、定期的に各教員の教育・研究に関する「教員別報告」が作成されている。

2. 点検・評価

本法科大学院における教授の数は、専任教員全体の95.6%を占めており、評価

²⁵ 資料4 中央大学法科大学院内規集6「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」

基準を満たしている。また、教授の適格性についても問題ないと思われる。

3. 改善計画

現在のところ、特段の改善の必要性は認められない。

3-4 教員体制・教員組織（4）＜教員の年齢構成＞

1. 現状

本法科大学院専任教員における2010年4月末日時点での年齢構成は以下のとおりである。

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	2名	8名	22名	16名	0名	48名
		4.2%	16.7%	45.8%	33.3%	0%	100.0%
	実務家教員	0名	5名	12名	3名	0名	20名
		0%	25.0%	60.0%	15.0%	0%	100.0%
合計		2名	13名	34名	19名	0名	68名
		2.9%	19.1%	50.0%	27.9%	0%	100.0%

2. 点検・評価

開設当初において年齢構成を配慮した教員体制がとられ、その後も、70歳定年制と年齢構成を配慮した教員採用により、低年齢層や高年齢層に過度に偏ってはいない。上記の表からも明らかなように、とくに40歳以下の教員2.9%、41歳～50歳の教員19.1%であり、教員の多様性や教員・研究水準の維持発展の観点からして、教員の年齢構成は、バランスがとれたものとなっている。

3. 改善計画

現時点において特に改善を要する点はない。しかし、これまでと同様、新規採用人事の際にも、教員の年齢構成に配慮していく予定である。

3-5 教員体制・教員組織（5）＜教員のジェンダーバランス＞

1. 現状

本法科大学院の専任教員、兼担・非常勤教員それぞれについて、男女別の人数は以下のとおりである。

性別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	47名	19名	18名	49名	133名
	97.9%	95.0%	90.0%	89.1%	93.0%
女	1名	1名	2名	6名	10名
	2.1%	5.0%	10.0%	10.9%	7.0%
全体における 女性の割合	2.9%		10.7%		7.0%

2. 点検・評価

現在、女性専任教員は2名であり、結果的には、必ずしもジェンダー構成に配慮がなされているとはいえない。だが、非常勤教員の採用等において、女性教員を積極的に採用する努力をしている。また、実務講師は18.3%が女性である。

3. 改善計画

今後も、本人の諸事情に併せた任用形態（特任教員、非常勤教員等）を整備しつつ、女性教員の採用に努める予定である。

3-6 教員支援体制（1）＜担当授業時間数＞

1. 現状

本法科大学院に所属する専任教員が担当する授業時間数は、以下のとおりである²⁶。

²⁶ 事務課保管資料 3-1 教員担当コマ数一覧

【2010年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	28.96	12.00	5.80	18.91		50分=1コマ
最短	0.00	5.26	3.00	0.00		90分=2コマ
平均	11.67	7.80	3.59	12.38		

【2010年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	25.00	10.00	5.80	18.50		50分=1コマ
最短	0.00	4.86	3.00	0.00		90分=2コマ
平均	10.51	7.19	3.92	11.84		

- [注] 1 教員が中央大学において担当する週当たりの最長、最短および総平均授業時間（コマ数）を記載した。
 2 兼任教員については、本法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載した。
 3 本学では法科大学院の授業は1コマ＝50分、法科大学院以外の授業は1コマ＝90分のため、50分授業を1コマ、90分授業を2コマとして計算した。
 4 半期のみ担当した場合、並びに在外研究および特別研究期間制度を使用した場合、最短コマ数を0.00と表記した。

十分な授業準備の時間がとれるよう、授業時間のみでなく、委員会の負担が過重にならないよう工夫がなされている²⁷。また、各種の委員会にあって、メーリングリストを活用して、日頃から意見交換を行う等によって、会議を効率的にするよう努めている。さらには、他大学の出講、審議会委員等の社会的活動についても研究科長に届け出ることとして、その負担が過重になっていないかを研究科長が検証できるようにしている。

2. 点検・評価

法科大学院の授業運営には入念な授業準備が求められるが、本法科大学院の専任教員が担当する授業時間数は、上記表からすると、授業準備等を十分に行うこ

²⁷ 前掲・事務課保管資料 1-13 各種委員会名簿

とができる程度であると考えられる。しかし、担当授業時間数だけでは、授業準備時間が確保されているか否かの判断は難しい。教員は、授業以外に、学生指導や組織運営業務、入試業務、文科省対応、認証評価等対応等の法科大学院の運営に多大の時間を割かざるをえない。優秀な人材を教員として確保する際、そのような教員が現実に審議会委員等の社会的活動を務めていることも多い。これらにつき、上記のように、それなりの対処がなされているが、授業時間数についても、さらに改善の余地がある。

3. 改善計画

今後も、引き続き、併任教員制度の早期解消とともに、学部や既存大学院研究科の授業担当の兼務による負担を軽減するよう、新規の人事計画を推進し、加えて、大規模な法科大学院の組織運営に必要な教務事務作業スタッフとして、引き続き、優秀な事務職員の確保と増員に努める予定である。

3-7 教員支援体制（2）＜研究支援体制＞

1. 現状

（1）人的な支援体制

教育研究支援室が、教育支援とともに、電子資料(データベース)の利用提供・代行検索、研究費関連業務、専門図書の選書補助等、各種研究支援サービスを提供している。また、システム管理室が、IT系の利用支援および情報機器の維持・管理を行っている。

（2）経済的な支援体制

基礎研究費として、専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対して、個人で行う学術研究を助成する目的で年額 42 万円（着任時のみ 57 万円）が支給される²⁸。また研究用コピーとして 1 人あたり、年間 2000 枚のコピーが可能である。その他、学内に各種の研究支援制度が用意されている（10-2 参照）。

²⁸ 別資料「2007 研究助成ガイド（専任教員用）」

(3) 施設・設備面での体制

ア 研究室の状況

各専任教員には、1人1室の研究室が用意されている（ただし、併任教員については、多摩キャンパス等で研究室を持っている者に限り、2人1室）。

イ 図書室

Westlaw、LexisNexis、Hein-On-Line等のオンライン・データベースを図書室内のPCおよび研究室のPC、種類によっては自宅から利用できる。研究活動を行うのに十分な蔵書ではないため、多摩の図書館からの取り寄せ制度があり、自宅からも申請でき研究に必ずしも支障は生じていない。

(4) 研究休暇制度の有無・内容・利用状況

2007年から在外研究制度と特別研究期間制度の運用が開始されており、(4-1-1の1(4)参照)、2010年度の実績は在外研究制度(半年間)を1名、特別研究期間制度(1年間)を2名が利用した。

(5) 法科大学院の紀要

本法科大学院の専任教員にその研究成果を公表する機会を提供するため、機関誌『中央ロー・ジャーナル』を年4回刊行しており(10-2参照)、2010年度は、予定どおり4回刊行された。

2. 点検・評価

以上からすれば、教員の研究活動を支援するための制度・環境は、基本的には、充実しているといえよう。ただし、研究室のスペースは狭く、教員の研究活動をサポートする人的体制については、改善の余地がある。

3. 改善計画

研究室のスペースの拡大は、新キャンパス整備が計画されており、そのなかで実現が計画されている。

それまでの過渡的措置として、2009年3月、学外ビルの2フロアを借り受け研究室別棟とし、11人の専任教員が研究室を移転した。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1)

<FD活動>

1. 現状

(1) 取り組みの体制と規則の整備

教授会のもとにFD(Faculty Development:組織的な教育の改善・向上)活動を企画推進する委員会として、研究科長補佐を委員長とし、専任教員が構成する「FD委員会」を設けるとともに、教育研究活動を支援するため「教育研究支援室」を設置して、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。

FD委員会は、2011年3月現在、実務家教員を含む、各科目・分野にわたる専任教員12名が委員を務めている。

教授会およびFD委員会が「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」をはじめとする下記の申し合わせ事項等²⁹を作成し、これに基づいて、法科大学院教育課程の趣旨にそった授業運営の実施に努めている。また「授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ」により、授業担当者ごとに保存管理されていた資料を一元的に保存管理する体制をとっている。

●FD活動に関する申し合わせ等

法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ
別添1 オフィスアワーの運営に関する申し合わせ
別添2 C L S教務システムの活用に関する申し合わせ
別添3 授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ
別添4 FD活動の充実に関する申し合わせ
オフィスアワー制度の運用改善のための申し合わせ
クラス・アドバイザー制度の充運用改善のための申し合わせ
法科大学院学生行為準則

「教育研究支援室」³⁰は、オンラインで授業計画、課題作成・採点、学生への

²⁹ 事務課保管資料4-1「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ等」

³⁰ 事務課保管資料4-2「教育研究支援室について(ご案内)」

連絡、学生アンケートの実施・集計等ができる「CLS教務システム」を開発・運用³¹して、法科大学院の教育研究全般にわたる活動の支援を積極的に行っている。

(2) 取り組みの内容

2010年度の取り組みは以下のとおりである。

- 1) 授業に関する中間アンケートおよび学期末授業評価アンケートの実施・集計と活用。
- 2) FD活動計画の立案と通知、各種研修企画の実施（外部企画への参画と協力を含む）、各教員への案内と参加支援。2010年度は3回（通算50回）のFD委員会が開催されている³²。
- 3) 「FD研究集会（全教員参加のFDシンポジウム・討論会）」、法科大学院教育に関する「CLSシンポジウム」の開催。2010年度には、9月21日15時～16時30分に「習練型授業への試みとしての名古屋大学シラバスシステム活用例の紹介」と題して、山田八千子教授による報告と質疑が行われ、専任教員17名の参加があった³³。
- 4) 教員の相互授業参観の実施と報告書の作成³⁴。2010年度には、録画視聴も含め、前期4名、後期6名の教員の参観があった（同一参観者が複数の授業を参観することもあるので、観られている授業は参観教員数より多い）。参観者は、参観後その感想を記録として残している。
- 5) その他、授業担当科目毎のFD活動を促進する努力をしている。2010年度末には、新しい取り組みとして、2011年度の講義要項を、分野ごとに、担当教員以外の教員が校正することを通じて、講義内容や成績評価方法の検討・統一を図る試みを行った。また、刑事系の担当者は、3年次に配当されている刑事法総合IIIで用いる教材を題材に、2011年度は4回の勉強会を開催し、内容および授業方法の改善に努めている³⁵。

³¹ 前掲・事務課保管資料「CLS教務システムについて」1-11、1-12を参照。

³² 第〇回～〇回FD委員会議事録。

³³ 「中央大学法科大学院2010年度後期FD研究集会メモ」および配布資料を別添。

³⁴ 「授業参観報告」参照。

³⁵ 開催記録と第2回の配布資料を別添。

(3) 教員研修の内容

研究者教員・実務家教員に共通した研修として、教員の相互授業参観研修の実施と報告書の作成、教育研究支援室によるC L S教務システム運用の講習会の実施、教材作成の補助、F D研究集会等の開催等を企画・実施している。

なお、研究用の学会出張等の予算のほかF D活動の出張予算を確保して、各種催しに教員が参加できるようにし、参加した教員から報告された内容を他の教員も共有することができるよう工夫している（参加報告書の提出・回覧、資料の閲覧、F D研究集会での紹介等）。また、最近では海外の法科大学院との交流の機会に、法科大学院教育の視察・調査、関係者との懇談が行われており、それを個人の成果だけにとどめず、組織的な取り組みとして報告・紹介している。

(4) 国際交流その他の研修

教員の研究専念期間等と関連する制度については、全学的に実施されている「在外研究制度」および「特別研究期間制度」を法務研究科の実情にあわせて再設計し、関係規定を整備し（2006年5月の教授会）³⁶、2007年度より実施している。2010年度の在宅研究者は2名、在外研究者は4名であった。

(5) 研究・研修の成果の公表

既存の法学部に所属する専任教員については、中央大学法学会が組織され、公法研究会、刑事法研究会、民事法研究会等の研究会が開催され、それぞれの研究成果が『法学新報』を通じて公表されており、また、日本比較法研究所においては、各種の共同研究グループが研究活動を展開して、それぞれの活動成果が「比較法雑誌」を通じて公表されており、さらに、中央大学出版部により、研究叢書等の刊行が盛んに行われているところである。法科大学院教員も、これら既存の制度を利用することができるほか、法科大学院教員による研究会および研究成果の公表の機会の一環として、中央大学法科大学院独自の研究誌『中央ロー・ジャーナル』の編集と刊行を実施している。

『中央ロー・ジャーナル』においては、実務教育科目の授業実践報告シリーズがとして、「授業実践報告」が掲載されている。2010年度は、谷雅文特任准教授の「法文書作成の現場から」（6巻4号）、遠山信一郎特任教授の「模擬労働審判

³⁶ 資料4 中央大学法科大学院内規集 16「中央大学法務研究科教員の在外研究に関する内規」および 17「中央大学法務研究科教員の特別研究期間に関する内規」

授業の試み」(7回1号)、安念潤司教授の「自己負罪拒否特権をどう教えるか」(7巻2号)、伊藤壽英教授の「振込制度と法律問題」、遠山信一郎教授の「裁判外紛争解決機関(ADR)総覧」(7巻3号)が掲載された。

2. 点検・評価

教育の質を確保するための教員の研究活動は充実しており、FD委員会を中心として授業参観や研究集会が催されているので、FD活動の「組織的取り組み」は講じられている。

ただし、授業参観についてもFD研究集会についても、教員組織の規模に照らして参加者数が多いとは言えず、これを授業に反映させる方法や取り組みがなされているかは把握されていないため、これが「適切に実施されている」という点については改善の余地がある。前述のFD研究集会で報告された「シラバスシステム」についても、これを利用している教員は2～3名にとどまっている。

3. 改善計画

FD研究集会を、教授会後の懇談会の形式で実施することによって参加率を高める。

刑事系で行われているような科目ごとの研究会の開催を促す。

授業参観や学生アンケートについては、その実施方法や取扱いを再検討する。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(2)

<学生評価>

1. 現状

(1) 学生からの評価の把握

2010年度も前後期にわたり下記のアンケートが実施された。

1) 学期中間の授業に関する学生アンケート

現に進行中の授業を改善・微調整するための積極的意見を得ることを主たる目的としていることから、計数化された項目を設定せず、自由記述による任意

回答を原則として実施した。

2) 学修環境等に関する学生アンケートの実施

学修環境等に関する学生の意見や要望は、C L S 教務システムを通じて随時提出できる方式で月次集計している。

3) 学期末の授業評価アンケートの実施

毎学期末に、各授業科目につき、各クラス別に、授業評価に関する学生アンケートを実施した。アンケートは、共通の質問項目と選択肢に基づき回答する部分と、自由に記述して回答する部分から成る無記名アンケートである。

●2010年度の授業評価アンケートの回収率（必修科目の平均）

前期中間	<u>6.3</u> %	前期期末	<u>92.7</u> %（紙ベースで実施）
後期中間	<u>4.8</u> %	後期期末	<u>93.7</u> %（紙ベースで実施）

(2) 調査結果の活用

1) 学期中間の授業に関する学生アンケートの活用

学期中間の学生アンケートは、実施後直ちに集計され、個別に授業担当教員に届けて、その学期の授業運営の参考に供している。各教員は、他の小テストやレポートの結果等と併せて、学修達成度や学生の意見・要望を把握し、現に進行中の授業運営の改善・充実に役立てている。なお、全結果につき研究科長・研究科長補佐が目を通し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合は、F D 委員会と教務委員会とも協議して具体的対応を図ることとしている。

なお、この中間アンケートの実施時期までに、前年度や前学期の期末アンケート結果に基づく教員の授業改善方針等が学内掲示されるので、学生は、その方針を見て、意見を述べる場合もあり、このことによって、授業改善の方針が翌学期に実施されているかどうか、学生の視点からも中間アンケートを通じてチェックされることになる。

2) 学修環境等に関する学生アンケートの活用

授業のみならず学修環境全般（施設・設備・学修支援・事務体制等）に関する学生の意見や要望がC L S 教務システムを通じて随時提出され、これらの声を項目別に月次集計して、関連部署に伝達して回答を求め、その内容を、学生自習室前掲示板に掲示して公表しているが、回答率が減少する傾向にある。

3) 学期末の授業評価アンケートの活用

学期末の授業評価アンケートは、実施後直ちに集計され、授業担当の各教員に個別に知らされるとともに、教員別または担当科目別に、アンケート結果に対するコメントと授業改善方針等の回答を寄せてもらい、これらは、全教員および学生に開示される。また、学期末の授業評価アンケートの集計結果は、全教員が閲覧することができ、科目毎や分野毎の授業運営に関する協議の重要な資料となっている。アンケートの集計結果は、次期の授業担当者、シラバス内容、授業方法等を、より適切に変更することを含めて、授業運営の組織的な改善・充実を図る手掛かりになっている。

さらに、前期と後期の授業評価アンケートの分析に基づき、「ベストティーチャー賞」の選考を行い、学生から評価の高かった授業の運営や工夫を明示して、当該授業担当者を表彰し、結果を公表している。2010年度は、2009年度の授業について、小木曾綾、大澤恒夫、勝野義孝、鴨下守孝、白石葉子、山田八千子の各教授・講師が受賞した。

4) 司法試験合格者との懇談会

毎年、司法試験合格者数名の参加を求め、研究科長および補佐、アドバイザーボード委員との懇談会を設けている。これは、法科大学院教育について忌憚のない意見を聴く機会であり、2010年度は、10月12日に合格者20名の参加を求めて約2時間意見交換が行われた。

2. 点検・評価

授業評価アンケートを期末だけでなく中間期にも実施し、実施中の授業運営にも成果を反映させる仕組みを備えており、また、授業内容等に限らず、学修環境等に関しても学生の意見を徴して、教育効果の向上を図っている。また、授業評価アンケートに対して、各教員がコメントを行い、今後の授業の改善・工夫の方針を学生に伝え、そうした改善結果を公表しており、アンケートを行う意義を高める工夫が行われている。

ベストティーチャー賞の制度は、受賞理由となった授業運営方法等を他の教員が参考にする機会をもたらし、また受賞教員の授業を参観して自己の授業に役立てる契機となっている。

ただし、アンケートへの学生の回答率は逡減傾向にあり、また、これへの教員の回答は必ずしも全員から得られるわけではないため、アンケートの意義やこれを授業改善にどう役立てるかについては、法科大学院開設 8 年を経て、今一度見直す時期にさしかかっているように思われる。

3. 改善計画

授業評価アンケートの意義は、学生自身が、その授業を受けて、何を習得し、何が習得できず、その原因はどこにあるのかを自ら考え、その意見を教員が知って授業に反映することで、学生も教員も授業の効果を最大化するところにある。この目的が実現できるようなアンケートの実施に向けた検討の必要がある。さしあたって、これまで公開されてこなかった学年末アンケートの学生自由記載欄については、これを全教員および学生に公開することの是非を検討する。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

1. 現状

2009年度開設科目数

	1年次	2年次	3年次	合計
法律基本科目	11	8	3	22
実務基礎科目	1	3	0	9
		5		
基礎法学・外国法科目	1	11		15
		3		
展開・先端科目 (演習・研究特論をのぞく)	1	2・3年次 配当	3年次 配当	66
		32	33	

2010年度開設科目数

	1年次	2年次	3年次	合計
法律基本科目	11	8	3	22
実務基礎科目	1	3	0	9
		5		
基礎法学・外国法科目	1	11		15
		3		
展開・先端科目 (演習・研究特論をのぞく)	1	2・3年次 配当	3年次 配当	67
		33	33	

2010 年度年次別履修単位数（平均数）

（単位：単位数）

	1 年次	2 年次	3 年次	合計
平均：法律基本科目群	29.6	21.0	5.3	55.9
平均：実務基礎科目群	0.8	8.5	1.2	10.5
平均：基礎法学・外国法科目群	1.2	3.6	2.1	6.9
平均：展開・先端科目群および演習	2.8	4.4	21.0	28.2

注) 上表は、2010 年度（単年度）における各学年の在学生の履修単位数の平均一覧を示す。

小数点第 2 位は四捨五入

2. 点検・評価

上述のとおり、本法科大学院のカリキュラムにおいては、授業科目が、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・外国法科目、展開・先端科目の 4 科目群のすべてにわたって設定・開講されている。とりわけ、本法科大学院の養成する法曹像に即した多彩な展開・先端科目が 60 科目以上開設されている³⁷。また、多様なテーマ演習、研究特論の設置により、学生は各自のキャリア・プランに即して専門性を高め、あるいは特定の課題についてのより高度な研究を行うことができるようになっている。

本法科大学院のカリキュラムにおいては、修了に必要な最低履修単位 96 単位中、実務基礎科目群で 10 単位以上、基礎法学・外国法科目群で 6 単位以上、展開・先端科目群（演習・研究特論を含む）で 24 単位以上の取得を修了の要件としている。学生の履修が特定の科目群に過度に偏ることのないよう配慮しており、学生の実際の履修状況も偏りの無いものとなっている。また、配当学期や時間割の面で、学生が現実に多様な科目を無理なく履修できるようにコマ組みを行っている。

もっとも、1 年次配当の「テーマ演習」の内容は、法律基本科目群に位置づけるべきものではないかとの指摘（もしくは「テーマ演習」は、法律基本科目群に含まれるべきではないかとの指摘）、展開・先端科目群の「有価証券法」「企業取引と法」の授業科目は、実質的には法律基本科目群に含まれるべきではないか、2

³⁷資料 1「中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2011」8 頁(カリキュラム概念図)、10-11 頁(カリキュラム一覧)、資料 3「履修要項 2010」(授業科目一覧)を参照。

年次の最高履修単位数が 38 単位とされていることは認証評価基準の趣旨に反するのではないかと、といった指摘が認証評価でなされたため、2010 年 1 月以降のカリキュラムの改訂作業の中でこれらの点についての対策を講じることにしている（2011 年度から順次新カリキュラムに移行）。

3. 改善計画

2007 年度に改訂されたカリキュラムの教育効果を見極めつつ、法律基本科目（特に未修入学者の基礎学力の向上）を図り、同時に法科大学院終了後のキャリア・デザインを支援すべく、2010 年 1 月からカリキュラムの改訂作業に着手している（2011 年度から順次新カリキュラムに移行）。

5-2 科目構成（2）＜科目の体系性・適切性＞

1. 現状

本法科大学院のカリキュラムとして前節に掲げた授業科目は、2010 年度においても開講された。なお、特講科目においては、新規立法動向を踏まえ、授業科目間での内容の重複を調整して開講しないことにした科目（例えば「証券取引法」）がある。また、テーマ演習については、新たに着任した専任教員の担当する新しい分野のテーマ演習の設置や、従来の担当経験を踏まえて、内容や運営方法を改めて、充実化や効率化を図ったものがある。

2. 点検・評価

本法科大学院では、他の法科大学院と比較しても、学生が最低限習得すべき内容が授業科目において提供されているといえ、また、授業実施時間帯（もしくは時間割？）や学期の面で学生が現実に履修できるように各科目のコマ組みがされている。また、各法律分野の教員において科目間の重複や脱落のチェックを行い、内容の調整を適宜行っているが、2011 年 4 月以降のカリキュラム改訂においては、この分野内での内容調整を徹底するとともに、分野をまたぐ内容調整にも取り組む予定である。

本法科大学院のカリキュラムにおいては、本法科大学院が養成する法曹像に対応した6つの履修モデルを学生に提示しており、各年次の到達目標および各年次において履修すべき基本科目にも配慮して、いずれのコースを選択しても体系的・効果的に履修ができるように科目を配置している。なお、「履修モデル」はいずれか1つを選びそれに沿った履修を行わなければならないというものではなく、学生の指針となる「モデル」である。学生は各自の関心や目標とする法曹像を意識して現在の履修科目を選択している際に、このモデルが参考となっている。

3. 改善計画

前述のとおり、2010年1月より、新しいカリキュラムの検討を開始し、そこで、未修入学者の基礎学力の確保と、入学から卒業まで無理なくステップアップできる科目配置を検討している。また、学生が最低限習得すべき内容を踏まえた授業科目全体の体系性の確保についても、現在でも十分なカリキュラムを提供できていると考えられるが、なお、共通的到達目標（コア・カリキュラム）に照らした点検や本学における到達目標の設定・学生への周知につき、早期に議論を開始して成案を得ることを予定している。

3年次展開・先端科目群には、将来のキャリアを見すえた履修が可能となるよう、より専門的かつ先端的な内容の科目を数多く設置して、学生のニーズに込んでいる。他方で、それが専門の縦割りの学修に陥らないよう、法曹としての総合的な実力を涵養するための履修を促している。

2007年度カリキュラム改訂により新設した「総合事案研究」は2008年度から実施された。これは、2年次までに学修した法律基本科目・実務基礎科目の知見を統合し、法曹になるために必要な事案分析力や表現能力を一段とアップさせ、実務修習への橋渡しを図ることを目標とするが、その学修効果を測定して、今後、いっそうの充実を図りたい。

また、1年次配当の「テーマ演習」の一部や、展開・先端科目群の一部の授業科目は、実質的には法律基本科目群に含まれるべきではないかとの指摘が認証評価でなされたため、それらの科目の内容を検討し、一部の科目を法律基本科目として位置づけなおし、他の科目については授業の内容を展開・先端科目と呼ぶのにふさわしい内容に改訂することを検討している（2011年4月のカリキュラム改

訂で対応)。

5－3 科目構成（3）＜法曹倫理の開設＞

1. 現状

本法科大学院では、法曹倫理を重視し、2年次の必修科目（2単位）として開設している³⁸。改訂したカリキュラムでも、維持されている。

2. 点検・評価

前年度に続いて、法曹倫理は、基本法律科目と同じく、50人規模の標準クラスで授業編成している。実務家教員3名が担当し、オムニバス方式で実施している。いずれの担当教員も、法曹倫理についての研究業績あるいは弁護士会での委員会経験等を有し、造詣の深い教員である。依頼者との関係、相手方や他の弁護士との関係、法廷における弁護士倫理、企業内弁護士の場合、広告、刑事弁護、裁判官の倫理、検察官の倫理などについて、具体的な事例を素材として法曹倫理の基本を習得させることを目標としており、充実した教育体制を取っているといえる。

3. 改善計画

法曹倫理はリーガル・プロフェッションの根幹に関わる重要性を備えている。しかし、通常法律科目と違って法曹倫理は新たなタイプの科目であり、そのあるべき教育内容については、本法科大学院において一定の経験と蓄積があるものの、今後、弁護士会、裁判所、法務省、他の法科大学院等と協議や意見交換をしながら、さらに詰めの作業を行い改善していく。

³⁸ 資料3 履修要項2010(授業科目一覧)を参照。

5-4 履修（1）＜履修選択指導等＞

1. 現状

本法科大学院が養成する法曹像および各分野の法曹を目指すための「科目履修プラン（履修モデル）」を受験者用「ガイドブック」³⁹で明示し、また、入学者用「履修要項」⁴⁰においても、上記「科目履修プラン(履修モデル)」を示している。法学未修入学者の入学段階において、適切な科目の履修選択の重要性について注意を喚起することはもとより、法学未修入学者が2年次に進学した際の履修開始時、法学既修入学者の入学年度の2年次配当科目の履修開始時にオリエンテーションを開いて、志望する法曹像やキャリア・デザインに意を用いた学修指導を行っている。さらに各学期の履修登録の時期には、学修相談会の開催や、テーマ演習や研究特論などについて、教員による個別学修相談の機会を設けており、科目履修の指導を行っている。2009年度、2010年度においても、前年度に続いて、新カリキュラムの趣旨にそった履修がなされるよう履修指導を行った。

2. 点検・評価

本学では、学生募集段階から、新司法試験の合格を前提として、養成する法曹像および科目履修プランにつき一貫した方針を示し、学生の入学後もオリエンテーション期間を中心として適切かつ明確な履修指導を行っていることは、学生の履修選択という側面のみならず、各授業科目における教材作成や授業運営、試験の実施・成績評価等の全般にわたり、体系的な教育の提示とその実践という意味で好ましい影響を及ぼしていると思われる。

他方において、自己のキャリア・デザインへの考慮だけでなく、新司法試験に過度に影響された履修選択行動をとる者もいなくはない。こうしたことに対しては、新司法試験の動向、司法研修所と法科大学院の役割分担およびそれに伴う授業内容の見直しなどとも関連して、今後の課題として認識し、適切な履修指導の強化をはかるべきものと考えられる。

³⁹ 資料1 中央大学法科大学院 GUIDEBOOK 2011 12頁以下

⁴⁰ 資料3 履修要項 2010 8頁以下

3. 改善計画

学生に対する適切な履修選択の指導は、学生にとって履修しやすいカリキュラムおよび時間割編成による裏付けを必要とするが、一部において、自己のキャリア・デザインに合わせた科目を履修しようとしても、時間割編成上、困難であるとの声もある。この点は、学生の履修動向をアンケート等により十分に把握し、学生のニーズにあった開講形態を実現することにより対応するようにしたい。例えば、科目によっては設置の曜日・時限を毎年固定して学生への周知を図り、学生が在学期間を通じて円滑に必要な科目を履修できる目安を提供するといった措置を採ることも検討に値する。

また、大規模校のため個々の学生に対するきめ細かな指導という面での改善工夫の余地があるとの指摘が認証評価でなされたが、この点、多くの履修指導機会を設けるとともに、在学生の先輩にあたる実務講師を多数採用して授業のフォローアップに従事してもらうことにより、大規模校でも、むしろ充実した履修指導を展開しているので、この点はさらに継続しつつ充実を図りたい。

5-5 履修（2）＜履修登録の上限＞

1. 現状

年次ごとに登録可能な履修科目の上限を設定している⁴¹。年次別最高履修単位は、1年次 36 単位、2年次 38 単位、3年次 42 単位と定められている（2007 年度より）。

また、各学期に履修できる単位数は、再履修科目を含め年次別最高履修単位の 60%を超えてはならないとされている⁴²。これらの上限を超えて履修登録をすることは認められない。

⁴¹ 資料 3 履修要項 2010 4 頁（授業科目群及び各区分の修了に必要な単位数）

⁴² 資料 3 履修要項 2010 26 頁（履修登録上の留意事項）

2. 点検・評価

上記の登録可能な履修科目の上限の設定により、学生が個々の科目に十分な力と時間を割いて学修することができるような履修スケジュールとなっている。ただし、後述する2年次の最高履修可能単位数について、その適切性については検討が必要である。

3. 改善計画

年次別最高履修単位については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示53号)7条に即したものとなっていると考えているが、2年次の最高履修可能単位数を38単位としている点は、標準である36単位を超えることに合理的な理由があるかどうか、認証評価において議論があった。本学では、実務基礎科目を計10単位必修、基礎法学・外国法科目を計6単位必修としているので、これらの科目の履修との関係で、2年次の最高履修可能単位数を36単位とすると、2年次での展開・先端科目を3-4単位程度しか履修できなくなってしまう、将来の法曹増を見据えた体系的な履修に支障が生じかねないこと、また、2年次の期末試験後に「エクスターンシップ」を集中履修することが多く、学期中の授業負担がさほど増すものではないことをも踏まえて、例外的にのみ36単位を超える履修を認めることとした。

第6分野 授業

6-1 授業

1. 現状

本法科大学院では、教員に対し、授業計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（以下、シラバスともいう。）の提出を要求し、講義要項および履修要項は、毎年、4月のガイダンスにおいて学生に配布されている⁴³。

前後期の初めには、各学年とも、クラス・ミーティングと学修ガイダンスを実施し、授業計画等の周知を図っている。

予習・復習の指示は、シラバスの授業計画に示されるとともに、必要に応じて、適宜C L S教務システムを通じて、学生に通知されている。また、あらかじめ提出したシラバスの内容を改定する必要がある場合（たとえば、重要な法律の改正、判例の変更、指定したテキストの新版が発行された等）、ただちに「C L S教務システム」というイントラネットを通じて学生に周知することとしている。学生はC L S教務システムを通じて各科目の教材・資料等に容易にアクセスすることができる。さらに、実務基礎科目で用いるビデオ教材等については、オン・デマンドで提供し、学生の学修効果を向上させるのに役立っている。

法科大学院における学修は、授業に出席して双方向・多方向の授業を受けるプロセスが重要であるから、本法科大学院では出席を重視し、科目の時間総数の3分の1を超えて欠席した場合、原則として当該科目の期末試験受験資格を失うものと扱っている（法科大学院における授業欠席の取り扱い基準を2007年度から実施）。教員が出席確認を適切に行うため、あらかじめ座席表を配布し、授業回毎に、出席確認用の署名簿を用意している。

多くの科目では、授業期間内に1～2回の小テスト・レポートなどを実施し、学生の授業理解度の確認・学生への学修指導を行っている。いずれの授業も、法科大学院の理念にしたがって、双方向・多方向の授業を実施しているが、法学未修入学者（1年次）のクラスでは、法的思考の前提となる基礎知識・概念・原則の修得に重点が置かれ、講義のウェイトが大きくなる傾向がある。この点、科目

⁴³ 資料15 講義要項 2010 および資料3 履修要項 2010 参照。

担当者による工夫が必要となっている。

授業後の学生のフォローアップのための工夫としては、教員がオフィスアワーを設定し質疑の機会を設けていることに加えて、新司法試験に合格した若手弁護士を中心とする実務講師によるフォローアップの機会が設けられ、学生は、授業時間以外に学修アドバイスを受けることが可能な体制となっている。

なお、「憲法」など基本 7 法については、科目ごとに以下において、それぞれ現状・点検と自己評価を行う。

(1) 憲法

1. 現状

(ア) 教育内容

1 年次の憲法科目は、2006 年度までは「基本的人権の基礎」と「統治の基本構造」の 2 つの 2 単位科目を置き、後者の 1 単位分を行政法に充てていたところ、2007 年度から「人権の司法的救済」3 単位 1 科目に統合した。2010 年度も同様である。

2 年次には、「公法総合Ⅱ」および「公法総合Ⅲ」を配当している。前者は、憲法訴訟・行政訴訟の融合科目である。両科目とも、1 年次科目の基礎的知識を前提として、応用問題の解決能力を取得させることを目的する。

(イ) 授業の仕方

1 年次前期「人権の司法的救済」は、2 クラスとも同一の教員の担当である。これにより（従来から担当者間で調整していたところで問題はなかったが）クラスごとに内容や進度が異なることはなくなった。

2 年次の「公法総合Ⅱ」は後期に 6 クラス設けられ、憲法教員と行政法教員がオムニバス方式でそれぞれのクラスを担当する。憲法教員は 3 人である。憲法訴訟部分は、市販のテキストの他、判例・論文から共通教材を作成し、事前に配布している。「公法総合Ⅲ」は前期・後期に各 3 クラス設けられ、憲法教員が前期 2 人、後期 3 人で担当した。テキストは共通で、扱う項目と順序も、事前に担当者間で大枠を決定している。

2. 点検・評価

「人権の司法的救済」1科目3単位で憲法全体を扱うことは、対象の広さに比して時間が制約されているため、授業においては基本知識の伝達を主眼とした。そのため双方向・多方向の授業展開が少ないが、理解度チェックの手法を取り入れ、一方通行の授業にならないよう留意している。「公法総合Ⅱ」・「公法総合Ⅲ」においては、全般に双方向・多方向の授業が徹底されており、事前の予習指示に基づく学生の準備も整っている。

各科目とも、シラバスにおいて学修のポイントが明示され、それぞれの授業計画において予習・復習の指示が適切に明示されている。また、科目によって異なるが、小テスト・レポート課題などを通して学修進度の確認をしている。したがって、憲法科目の授業は概ね適切であると評価できる。

3. 改善計画

1年次前期に憲法を扱う科目「人権の司法的救済」(3単位)、後期に行政法を扱う科目「行政活動の法的統制」(2単位)を置くことにより、未修者は公法科目を段階的に履修することができる。ただし、憲法について1年前期から2年次まで間があくため、その意味で不安を抱く学生もいる。とくに入学前に法学学習経験のない学生においてその傾向が強いところから、2008年度から、1年次向けの「テーマ演習Ⅰ」を設置し対応した。けれどもこの科目では限界があるため、2011年度から「統治の基礎」(1単位)を後期に設置することにした。従来の「人権の司法的救済」では学生の自修に期待するところが大きかった統治部分について補完するという意味もある。また、双方向授業については、改善の工夫を継続する。2012年度から、2年次の総合科目「公法総合Ⅱ」の憲法訴訟部分と「公法総合Ⅲ」を統合し、新「公法総合Ⅲ」(3単位)を設置する。そうすることで、人権論と憲法訴訟論を融合的に扱いやすくなると期待している。2011年度は、カリキュラム改正の過渡期として、これまでの憲法訴訟部分を「4群特講Ⅰ@司法審査論」で取り扱う。実質的には変更はないが、より効果的な総合学修が可能となるように、担当者間の連携をより一層密にするよう努める。

(2) 行政法

1. 現状

(ア) 教育内容

1年次には「行政活動の法的統制」(2単位)が行政法科目として割り当てられている。同科目では、行政法上の基本的事項(行政法上の主要な法律の仕組みや判例など)が扱われる。

2年次においては、行政法は前期開講の「公法総合Ⅰ」(2単位)および後期開講の「公法総合Ⅱ」(2単位)のうち半分の1単位分に分けられている。前者は行政法プロパーの科目であり、後者は憲法訴訟・行政訴訟の融合科目である。両科目とも、1年次科目の基礎的知識を前提として、応用問題の解決能力を修得させることを目的とする。

(イ) 授業の仕方

1年次の「行政活動の法的統制」(2単位)については、行政法の担当教員1名が2クラスとも担当した。授業では、毎回レジュメを作成・配布し、レジュメに即して授業を展開した。授業は基本知識の伝達を主要な目的にしているため、講義形式を中心にせざるを得なかったが、余裕がある場合には双方向形式を実施した。なお、2010年度は新たに中間テストを実施し、基本知識の定着を図るようにした。

2年次の「公法総合Ⅰ」について、2010年度は、行政法の専任教員2人が担当した。新たに作成した各クラス共通の独自教材(課題集及び資料集)を用いて、双方向・多方向の授業を展開し、学生の考える力の増強を図った。

2年次の「公法総合Ⅱ」は、憲法教員と行政法教員のオムニバス方式で運営される。行政法の教員は2人である(うち1名は学部専任者である)。2009年度まで行政訴訟の部分は、『ケースブック行政法』(弘文堂)をテキストとしたが、2010年度からは、「公法総合Ⅰ」と同様、各クラス共通の独自教材(課題集及び資料集)を作成し、これを用いて授業を行った。公法総合Ⅱについても、双方向・多方向の授業を展開し、学生の実務処理能力の向上を図った。

なお、上記の「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」いずれについても、学生が授業の復習をする際の補助教材として、授業終了後に詳細な解説レジュメを配布した。

2. 点検・評価

1年次の「行政活動の法的統制」は、授業はシラバス通りに進行し、内容的に

も適切であったと評価できる。

また2年次の「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」についても、授業はシラバス通りに進行し、内容的にも適切であったと評価できる。2010年度は、新たに資料集を作成・配布し、学生の考察力を向上させるための工夫をしたが、資料の分量については、学生への負担を考えると、再検討の余地がないわけではない。

3. 改善計画

2年次の行政法科目は、これまで3単位が割り当てられていたが、行政法の実務処理能力をさらに向上させるため、2011年度からは4単位が割り当てられる予定である（「公法総合Ⅰ」（2単位）及び「公法総合Ⅱ」（2単位））。これにあわせて、公法総合Ⅱの独自教材も新たに作り直す予定である。

また、理論と実務のさらなる連携を図るため、段階的な履修ができるよう、行政法の発展科目として位置づけられる「実務行政訴訟」を2011年度から基礎と応用の2段階にわける予定である。

なお、教員組織に関してであるが、2009年度末に行政法の専任教員1名が退職することになったため、2010年度の行政法の専任教員は2名であった。この補充人事は直ちに行われ、2011年度4月からは、従前と同様、行政法の専任教員（研究者教員）が3名となる。

（3）民法

1. 現状

（ア）教育内容

1年次においては、前期に「民法Ⅰ（主に総則・物権）」「民法Ⅱ（主に債権）」を配当し、後期に「民法Ⅲ（主に不法行為）」「民法Ⅳ（主に家族法）」を配当している。法学未修入学者に対し、民法全般を広く鳥瞰し、基礎的な概念・原則を理解させることを目的とする。

2年次配当の「民事法総合Ⅰ」においては、民法の重要論点を含む長文の事例をベースに、判例の分析ならびに事案の分析・法的論点の抽出・問題解決プロセスについて学修することを目的とする。

3年次配当の「民事法総合Ⅳ」は民法・民事訴訟法の融合科目である。民法・民事訴訟法の双方に関わる事例問題を取りあげ、民事法全体の理解を確実にする

ことを目的とする。

教育内容については、基本的にシラバスの内容に従って行われている。

(イ) 授業の仕方

1年次の各科目においては、それぞれ2クラスが設けられ、「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」においては2人の民法教員が各クラスを担当、「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」においては1人の民法教員が2クラスを担当する。いずれの科目においても、テキストの他、担当教員オリジナルの補助教材を利用し、学生の理解を助けている。授業は、講義と双方向を併用している。

「民事法総合Ⅰ」は前期に3クラス、後期に3クラス設けられ、民法教員6人で各クラスを担当している。同科目では、担当教員が作成した教材を用い、事前の予習指示に基づいて、教材の事例の分析、参考判例の読み込みをすませ、授業においては双方向の意見交換により、法的思考の深化を目指している。

「民事法総合Ⅳ」は、実務家経験を備えた教員2人が担当している。学生は、民法・民事訴訟法に関わる事例問題の分析をあらかじめ学生がレポートにまとめたものを発表し、クラス内でのディベートも含め、双方向・多方向の意見交換を通じて、実務的実践的思考能力・問題解決能力の修得が可能となっている。授業の仕方については、シラバス内容通りに行われている。

2. 点検・評価

1年次においては、学期中に2回程度の課題レポートの提出を求めており、添削の上で学生からの質疑に対応している。民法Ⅰ～Ⅳまでのシラバスに記載された授業計画については、民法全体を鳥瞰できるように工夫されたものであるが、留意すべき点として、後期において財産法分野の学修機会が減少している点が挙げられる。学生からは、この点についての不安を表明する意見もある。

教材については、各教員が工夫した補助教材を配布している。ただし、法学未修者は、基底となる法的概念の操作に慣れていないため、事例問題を中心とする双方向授業では、理解度の確認ができないという不安もあり、レポートの実施などを通じて、一層の理解の確認に努めている。講義と双方向の両立をどのように図るかは、法科大学院設置以来の課題であるが、なお担当教員間で検討する余地がある。

2年次配当の「民事法総合Ⅰ」（4単位）および3年次配当の「民事法総合Ⅳ」

(2 単位)においては、双方向・多方向授業を実践している。民事法総合Ⅰの教材については、担当教員を中心として、民法担当教員で定期的に会合を重ねて、総点検した上、新しい問題を加えるなどして、教員間で改善を重ねている。また、2009 年度において、3 年次の民事法総合Ⅳについては、新科目である「総合事案研究」(1 単位)が導入され、3 単位から 2 単位へと単位数が減少したため、従来同様の教育的効果を可能な限り挙げられるように、引き続き授業の仕方等について検討を加えている。

3 年次担当の「総合事案研究」(1 単位)については、実務家教員が主として担当し、民事法の問題を中心にして長文の事例の作問を通して事案の分析力・表現力を総合的に鍛錬することを目的としているが、双方向・多方向の授業を実践している。

3. 改善計画

1 年次については、基礎的知識の定着のためには、講義による積み上げ方式も一考に値するが、他方で、双方向による授業運営の理念とのバランスの必要もあるので、なお教員間で一層の改善を図っていく必要がある。前期と後期の民法領域のバランスについては、2010 年度までの結果をふまえ、各科目の教員間で調整をして、適切なバランスを図るよう努めているが、なお一層バランスを図る予定である。

1 年次、3 年次については、テキスト・事例問題集に内容の変更を加えて、より法的思考の研鑽を積める形にと改善を加えているが、今後も問題集の充実、授業の進め方の改善に向けて、さらに定期的に会合を開催するなどして、教員相互の連携を重ねていく予定である。2 年次については、適宜、事例問題集の改善を引き続き行う予定である。

(4) 商法

1. 現状

(ア) 教育内容

1 年次においては、2007 年度から「商法」を「商法Ⅰ(総則商行為有価証券法関連)」2 単位と「商法Ⅱ(会社法関連)」2 単位に分割し、それぞれの科目特性に応じて、学修のポイントを容易に理解できるように工夫し、これを 2010 年度

も継続した。2年次配当の「民事法総合Ⅱ」においては、前年度までと同様に、主に会社法分野を対象として、事例問題を中心に事案の分析・法的論点の抽出・問題解決能力の向上を図っている。

(イ) 授業の仕方

1年次後期の「商法Ⅰ」においては、主に商法総則・商行為・手形小切手法分野を取りあげ、講義レジュメ集（『新商法総則・商行為法講義ノート』および『手形法・小切手法講義ノート』）と市販のテキストを用いて、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得を図り、簡易事例を用いたケーススタディを導入して、基本的知識の活用と理解の定着を図っている。「商法Ⅱ」では、会社法分野のうち特に株式会社制度について、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得とその定着を図っている。「商法Ⅱ」の担当者と後記「民事法総合Ⅱ」の担当者の連続性を試み、未修者の2年次への進学と学修の効率化を試みた。

2年次「民事法総合Ⅱ」は前期3クラス、後期3クラスが設けられ、それぞれ3人の商法教員が担当している。授業では、事実関係の豊富な判例を素材とした教材を元に、双方向授業を通じて、事実関係の分析、法的利害の抽出、問題解決能力の向上を図っている。

2. 点検・評価

1年次の法学未修入学者は、基礎的な学修が必ずしも十分ではないので、応用的・技術的性質を有する商法分野においては、いきおい講義のウェートが大きくなる。また、商法総則・商行為・手形小切手法分野では、学生に、民法とのつながりを意識させることが難しく、会社法分野では、実務的な関心とのつながりを理解するのが難しいという問題がある。事例問題の検討を通じて知識偏重にならぬよう配慮を加え、また、学期中に小テスト・レポート課題を実施しているが、学生間の理解にバラツキが見られた。今後も、講義と双方向のウェートをどうするか、実務的なつながりをどこまで認識させるか、といった点について、授業運営の一層の工夫が必要である。

2年次「民事法総合Ⅱ」では、各クラスとも、学期の中頃に中間レポートの提出を求め、学生の理解度・文章表現力の確認を行うとともに、学期末に近い時期に1回の択一式小テストを実施している。授業で用いることを念頭に置いてテキスト『ケースブック会社法』を作成し、授業はおおむね同書に沿って進められて

いるが、同書で取り上げられたケースはいずれも実務的にも重要な論点を含んでおり、双方向授業を通じて、判例の正確な理解、実践的法的思考と問題解決能力の向上が図られている。2年次生においては、担当教員間で授業進行・内容について頻繁かつ緊密に意見調整をしており、授業内容は適切であるといえる。

3. 改善計画

昨年度に続いて、法学未修者の実態に鑑み、「商法Ⅰ（総則・商行為・手形小切手法分野中心）」においては、より総則・商行為にウェイトをおき、1年次科目とのつながり・整合性を図ることとした。「商法Ⅱ（会社法中心）」においては2年次「民事法総合Ⅱ」とのつながりを意識して、1年次で修得すべき基礎知識を明らかにし、過度の詰め込みを廃して、学修効率を図ることを担当教員間で検討している。

「民事法総合Ⅱ」については、2年に1度のペースで教材を更新し、補助教材も随時更新しているが、一部の学生（たとえば未修コース出身の学生のうち、商法に苦手意識を持つ者）にとっては、2年次の早い時期から長文の判例を読むことが過重負担となり、基礎的事項の理解を妨げている可能性があるため、学生の到達度に合わせた教材の選択を一層進めていく必要がある。

さらに、全国的なコアカリキュラム策定作業の進展状況に照らして、授業内容の点検を進める予定である。

（5）民事訴訟法

1. 現状

（ア）教育内容

1年次後期配当の「民事訴訟法」（3単位）では、テキストおよび配付資料に沿って、法学未修入学者に教授すべき民事訴訟法の基礎知識と考え方を体系的に取り上げている。授業の目標としていることは、2年次配当の「民事法総合Ⅲ」におけるより高度な学修に耐えるだけの基礎力の涵養である。

2年次配当の「民事法総合Ⅲ（民事訴訟法中心）」では、民事訴訟法の重要問題を網羅したテキストの各ユニットに掲載された設例に基づいて、事実関係の分析、法的論点の抽出、必要な判例・学説の確認、問題解決の考え方の検討といったプロセスを踏むようにしている。とりあげるユニットは、いずれも理論的・実務的

に重要なトピックを含んでおり、これらの学修を通じて、実務法曹に必要な能力を修得させるようにしている。

(イ) 授業の仕方

1年次後期配当の「民事訴訟法」では、2名の教員が1クラスずつ担当した(全2クラス)。授業では、体系的な講義を行うとともに、簡単な事例を題材として、ここで得られた体系的な知識が民事訴訟手続の中でどのように役立ってくるのかをシミュレートした。すなわち、特定の学説に固執することなく、判例および広く一般的に認められている学説を中心に紹介し、問題解決の考え方についての理解の深化に努めた。また、基礎的学力をチェックするために、アトランダムに学生を指名し、簡単な問題について解答を求めるようにした。さらに、授業期間内に小テストを2回実施し、学生自身が自らの学力を振り返る機会を提供した。

2年次配当の「民事法総合Ⅲ」では、前期・後期に各3クラスを設け、4名の教員の分担によるオムニバス方式を採用した。授業の方法は、基本的にソクラテス・メソッドを採用しており、事前に配付されている「設問集」に登載された設問に沿って、教員とアトランダムに指名した学生との間で、あるいは、学生間で質疑応答している。重要な問題や多少高度な問題については、教員が若干の解説を加えた。授業期間内に小テストを2回実施して理解度をチェックしており、期末試験とともに成績評価の重要な資料としている。

2. 点検・評価

1年次配当の「民事訴訟法」においては、シラバスの授業計画に基づき共通の教材を用いて授業を実施し、かつ、2名の教員が2クラスの情報の共有に努めたため、進行状況につき多少違いはできたものの、習熟度においてクラス間での不均衡は生じなかった。

また、2年次配当の「民事法総合Ⅲ」においては、担当者全員がすべてのクラスの授業を分担して担当した結果、1人の教員が1クラスを担当する方式に比べて、クラス間の不均衡を生じさせることなく授業を運営することができた。

3. 改善計画

「民事訴訟法」では、各受講生における習熟度の差が大きくなるように、引き続き努力する必要がある。

「民事法総合Ⅲ」では、オムニバス方式で授業を行うため、担当教員間におい

て、授業内容・学生の理解度等の情報共有に努めているが、よりスムーズな連携を図るよう、さらに努力する。

(6) 刑法

1. 現状

(ア) 教育内容

1 年次前期配当の「刑法」では、刑法の総論・各論の両方にわたり、基本的知識を確実なものにし、関連の重要な判例・学説をその合理性・問題点などと共に理解して、2・3年次での更なる学修のための十分な基礎を築くことが、目標であり、実際の内容でもある。なお、受講生が理解しやすいよう、前半で（おおむね、4月上旬から5月下旬まで）、具体性があり比較的複雑・難解でない刑法「各論」について学修し、後半に（ほぼ、5月下旬から7月中・下旬まで）、結構議論の多い「総論」の学修を行うようにしている。

2 年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、刑法関係の重要な判例と主要な学説については事案内容・論拠等も十分そしゃくし、発展的に応用可能なところまで修得させると共に、事実関係を的確に分析し把握する能力も養い、更に必要に応じて刑訴法上の一部の基本問題にも一定程度対処し得るようにすることが、本科目の眼目である。

3 年次配当の「刑事法総合Ⅲ」は、刑法と刑事訴訟法の本格的な融合科目であり、多くの事例問題を素材として、刑法の面でも刑訴法の面でも、更に事実認定の面でも、十分な総合的学力および実践的能力を身に付けさせることを期する。そのため、この授業は、刑事法の広い分野にわたり、実際に生起する多様な事案に取り組み解決する上級修練の場となっている。

(イ) 授業の仕方

1 年次前期配当の「刑法」では、2人の教員が各1クラスを担当する。両担当教員は、緊密な共同作業によって共通シラバスの作成など、授業の統一的な計画・準備をした上で、刑法の基本的な理解を得させるため、基礎的諸事項の説明に加え、双方向的議論・プロブレムメソッドも採用している。また、それぞれ、小テストを行うことにより、学修到達度の点検・評価ないし小講評を実施するほか、頻繁に指名して回答を求め、受講生の理解度をチェックしながら授業を進めてい

る。いずれのクラスでも、毎授業後、かなりの数の受講生の、多様な質問に答えるのが例となっている。

2年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、オムニバス方式での授業を実施し、各回の授業で修得されるべき事柄を明示したシラバスに沿って、学生の問題分析力・思考力・意見発表力等の伸張・発展を期している。事前に配布される事例問題群についての十分な予習を前提として、双方向的に、予習度・理解度をチェックしつつ行われる点は、共通である。なお、学期の途中で、小テストを行い、採点・結果発表・コメントを行っている。

3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」では、各回の授業の留意・修得事項を明示したシラバスに沿って、オムニバス方式（実務家教員4名と研究者教員3名が参加）かつ双方向方式で授業を行っている。ここでは実際に生起する具体的事例を基にして刑法および刑訴法上の各種問題を融合的に取り上げ、事実認定と法令解釈運用の両面において実務家レベルに近い実践的能力を身に付けさせるようにしている。

2. 点検・評価

1年次前期配当の「刑法」では、刑法各論・刑法総論の基礎的理解を重点に置いており、法曹養成教育の第一段階としては、大きな不足はないものと思われる。ただ、本格的な事例問題の検討の場も少しは欲しいところがあり、2011年度からは、そのために1単位ながら後期に「刑法Ⅱ」を必修科目として設ける予定になっている（これに伴い、前期の本科目「刑法」は「刑法Ⅰ」と改称される予定）。

2年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、刑法分野の重要な判例・学説を多く取り上げ、さらに従的・部分的ながら刑事訴訟法の関連問題の一部にも対応できるよう配慮しているので、法曹養成教育の中間段階として適切であると考えられる。学生の反応・評価も概して良好である。

3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」では、学生全員に各授業前の指定日時までに事例式設問に対する「解答」を提出させ、予習を徹底させるとともに、理解度をチェックし、授業の際にその「解答」例も大いに参考にして教育効果を高めている。受講生諸君には相当の予習負担になっているようにも思われるが、ほぼ全員が極めて熱心に取り組んでおり、実際に生起する多様な事案に取り組む能力を大きく向上させるものとなっている。幸い、授業評価アンケートでも、学生の評価

はかなり高い。

3. 改善計画

1年次前期配当の「刑法」では、「できる学生」「比較的できる学生」「純粹未修で苦戦している学生」というように、異なったレベルの学生を一括して対象としているため、授業運営はなかなか難しい面もあるが、全体としてレベル向上を目指しつつ（2に記したように、2011年度からは「刑法Ⅱ」の増設が予定されている）、授業後やオフィスアワーで、初歩的質問にも丁寧に答えるなど、遅れがちな学生にも気を配る方向で、思案を重ねている。

2年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、守備範囲分担の中、各担当者がそれぞれ創意工夫をこらし続け、とくに、教材の事例問題・レジュメ集や授業を、判例・立法・社会情勢・学説の進展に合わせ適宜改善するよう、努めていく。

3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」の教材は、主要判例と主要学説をほぼ網羅しているが、刑事法総合Ⅰ、Ⅱとの連携も踏まえ、なお改善の余地があるかどうか、検討を続ける。担当教員についても、定年が近づく教員たちもいることでもあり、刑法・刑訴法、研究者・実務家の各バランスを維持等すべく、検討を続けていきたい。

（7）刑事訴訟法

1. 現状

（ア）教育内容

1年次後期の「刑事訴訟法」では、刑事手続の仕組み・流れを知ること、基本的概念について理解すること、制度の原理・原則を理解すること、判例の読み方を知ること、簡単な法理の理論構成ができ、これを書いて表現できること、を目的として授業を展開している。進行はクラスによって項目を取り扱う順序が一部異なるが、概ねシラバスどおりであり、教材として教員作成のレジュメと判例集等を配布することもある。レジュメには、テーマごとに予習すべきポイントや市販の教科書のページを記載して予習の指針としている。

2年次の「刑事法総合Ⅱ」は、刑事訴訟法の基礎的知識を前提として、判例を教材とし、過去に起こった事案の具体的事実を知り、どのような論理によってその解決が図られたかを分析・検討することで、同様の事案や新しい問題を含む事

案を解決する知恵を育むことを目標としている。とりわけ、混沌とした事実の中から法的に重要な事実を抽出すること、それを法律論の中にどのように取り込むかということ、また、結論にいたる論理を緻密に分析し、自ら口頭および文章で表現することができるようになることに重点をおいている。進行順序はほぼシラバスどおりであるが、クラスによって進度は若干異なる。

3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」については、刑法の項目を参照。

(イ) 授業の仕方

1年次の「刑事訴訟法」では、大半を講義形式で行うが、レジュメに設けた課題や、判例の事実および判旨の概要などについては学生に応答を求め、知識の定着度を測ると共に、法律用語を用いながら自らの言葉で法律問題を表現する訓練をしている。これにより、判例を含む基礎的知識の習得と、具体的な事案に即した問題解決のために必要な考え方の習得を目指している。また、レジュメに掲げた重要判例については原文を資料として配布し、どのような事実に注目すべきか、どこが法的に重要な判断部分か、といったことを読みとる方法をあわせて教えている。

また、学期中に小テストを実施し、これを成績に反映させている。2010年度は、一つのクラスで、名古屋大学の開発にかかる「シラバスシステム」による法律論述の指導を試行した。これは、学生が相互に論述を検討しあうことで表現力を高めるためのオンラインのツールである。

2年次の「刑事法総合Ⅱ」では、まず基本的な条文や原則を確認しつつ、特定事案における法的に重要な事実の抽出、法廷意見および反対意見の論理の分析を行う。そのうえで、判例集に付した設問も適宜用いながら、学説や裁判所の立場を参考に、自らはそのような事案ないしは類似の事案をどのような論理でどのように解決するのかを口頭で説明させたうえ、教員がこれを補足するなどの手法をとっている。

(ウ) 履修指導

先に記したように、「刑事訴訟法」、「刑事法総合Ⅱ」とともに、教材ないしレジュメに予習範囲は明示されている。とりわけ「刑事訴訟法」は初学者対象であるため、次の授業で取り上げる判例のうち特に重要なものを指示したり、クラス全体で検討する課題を指定したりすることで、予習・復習の重点ポイントを示してい

る。

法学既修入学者対象の「刑事法総合Ⅱ」では、授業後およびオフィスアワーで質問を受けることにより、必要なフォローアップや履修指導を行っている。

2. 点検・評価

「刑事訴訟法」、「刑事法総合Ⅱ」いずれもシラバスは学期初めに配布され、あわせて到達目標も示されている。

初学者が対象の「刑事訴訟法」では、各回のテーマや、ポイント、テキストの予習範囲、課題がレジュメに示されていることから、授業の予習・復習が効果的にできるよう工夫されている。授業内容および教材は、2004年以降の経験を通じ、現在では1年次の「刑事訴訟法」として過不足ないものと考えられ、努力すれば大半の学生が到達目標に達することのできる授業を展開していると考えられる。

2年次の「刑事法総合Ⅱ」は、シラバス自体は簡潔だが、1クラス1教員の責任担当であるうえ、テーマごとの判例を素材とした授業であり、配布教材に予習すべき判例のリストが示されているので、学生の予習に支障はない。授業内容も、限られた時間で刑事手続に関する理論的な問題点をほぼ網羅する構成となっており、判例を多く用いて検討していること、学期末試験ではかなり長文の事案を用いて成果を問うていること、などから、授業計画、教材選択共に理論と実務の架橋を目指した法科大学院制度の目的に沿うものとなっていると考えられる。前期・後期各3クラスで授業運営がなされるため、クラス間での授業内容のバラツキを指摘されることがあるが、教材は統一されており、学期末試験についても問題および採点基準を担当者間で検討のうえ実施している。また、このレベルの法学教育においては、教員の個性が反映された授業が行われることがむしろ法学教育としては有意義であると考えられる。

3. 改善計画

「刑事訴訟法」については、小テストおよびシラバスシステムの効果を見定めたい。

「刑事法総合Ⅱ」については、学修効果を高めるための判例集や設問の不断の見直しを続ける。

3. 全体の改善計画

履修人数 15 人程度とされている「演習」科目の履修人数を調査してみたところ、数十人で実施されている科目があったため、演習科目については概ね 30 人を上限とし、これを超える履修希望者があった場合は、クラスを分割するか何らかの方法によって学生を選抜することとし、これに従って演習が実施されている。ただ、学生の履修機会の確保という観点からは、演習科目の中には本来講義科目として開設すべきではないかと思われるものもあることから、カリキュラムの改正を検討する必要がある。

すべての学生が、3 年次修了時に法科大学院修了性に期待される学力を身につけて修了することを確実にするために、コアカリキュラム等、文部科学省の検討をにらみながら再度のカリキュラム改正を検討する必要がある。

なお、学生証の IC カード化に伴い、近い将来には出席管理システムを導入する。

6-2 理論と実務の架橋（1）＜理論と実務の架橋＞

1. 現状

本法科大学院は、教育理念の 1 つとして、「日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行う」ことを掲げ、「実務を批判的に検討し発展させる創造的な思考力を持った法曹を養成する」ことを明らかにしている（1-1-1 参照）⁴⁴。高度な法理論と創造的な実務対応を高いレベルでバランスさせることにより、現代社会に生起する紛争に適切に対応し、社会正義の実現に邁進できる法曹を養成することができるからである。この理念は、カリキュラム、担当教員の配置および授業実施の各側面において、その達成が目指されている。

1 年次配当の科目のうち、公法系では、人権などの基本概念の理解を前提に、行政手続法・情報公開法の概略に触れ、その実践的な役割を学生に認識させることとしている。憲法担当者と行政法担当者が協力して、学生に理論と実務の関わ

⁴⁴ 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2011 7 頁⁴⁵ 資料 16 「学修ガイドライン」

りを理解できるよう努力している。実務家教員が担当する「生活紛争と法」（1年次前期に配当の4群科目）においては、日常生活から生じる身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえでのガイダンス的役割を担いつつ、同時に法律実務への関心を深める契機を作っている。商法分野では、たとえば、教材として株主総会参考資料を配布し、会社法の条文と照合することを通じて、企業実務との関わりを認識できるように工夫している。刑事法系では、教員が判例を素材とした事例問題形式の教材を作成し、捜査・公判立証の実際も取り上げながら、刑事実務との関わりを認識できるよう工夫されている。

2年次・3年次配当の法律基本科目（公法総合Ⅰ～Ⅲ、民事法総合Ⅰ～Ⅳ、刑事法総合Ⅰ～Ⅲ）、および実務基礎科目は、理論と実務を架橋することを企図した科目である。教材は、主として、判例を中心とした長文の事例と設問であり、市販のテキストを利用する場合にも、教員が補助教材を作成するなど、学生の理解・特性に合わせて工夫を凝らしている。刑事法関連科目のように、研究者教員と実務家教員がオムニバス方式で授業を実施している分野もあり、学生は理論と実務の架橋・融合を身近に感じられる環境となっている。

また、2007年度カリキュラム改訂において、3年次配当科目として「総合事案研究」という科目を新たに設けた。これは、2年次までの理論科目と実務基礎科目での学修を踏まえ、実体法解釈論と要件事実論的事案分析と訴訟法上の主張立証等の規律を有機的に結びつけて文字通り総合的な検討を行うとともに、実務法曹に必要とされる書面および口頭での表現能力を培うことも企図する科目であり、司法修習とりわけ実務修習への架橋を目的としている。

展開・先端科目群においては、既存の制度や判例・通説に基づく対応が困難な現代的な問題をどのように解決するか、それぞれのもつ思考プロセスを学生に開示し、実務家教員と研究者教員がそれぞれ連携しつつ（オムニバス方式もあれば、基礎・応用を分担する場合もある）学生に考えさせる授業を実施している（例、「企業金融と法」、「民事執行保全法」、「労働法」、「ジェンダーと法」、「知的財産法」、「IT社会と法」、「租税法」、「コーポレート・ガバナンスと法」、「環境法」等）。また、研究者教員の担当する授業に、さまざまな分野の実務家をゲストスピーカーとして招く例も少なくない（例、「政策形成と法」、「自治体ローヤリング」、

「ヨーロッパ法」、「被害者と法」、「知的財産法」等)。

さらに、基本7法科目については「学修ガイドライン」⁴⁵を作成し、2007年度の未修入学者・既修入学者から配布している。そこでは、1年次～3年次までの間で、それぞれ必要とされる理解度の到達目標を明示し、どの時点で、理論教育と実務教育のどちらにどの程度の重点を置くか、学生自身が判断できるよう大まかな目安を示している。たとえば、1年次では基礎的な知識の修得を重視し、2年次では判例を中心とした事例分析を中心とし、3年次では、新しい問題を自力で解決できるだけの実務的対応能力を身につけることといった目標が示され、この目標にしたがって、学生は、入学から修了までのプロセスにおいて徐々に進展する「理論と実務の架橋」のどの位置に自分がいるかを、自ら判断できるようになると期待される。

2. 点検・評価

1年次から3年次まで幅のある法科大学院の教育において、理論教育と実務教育の架橋をどの段階でどの程度目指すべきかについては、十分なコンセンサスがあるわけではない。また、すべての法分野を通じて統一的基準をもって行う性質のものではないかもしれない。しかし、少なくとも、研究者教員・実務家教員が共通の問題意識を持つことは必要である。研究者教員と実務家教員のオムニバス方式で授業を実施している刑事法分野では、そのような共通理解をもって教育現場で対応することが十分可能となっており、学生アンケートでも学生の満足度・主体的な参加度合いがきわめて良好である。他方で、その他の法分野ではそこまで徹底はしていないものの、多くの場合、研究者教員と実務家教員が協議の上で教材や授業内容を決定したり、あるいは、研究者教員が担当する場合でもそれぞれの教員の工夫により、少なくとも「実務を意識した理論教育」が実践されており、学生の満足度等が必ずしも低いわけではない。刑事法分野におけるような取組みを他の分野で導入するかどうかは、人的資源との関係等も含めて、今後さらに検討すべき1つのFD課題であると思われる。

本法科大学院においては、理論教育と実務教育の架橋を目指した教育体制が1年次から3年次に向けて段階的に強化され、質的・量的に見て比較的充実してい

⁴⁵ 資料16「学修ガイドライン」

るものと評価できるが、なお改善の余地はあると思われる。

3. 改善計画

「理論と実務の架橋」という課題は、法科大学院教育全般に関わるものであるが、カリキュラム上、公法・民事法・刑事法の各分野に分けて科目を配置し、それぞれの科目で教育内容・到達目標を示しており、それぞれに考え方や対応が異なることは避けられない。そこで、FD研究集会において、理論と実務の架橋を効果的に行っている科目の実態を紹介することで、今後も情報の共有とともに、教員の意識の向上を促進する予定である。

さらに、基本7法科目については「学修ガイドライン」⁴⁶を作成し、2007年度法学未修入学者・法学既修入学者から配布している。そこでは、1年次～3年次までの間で、それぞれ必要とされる理解度の到達目標を明示し、どの時点で、理論教育と実務教育のどちらにどの程度の重点を置くか、学生自身が判断できるよう工夫されている。たとえば、1年次では基礎的な知識の修得を重視し、2年次では判例を中心とした事例分析を中心とし、3年次では、新しい問題を自力で解決できるだけの実務的対応能力を身につけることといった目標が示され、この目標にしたがって、学生は「理論と実務の架橋」のどの位置において学修すべきかを、自ら判断できるようになるとと思われる。

6-3 理論と実務の架橋（2）＜臨床科目＞

1. 現状

いわゆる臨床科目（「法文書作成」、「ローヤリング」、「模擬裁判」、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」）の内容は、講義要項の記載のとおりであり、2008年度から2010年度までの履修者の状況は以下の表のとおりである。

⁴⁶ 資料16「学修ガイドライン」

2008 年度

	前期		後期	
	履修者	単位取得者	履修者	単位取得者
法文書作成	127	126	110	110
ローヤリング	138	137	92	91
模擬裁判（民事）	36	36	27	26
模擬裁判（刑事）	15	14	28	28
エクスターンシップ	8	8	174	174
リーガル・クリニック	65	64	56	56

2009 年度

	前期		後期	
	履修者	単位取得者	履修者	単位取得者
法文書作成	106	106	85	84
ローヤリング	164	163	60	60
模擬裁判（民事）	27	27	23	23
模擬裁判（刑事）	36	36	23	22
エクスターンシップ	21	21	166	166
リーガル・クリニック	76	76	55	55

2010 年度

	前期		後期	
	履修者	単位取得者	履修者	単位取得者
法文書作成	128	127	114	114
ローヤリング	180	180	57	57
模擬裁判（民事）	45	45	45	45
模擬裁判（刑事）	45	45	38	38
エクスターンシップ	27	27	112	112
リーガル・クリニック	71	71	71	71

臨床科目のうち、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」といった実習科目を学生が履修するにあたっての秘密保持と情報漏洩の防止については、「法科大学院学生行為準則」⁴⁷に特に項目を設けて明示し、さらに科目の履修にあたり事前に法務研究科長宛の誓約書の提出を学生に義務付けるとともに、事前研修の際その趣旨を徹底させるよう指導している。

また、これらの科目に関連して生ずるリスクについては、「法科大学院生教育研究賠償責任保険」（法科賠）制度に加入することによって、これを回避している。

なお、臨床科目は選択必修科目であり、授業内容は科目相互の補完性を意識して設計されている。科目の特性上、いずれも成績評価は合否のみの判定である。

（１）リーガル・クリニック

本法科大学院のリーガル・クリニックとしては、「市民生活紛争」「裁判外紛争解決システムADR」「個別労働紛争」「家事法」「企業法務」「知的財産法」「公益的刑事弁護」「倒産・事業再生」「国際人権法の実務」「行政法の基礎」など多様な授業を、工夫を凝らした様々な教材・授業方法で展開されている。

この「多様性」をもった各授業それぞれ、本学が提示する6タイプの法曹像にリンク、位置付けられ、「体系性」を持っている。

それぞれの授業内容については、各担当教員が、機関誌である中央ロー・ジャーナル等において授業実践報告として公表し、授業内容を可視化し、学内外の評価を得たうえで、さらなる授業の充実化・進化に努めている⁴⁸。また、法化社会が進展の中、法曹実務の有り様は、多様化・高度化しており、これに対応できるように、授業設計や授業方法・教材の開発を進めている。

（２）エクスターンシップ

本法科大学院のエクスターンシップは、法律事務所、企業法務部、官公庁と幅広い派遣先を合計約300カ所確保して実施されており、特に法律事務所は、北海道から沖縄まで、国内法務中心の一般事務所から渉外事務所など、極めて多彩な派遣先がリストアップされている⁴⁹。また官公庁については、これまでの中央省

⁴⁷ 資料3 履修要項 2010 59頁

⁴⁸ 資料1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2011 19頁、資料20「臨床科目実施記録」、資料「中央ロー・ジャーナル」（第7巻第1号）〔授業実践報告〕リーガルクリニック〔個別労働紛争〕

⁴⁹ 事務課保管資料6-1 「エクスターンシップ派遣先リスト」

序に加え、2008年度から地方自治体への派遣を開始した。このため、学生をほぼ希望どおりの派遣先に派遣することが可能であり、さらにリスト以外で学生が自己開拓した法律事務所への派遣も、一定の条件のもとに認めている。派遣期間も、原則として3週間と、実りの多い研修が可能となるよう期間設定されている。

なお派遣に先立って、機密保持や情報漏洩の防止等を徹底させるため⁵⁰、ガイダンスのほか2回の事前研修会を設けるとともに、学生には派遣先を事前訪問して研修内容を打ち合わせたうえ、その報告書を提出するよう義務づけている。

また、学生には実施後直ちに詳細な報告書を提出することを課し、派遣先から提出される報告書とあわせ、担当教員が検討して単位認定にあたっている。さらに、他の学生の経験に学ぶことも有意義なことと考え、終了後学生による報告会を実施し、成果の共有化を図っている⁵¹。

(3) 「法文書作成」、「ローヤリング」、「模擬裁判（民事）」、「模擬裁判（刑事）」などシミュレーション科目

法文書作成は、教員が事例問題を作成し学生に示したうえで、事件処理の方針説明を求め、相手方に対する通知書、訴状等の作成、あるいは、依頼人に対する意見書、報告書の作成を求める授業である。単なる文書作成にとどまらず、方針であれ意見であれ、学生には常に法理論上の根拠を示しつつ説明させることに重点を置いており、おのずと実務教育と理論教育を架橋するものとなっている。実務で作成される文書には必ず法的根拠がある。学生にその説明を求めるのは、実務で使いこなすためその根拠を正しく理解させる必要があると考えるからであり、これによって、学生が自ら考え、わかりやすく依頼者（相手方）に伝える能力を涵養することを期待している⁵²。

「ローヤリング」は、担当教員と補助教員である実務講師が、実際の事件を素材とした事例を共同作成し、これに基づいて実施される法律相談、訴訟上の和解のロールプレイを中心に授業が行われている。ロールプレイの際弁護士役は学生が、当事者（相談者）役は実務講師が担当し、実務講師にはロールプレイ後に行われる検討の場にも加わってもらい、教員とともに問題点の分析に関与してもら

⁵⁰ 資料 21 「臨床科目の守秘義務誓約書」

⁵¹ 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2011 20 頁、資料 20 「臨床科目実施記録」

⁵² 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2011 21 頁

っている。

模擬裁判（民事）は、担当教員 1 名と実務講師（弁護士）3 名の合計 4 名の教員スタッフと、定員 15 名の学生とで、専用法廷教室において授業が展開されている。人的にも物的にも、すこぶる恵まれた授業環境である。

授業内容としては、あらかじめ授業担当者会議で、策定した授業行程表に従って授業が展開されている。その内容の柱をなしているのは、リーガルライティングとロールプレイである。リーガルライティングは、訴状起案・答弁書起案・判決起案などであり、ロールプレイとしては、第一回口頭弁論手続・弁論準備手続・本人尋問手続・判決言渡手続の各場面を学生達が生き活きと演じている。

模擬裁判（刑事）は、法務総合研究所作成の教材を使用し、学生に裁判官、検察官、弁護人のいずれかの役割を担当させて、冒頭手続（公判前整理手続）から判決宣告までを模擬法廷で実際の裁判と同じような手順で進めていく。担当した役割に応じて、訴訟指揮、証人尋問、被告人質問を行わせ、論告、弁論、判決を起案させている。授業を進めるうちに、次第に熱が入り楽しみながら刑事裁判手続が理解できるよう工夫をしている⁵³。

2. 点検・評価

上記のとおり、エクスターンシップにおいて幅広い派遣先が確保され、また、リーガル・クリニックにおいて、多様な法的紛争・問題類型（家事・相続、企業法務、公益的刑事弁護、個別労働紛争、ADR、市民生活紛争、知的財産紛争、行政事件、倒産事業再生、国際人種問題など）に即した実習が可能であることは、学生の希望を最大限実現できることであり、ビッグ・ロースクールとしての本法科大学院の大きな長所であり、学生の参加意欲も極めて高い。また、リーガル・クリニックの担当教員のほかエクスターンシップの派遣先からも、学生の熱心な取り組みが高く評価されており、質的・量的にも非常に充実している。

3. 改善計画

エクスターンシップにおいては、多くの派遣先があり、学生の希望者全員を派

⁵³ 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2011 22 頁

遣うことができている。リーガル・クリニックにおいては、現実の生の事件をできる限り取り上げるべく努力をしているが、例えば、企業法務においては、顧問先企業等との関係で、担当教員の守秘義務の要請が強いものがあり、また、内容の複雑さ、難易度の高さからいっても、生の事件、生の問題をそのまま学生に提供することが困難な状況である。そのため、企業法務においては、シミュレーションではあっても、複雑さ、難易度が学生にとって適当であり、できる限り生の事件に近い教材を開発することが今後とも必要であろう。さらに、現在、リーガル・クリニック担当の教員の人数は、当初開設時の3倍、講座数としては2倍となっているが、学生の応募状況から考えて今後とも担当教員の増強を図る必要がある。他方、担当教員が増えたことによる教員同士のネットワーク作りが急務であり、また、理論教育と実務教育の架橋という観点からの専門家教員との連携の拡大が今後とも必要である。

これらのいわゆる臨床系実務科目は、いずれも、学生が実際の実務に触れる機会を持つことから、賠償責任保険の整備・拡充が望まれる。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）＜クラス人数＞

1. 現状

2010年度は、法律基本科目の履修のために、1年次（法学未修入学者）に2クラス、2年次（法学既修入学者と1年前の法学未修入学者との混合クラス）に6クラス、3年次（2年次と同様）に6クラスが設置され、このクラス指定のある法律基本科目が行われるクラスにおける学生数は、2年次以上のクラス（法学既修入学者）で名、1年次のクラスでも名が上限となっており、1年次において1クラスの人数がわずかに50名を超過することとなった。また、テーマ演習については、それが少人数教育であるという側面を有することから、1クラスの人数を30名以内に制限することを徹底した。

これに対して、クラス指定のない基礎法学・外国法科目や展開・先端科目（選択科目）では、100人台の受講者を有する場合があった⁵⁴。

2. 点検・評価

開設以来、一貫して法律基本科目および必修科目においては、1クラスあたりの受講者数は50名前後となっている。選択科目の講義中心の科目では、受講者数が100名を超える場合があったが、履修上の不便や教育上の支障は生じなかった。

3. 改善計画

全体として適切な学生数を維持するとともに、各授業科目においては、教育効果の低下が懸念されるような多数の受講生数とならないように、授業科目を設置する学期やクラス数を調整するなど、編成に努力して、授業における学生数の適正化を引き続いて図る予定である。

⁵⁴ 資料18 「2010年度科目履修者数一覧」

7-2 学生数（2）＜入学者数＞

1. 現状

08年度			09年度			10年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
300	321	1.07	300	291	0.97	300	271	0.90

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

本法科大学院の学生定員数は、法学既修入学者が 200 名、法学未修入学者が 100 名の合計 300 名である。過去 3 年間の実際の入学者数を見てみると、2008 年度が 321 名（内訳は、既修者 217 名、未修者 104 名）、2009 年度が 291 名（内訳は、既修者 195 名、未修者 96 名）、2010 年度が 271 名（内訳は、既修者 206 名、未修者 65 名）となっている。

2. 点検・評価

入学者選抜の安定化に伴い、2006 年度以降、入学者数はほぼ入学定員どおりであり、概ね適切な人数となっている。

3. 改善計画

- (1) 引き続き、全体として適切な学生数を維持する。
- (2) 法科大学院制度がおかれた環境を鑑み、本法科大学院に対しても収容定員の見直しが迫られていたため、2011 年度入学者選抜から入学定員 270 名（既修者 200 名、未修者 70 名）に変更をした。

7-3 学生数（3）＜在籍者数＞

1. 現状

	2010年度					
	入学定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
2007年度以前入学者		9		0	2	
2008年度入学者	300	98	0.33	0	3	
2009年度入学者	300	289	0.96	0	3	
2010年度入学者	300	271	0.90	0	0	12
合計	900	667	0.74	0	8	12

- [注] 1 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。ここでは各年度の「入学定員」の合計欄に「収容定員」を記入。
- 2 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。
- 3 [B/A]欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示。
- 4 上記表の退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、2010年5月1日時点における退学者数、休学者数をいう。
- 5 留年者数は、前々年度、前年度の入学者のうち進級できなかった者の人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含まれない。

中央大学法科大学院の学生定員数は、法学既修入学者が200名、法学未修入学者が100名の合計300名となっている。2010（平成22）年5月1日時点での在籍者数、退学者数、休学者数を記入した。

2. 点検・評価

在籍者数は、定員を上回っていない。もっとも、各年度における入学者数の増減により在籍者数が上下するが、2010年度では、定員に照らして在籍者数が適正な数となっている。

3. 改善計画

全体として適切な学生数を維持する。なお、2008年度末から進級判定制度を導入し、1年次から2年次への進級制限が行われることとなったため、2009年度の1年次生には新入生に加え、原級留置学生が含まれることになる。その数を勘案した上で、適切な学生数となるよう努力する。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

1. 現状

（1）講義・演習室

市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院設置基準に基づき、法科大学院における高度な教育水準と環境を確保するために、次の教室等を設置している。とくに、法律基本科目群の授業科目については、50～70人規模を収容する双方向・対面授業に対応した教室を必要クラス分設置することとし（ただし、クラス指定のある法律基本科目の運営については、上限50名を標準としている）、その他、各授業科目の教育内容に照らして、教室・演習室、情報処理教室、模擬法廷教室を設置している。法律基本科目の授業を実施する標準教室では、学生用の机の広さが確保されているほか、教卓や学生用机の情報環境整備、プラズマディスプレイ2基の配置や各種プレゼンテーション用設備が整っている。

2008年度においては、これらの教室等の環境を向上するために、まず音響設備の更新を行った。ワイヤレスマイクを無線通信方式から赤外線通信方式に変更し、本数を増やすことによって双方向授業がより円滑に実施できるようになった。また、2009年5月から実施される裁判員制度に基づく刑事裁判を前提に、模擬裁判の教場となる模擬法廷教室を改装し、裁判員席を含む9席からなる法座を整備した。さらに、ここ数年、学生の高い学修意欲に応えるためにゼミ室の増設が必要であると考えられてきたが、2008年度末に専任教員の個人研究室11室を近隣のビル（中央大学法科大学院研究室別棟）に移転し、その空室の一部をゼミ室に改装する工事を実施した。また、2009年度末に国際会計研究科が市ヶ谷キャンパスから市ヶ谷田町キャンパスに移転したのを受けて、その跡地にニーズに対して不足していたゼミ室を設置した。

(1) 講義・演習室

施設	収容人員	面積	数	備考
大教室	141人	183.28 m ² ～190.94 m ²	4	法科大学院専用
模擬法廷	114人	155.94 m ²	1	大教室を兼ねる（専用）
情報教室	100人	184 m ²	1	大教室を兼ねる
中教室	40～63人	99 m ² ～152.1 m ²	10	全て双方向・対面教室 9室
小教室	16～28人	50.40 m ² ～63.60 m ²	7	
ゼミ室	4～12人	10.48～24.00 m ²	18	2011年3月31日現在

(2) 学生自習室

1) 学生自習スペースの確保・充実

法科大学院における学生の自習施設は、授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うために重要である。中央大学では従来から学生研究室や学生自習室の環境整備に努めており、そうした経験を踏まえつつ、市ヶ谷キャンパスには、学生の自習スタイルや情報環境のニーズに対応して、固定席を確保した自習室（院生研究室）、図書館内の自由閲覧席、PC自習室を整備している。

学生の自習室については、学生1人に一席の指定席を確保しているほか、多様な学修方法のニーズに即応した資料閲覧・読書・データベース検索処理用の自由席を整備しつつ、認可時の計画を履行している。

2010年度には、2009年度末をもって市ヶ谷キャンパスから市ヶ谷田町キャンパスに移転した国際会計研究科跡地に自習室を1室新設し、それまで過密状態であった自習席の分散化を実現した。

施設	面積	用途	席数
学生自習室A 専用	209.1 m ²	キャレル設置。 各キャレルに情報コンセント敷設。 1号館5階談話スペースにプリンター 6台を設置。	116
学生自習室B 専用	161.5 m ²		98
学生自習室C 専用	73.2 m ²		41
学生自習室D 専用	65.7 m ²		32
学生自習室E 専用	79.2 m ²		44
学生自習室F 専用	93.1 m ²		55
学生自習室G 専用	121.4 m ²		76
学生自習室H 専用	329.0 m ²		220
学生自習室I 専用	65.7 m ²		30
学生自習室J 専用	45.9 m ²		20
学生自習室K 専用	19.8 m ²		11
学生自習室L 専用	19.8 m ²		11
学生自習室M 専用	95.7 m ²		45
図書室A 共用	517.5 m ²	閲覧席設置（PC2台設置）。 （内図書室内PC自習室41席にPC41台 設置）	164
図書室B 共用	533.5 m ²	閲覧席設置（PC8台設置）。	40
施設	面積	用途	席数
院生PCスペース専用	117.6 m ²	PC44台設置。	44
中央大学法科大学院自習席数（合計）			997

（3）研究施設・設備

本法科大学院の専用施設として、法科大学院専任教員数に応じて、専任教員研究室を合計 69 室確保している。すなわち、市ヶ谷キャンパスに、専任教員個人研究室 64 室（研究科長室 1 室を含む。また下記の「中央大学法科大学院研究室別棟」にある専任教員個人研究室 11 室を含む。）、専任教員共同研究室 5 室（各 2～3 名の共同利用が可）を設置している。ただし、「中央大学法科大学院研究室別

棟」にある専任教員個人研究室の一部（11室）および個人研究室、共同研究・資料室（1室）については、2011年3月～9月にかけて市ヶ谷キャンパスの国際会計研究科跡地に移転する予定である。

また、市ヶ谷キャンパスには、教員間の相互研修や教材開発等を行う施設として、各種データベース活用のための情報環境を整備した「教育研究支援室」を設置している。なお、市ヶ谷キャンパスに設置される大学院教員室は、兼任教員や非常勤教員に対しても利用に供している。

法科大学院の学修を十全なものとするためには、授業時間外に専任教員によるオフィスアワーを設定する等、とくに教員と学生との間のコミュニケーションの場所を確保することが重要である。そのため、上記の専任教員研究室、大学院教員室のほかに、学修指導室3室、談話室、別棟に個人研究室を有する専任教員のための共同研究室、教育研究支援室の資料保管室等を設置して、適宜、柔軟な履修・研究指導体制がとれるよう措置している。

2. 点検・評価

法科大学院の教育課程の趣旨と特色に応じた中規模（50人クラス）用の教室が開発・配置され、そこでは、学生用の机の広さが確保されているほか、教卓や学生用机の情報環境整備、プラズマディスプレイ2基の配置や各種プレゼンテーション用設備が整っている。また、模擬法廷教室が整備されている。

学生自習席については、大規模校でありながら、1人に1席と1個のロッカーを貸与して、自習環境の整備に努め、工夫を重ねている。

キャンパスへの入構、図書室への入退室には、ICカード型学生証によるセキュリティーシステムが導入されている。

反面で、既存建築物の改修による対応であるため、教室の形状や、自習席の机の広さに限界を感じさせている。2008年度には、専任教員個人研究室の別棟への移転により、相当程度の床面積を確保し、ゼミ室や学生自習室を増設する等の修学環境整備に努めた結果、一定程度の改善がみられたが、他方で全専任教員が同一のビル内に研究室を維持する体制が失われた。しかしながら、2009年度末に国際会計研究科が市ヶ谷キャンパスから市ヶ谷田町キャンパスに移転したことを受けて、2011年3月から9月にかけて、同研究科跡地に別棟に研究室を移していた

教員の研究室を再移転することが決定している。これにより、全専任教員が同一キャンパス内に研究室を構える体制となる。

3. 改善計画

中央大学における専門職大学院等の都心展開については、学校法人中央大学の平成 20 年度事業計画の筆頭に位置づけられており（2008 年 3 月 20 日開催、学校法人中央大学評議員会第 4 号議案「平成 20 年度事業計画（案）Ⅱ 1」）、都心キャンパスの再開発を中心とした「都心施設整備計画概要」の見直しが行われているところである。その計画において、法科大学院教育の一層の発展に向けた施設と設備の充実計画が立案され、世界にも誇りうる日本のロースクールの設備の整備に向けて検討が開始されているが、一層の具体化が急がれる。また、その抜本的な施設改善整備計画の実現までの間においても、法科大学院における教育研究の充実を図るために必要な既存施設・設備の改善工夫を着実に実行する予定である。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

1. 現状

（1）学生の自習に供する情報環境の整備

学生自習室（院生研究室等）キャレルと図書室閲覧席全席に情報コンセントを設置し、ノートパソコンを接続して、インターネット環境への接続と法令・判例データベースへの接続・検索を可能としている。また、中教室 4 室に各 50 台（計 200 台）の PC を備え置き、授業で使用できるようにしているほか、キャンパス内に 60 台のノートパソコンを備え置き、自習室各席および閲覧席で利用することもできるよう、貸し出し体制を整備している。

自習環境の支障にならぬようにプリントアウトスペースを設けたほか、図書室閲覧室には、固定型デスクトップパソコンを配置している。

さらに、学生 PC スペース（専用室）には、44 台の固定型パソコンが設置されており、学生が自由に利用することができる。また、情報教室には、合計 100 台

の固定型パソコンが設置されており、情報関連の授業実施時間帯を除いて、学生が自由に利用することができる。なお、各教室には、それぞれ教卓に PC を設置し、教員が学生用 PC を利用する必要がないように配慮している。

2008 年度には、中央大学情報環境整備センターにより、市ヶ谷キャンパス内数カ所に無線 LAN のアクセスポイントが設置された。セキュリティの観点から、アクセスには市ヶ谷 IT センターにコンピュータを登録することを求めているが、食堂、1 階ロビーおよび模擬法廷教室を無線 LAN がカバーしたことにより、学修の利便性が相当程度向上した。

(台)

情報教室	100 席全席に固定型ノート PC を設置	100
院生 PC スペース	44 席全席にデスクトップ PC を設置	44
共用 PC 自習室 (図書室 A 内に設置)	キャレル席にデスクトップ PC を設置	41
図書室 A 専用	閲覧席の一角に固定型デスクトップ PC を設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	2
図書室 B 共用	閲覧席の一角に固定型デスクトップ PC を設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	8
可動・多目的型	校舎内貸し出し用のノート PC を用意	60
中教室	4 教室にノート PC 各 50 台を設置	200
	合計	455

(2) 図書室の環境整備

市ヶ谷キャンパスにおいて専門職大学院国際会計研究科および文系大学院の一部に利用されていた図書室を拡充し、法科大学院専用の図書室を増設した。また、一部の図書室施設は国際会計研究科との有効な共同利用を図っている。

図書室および情報処理設備等の整備については、以下のように、一層の充実を図っている。図書室 A の閲覧席を、開設当初予定の 130 席から、2005 年度においては図書室内に共用 PC 自習室を設置する等して 164 席に拡充した。図書室 B の 40 席を加えて 204 席とした。そこでは、専用の図書室に情報検索用を中心とした目的で約 40 席の PC 席を設けるなどの学生ニーズに応えた措置を講じた。ま

た、専用図書室は年末年始を除き毎日 24 時まで開室し、休日についても 18 時まで開室している。

(3) 図書資料等の整備

図書資料の整備については、認可時の計画を履行し、一層の充実を図っている⁵⁵。データベースの充実を図り、整備計画であった法学関係データベースは、オンラインおよびオフライン（イントラネット運用）のものを含め、判例・法令データベース、雑誌全文データベースなど 50 種類程度を導入し、このうち 19 種類は学生の自宅からもインターネットを通じて利用できるよう整備している。なお、法学関係以外のデータベースについては、中央大学図書館ウェブサイトを経由して、利用可能なものへのクイックリンクが整備されている⁵⁶。

図書室の蔵書の充実を図るべく、開設年度期首において、法律関係図書について和図書約 7,500 冊、和雑誌約 140 タイトル、また和雑誌約 110 タイトルについてバックナンバー約 1,400 冊を整備し、合計約 9,000 冊を整備した。また、講義、学修に密接な図書は、それぞれ 3 冊ずつ備えることとし、そのタイトル数は約 500 タイトルにのぼっていた。

さらに、開設後 3 年間の整備状況として、和図書約 12,500 冊、和雑誌バックナンバー約 5,000 冊、新規の継続購読和雑誌 20 タイトルを追加整備した。また、洋図書約 500 冊、洋雑誌 8 タイトルを整備した。法律関係図書のうち新刊図書は、各教員の推薦を得て図書委員会による選書を行い、学修に密接な図書は、3 冊ずつ（場合により 5 冊）整備し、予習・復習の用に供している。開設後の 3 年間で約 1,200 タイトルについてこのような複本を整備した。

以上の結果、2010 年度末における蔵書数は、図書約 36,600 冊、雑誌 430 タイトル（うち継続雑誌 327 タイトル）、製本雑誌約 8,400 冊で、総計 45,000 冊となった。

なお、組織的な取り組みとして、図書委員会を組織し、新刊図書の収集、利用頻度調査による複本の整備、利用規則の改善などを行うとともに、教育研究支援

⁵⁵ 事務課保管資料 8-1 「法務研究科図書室における図書資料整備等に関する現況」

⁵⁶ <http://www2.chuo-u.ac.jp/library/databasetop.htm>

室において新刊図書の選書資料の作成を行い、選書・配架の充実と促進を図っている。

大学内の他キャンパスに所在する図書の利用も可能な体制を設けているが、市ヶ谷図書室蔵書での学修活動の充足度が高まりつつある。とくに、図書のうち雑誌に関しては、開設後にも市ヶ谷図書室でのバックナンバーの整備を進めた結果、他キャンパスから取寄せる雑誌の数は極めて少ない。

授業の予習と復習に直接必要な資料の作成と配布については、事務室と教育研究支援室とに、必要な設備と作業補助人員を確保して、学生への提供サービスを充実させ、学生に負担がかからないようにしている。

2. 点検・評価

図書室の蔵書スペースおよび閲覧席については、なお一層の拡充が必要であるが、施設計画全体との関係調整が必要である。

他方、図書室の蔵書の充実については、カリキュラムの年次進行と学生数の増加に併せた蔵書充実計画が遂行され、また、多摩キャンパスの豊富な図書資料も有効利用できる工夫がなされている。

また、情報環境の整備が行き届き、利用できるデータベースの量と質が確保されるとともに、そのアクセスルートが確保されているが、データベース自体の発展に伴い、継続的な内容精査と追加・入れ替えが必要である。また、PC 教室に配置されているものを含め、学生用 PC が一部老朽化しているためその更新が必要である。

3. 改善計画

(1) 電子化された学修資源へのアクセスが必須となっている状況に鑑み、利便性の向上とセキュリティの確保を調和させつつ、情報環境を整備する予定である。既に、無線 LAN のアクセスポイントが数カ所に設置されているが、これをニーズに応じて拡大すると共に、学生の持ち込み用 PC へのセキュリティソフトウェアのインストールの義務づけや登録制の安定した運用を維持する予定である。また、老朽化した学生用 PC の更新を順次進める予定である。

(2) 図書・資料の購入が進むにつれて、図書室内の所蔵・配架スペースが限界

に達しようとしており、利用図書の入替え等の工夫を計るほか、所蔵・配架スペースの確保に努める予定である。また、法情報データベースについては、その発展に応じた検討を加え、追加・入れ替えを行うことを検討する。

7-6 教育・学習支援体制

1. 現状

(1) 人的な支援体制

授業を補助する者の数、および事務スタッフの数は、以下のとおりである。

教員総数	実務講師の総数	職員総数
144名	60名	24名
専任67名、 その他77名		専任8名、派遣7名、 パートタイム 9名

(2010年5月現在)

ア 教育研究支援室

本法科大学院においては、教員の授業、授業準備等を支援する仕組み・体制として、本法科大学院独自の「教育研究支援室」が設置され、法科大学院の教育課程の実態に即して整備され、有効に活用されている。同支援室を通じて提供されている主な教育支援サービスは以下のとおりである。

- ① 教材作成補助（授業用資料の検索収集・編集作業補助）
- ② 電子資料(データベース)の利用提供・代行検索
- ③ 後述の「CLS 教務システム」利用方法に関するサポート

これらのサービスには、専任職員、派遣職員およびパートタイム職員が、開室時間中（月曜日から金曜日 9:30-20:00 土曜日 9:30-15:30. 夏期休暇期間は短縮）に、2名ないし3名体制を敷いて従事している。

イ 実務講師制度による教育補助

本法科大学院では、原則として弁護士業務経験 5 年以内の弁護士を多数（2010 年度では 60 名）、補助教員（実務講師）として採用し、実務実践教育

の補助をはじめ、学生の学修方法に関する質問や、授業の予習と復習をフォローアップする学修相談の業務に従事している。

ウ オフィスアワーの受け付け

オフィスアワーは、教員の研究時間への配慮から、原則として予約制である。学生からのオフィスアワーの申し込みは「受付」の職員が受け付け、教員に連絡している。

(2) 施設・設備面での体制

ア C L S 教務システム

法科大学院の授業運営と教務事務一般をカバーして、教職員間および教員・学生間の双方向のコミュニケーション・ツールとして、インターネット環境を活用したオンラインによる「C L S 教務システム」が稼働している。

C L S 教務システムによって、教員は、授業でのレジュメ・メモや資料等の学生への配布、レポート課題の送付、レポートの受け取り、小テスト、学生への連絡、質疑応答なども可能となっている。

イ 図書室等

法科大学院が所在する市ヶ谷キャンパスには独自の図書室が設置され、教員が教育に必要な図書、雑誌を利用することができ、教育研究支援室でも、教育・研究用共用資料（日本比較法研究所が所員の利用のために購入して配架）の閲覧が可能となっている。判例データベース、現行法規等は、自宅からも利用できる。

ウ 研究室におけるオフィスアワー

各教員には1人1室の研究室が用意され（その状況は後述）、週最低1時間程度、研究室にて、オフィスアワーを設定することが義務づけられている。原則的には事前申し込み制であるが、制度の枠組みを超えた教員研究室への学生の訪問が頻繁に行われている。

エ その他

教材印刷室、教員専用コピー室、共同研究室が設置されている。

2. 点検・評価

本法科大学院における教育研究支援体制は、かなり充実しており、法科大学院

の教育課程を実践する上で十分な整備がなされている。だが、一般的な授業科目運営補助のための教育研究補助体制は、さらに改善の余地がある。

3. 改善計画

実務講師制度の充実に加えて、一般的な授業科目運営補助のための教育研究補助体制（従来でいう TA 制度、助手・副手制度等）の具体的構築が今後の課題である。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉 I

1. 現状

（1）奨学金

ア 本法科大学院独自の奨学金制度の創設と運用

本法科大学院では、開設時より独自の奨学金制度を発足させ、多様で優秀な人材が法科大学院における法曹養成のプロセスに参加し、学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している⁵⁷。

すなわち、入学試験時の成績優秀者を対象にした学費全額相当および学費半額相当の奨学金（第一種、第二種奨学金）の給付を受けている者は、2010年5月1日現在、全学生の27.6パーセントである。加えて、初年度に奨学金を受給できなくとも、一定期間（1年間）の学業成績優秀者には、学費半額相当額給付を内容とする第三種奨学金が用意されている（2010年度支給実績76名）。これらを総合すると、たとえば2010年度における3年次生は、その50パーセント弱が、学費半額相当額以上の本学奨学金を受給していることになる。

また、以上の第一種、第二種、第三種の奨学金をいずれも受けていない者については、政府からの学生支援のための補助金を基にした第四種奨学金を用意しており、対象者1人あたり、2004年度は50万円、2005年度は40万円、2006年度は37万円、2007・2008年度は30万円、2009・2010年度は32万円を支給している。

⁵⁷ 事務課保管資料 8-2 「本学奨学金の種類と支給状況」

さらに、学生への経済支援の一層の充実・強化を図るため、2008年度から、以上の給付奨学金制度に加え、中央大学法曹会（中央大学出身の先輩法曹）の篤志により、新たな給付奨学金制度が導入された。2010年度は、20名に対し、1名あたり30万円を支給した。

イ 本学の全学的な奨学金制度の援用

本学の全学的措置である経済援助給付奨学金を援用して、東日本大震災にて実家が罹災した学生への経済的支援が実施される予定である。

ウ 日本学生支援機構の奨学制度の有効な活用

日本学生支援機構の奨学金中、無利子である第一種奨学金については定期採用時に86人、追加合格時に31人、有利子である第二種奨学金については、定期採用時に希望者全員（73人）が希望金額どおりの給付を受けており、また、追加募集やその緊急支援奨学金についても、希望どおり受給している（いずれも2010年度実績）。

なお、修了等に伴って奨学金の受給を終了した者の第一種奨学金の返還免除につき、2009年度は全額免除14名・半額免除28名となっている。2010年度については、46名を選定し、免除申請を行った。

（2）その他の生活支援

ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口として、全学および法科大学院の防止啓発委員会がこれにあたり、別記のクラス・アドバイザー制度も機能している。

健康維持・保健サービスは、市ヶ谷キャンパスに設けられた「保健センター分室」により提供されている。

寮・託児所サービスに関しては、本法科大学院が都心に立地し、かつ大規模校であることから、独自の学生寮を設置するなどはしていないが、大学内施設では対応できないもの、たとえば「託児サービス」の斡旋などは、その都度、入学前の事前相談を通じて、校地所在地の福祉機関に確認するなど、必要に応じた対応がなされるよう配慮している。

書籍・文具品等の購入は、中央大学生生活協同組合の店舗が市ヶ谷キャンパスに設置され、不自由がない。

2. 点検・評価

法科大学院では奨学金制度の充実が不可欠であるところ、本学では、年間授業料全額相当額あるいは同半額相当額の支給による奨学金制度が大規模に用意され、また、文科省補助金の使途も学生の経済的支援に傾注し、さらに新たな給付奨学金制度を導入するなど、最大限の支援体制が採られている。本学のこうした奨学金制度の実施による学生支援の姿勢は、全国各地の法科大学院にも影響を与え、先駆的役割を果たしたものであることができる。

市ヶ谷キャンパスの特性に応じて、その他の生活支援がなされている。

3. 改善計画

本法科大学院が採用している全国で最も充実した奨学金制度は、開設時の特例的措置にとどまることなく、今後も維持すべく、財源等の確保や関係諸機関との協議に努める予定である。生活支援については、施設的な要望を踏まえて、新キャンパスにおいて充実を目指している。

7-7 学生支援体制（1）＜学生生活支援体制＞Ⅱ

1. 現状

（1）学生相談室の設置

中央大学では、専門職大学院に在学する学生が抱える学生生活上の諸問題に関する相談に対応するために、市ヶ谷キャンパスに「専門職大学院学生相談室」（以下「相談室」という。）が設置されている⁵⁸。

（2）組織・設備

相談室の運営は、法務研究科・国際会計研究科委員長、各研究科教授会から選出された専任教員、および精神科医、臨床心理学に関する専門知識を有する者によって構成される「専門職大学院学生相談室運営委員会」（以下「委員会」）が担当しており、2010年度は2回開催され、委員会の運営に関する議案を審議するとともに、相談の現状および今後のあり方等も議論した。

⁵⁸ 事務課保管資料 8-7 「中央大学専門職大学院学生相談室に関する特別措置規程」

また、市ヶ谷校舎には、「保健センター（市ヶ谷分室）」が設置されており、医師（内科医）、看護師、保健師等が配置されており、学生の傷病への対応のほか、メンタルケア相談のインテーク・ワークという重要な作業を担っている。

実際の相談業務を担当するのは、各研究科教授会から選出された専任教員の学生相談員と嘱託の精神科医およびカウンセラー（臨床心理士）である。このほか、各クラスに、専任教員 2 名のクラス・アドバイザーが配置され、年 2 回のクラスミーティングを開催するほか、学生の学修・進路・生活相談に応じる体制が採用されている。

相談室のインテーク・ワークは、1 号館 1 階にある保健センター分室において行われるが、実際の相談業務は、相談者のプライバシー確保のために、主として 1 号館 5 階にある学生相談要面接室において実施されている。

（3）学生相談業務

相談室において対応している相談事項は、日常生活上の問題から、修学・進路、学生生活に関するものと、心身の健康に関するもの（健康相談、精神衛生相談、性格・対人関係等）に二分されている。なお、セクシュアルハラスメントを含むハラスメント相談については、別途、「ハラスメント防止啓発委員会」が対応することになっている。

メンタルに関わる相談には、精神科医 2 名（月・金曜日 13 時～17 時勤務）と、カウンセラー 1 名（水曜日 13 時～17 時）が対応し、その他の事項については、6 名の教員相談員が対応する体制がとられている。

次に、2010 年度（2011 年 3 月 31 日現在）の保健センターの利用状況⁵⁹は、新規相談者数 35（未修 15、既修 20）、再来相談者数 207（未修 64、既修 143）である。2009 年度が、新規相談者数 34、再来相談者数 139 であったので、昨年度よりもやや増加傾向を示している。相談内容は、健康 110、精神衛生 72、性格・対人関係 39、その他 21 であった。

（4）周知方法等

メンタルケアを含む学生相談においては、広報活動が不可欠であることに鑑み、相談室では、学年当初のガイダンスにおいて、口頭説明に加えて、「心身のサポー

⁵⁹ 事務課保管資料 8-8「2010 年度専門職大学院学生相談室利用状況」（保健センター事務室）

ト案内」という、多色刷りのパンフレットを学生に配布している⁶⁰。そこでは、「こころの危険信号をキャッチする」との表題の下に、「このような状態が続くなら早めにご相談ください」として、10の症状を列挙し、学生の理解を深める努力をしている。

また、学生自習室にポスターを掲示したり、学生のメンタル面に関する教員の意識を喚起し、かつ適切な初期対応を図るため、「気になる学生に出会ったら」と題するパンフレット⁶¹を教授会員に配布し、教員側の啓発にも力を入れている。

(5) 講演会の実施

2008年度は、法科大学院生の健康管理につき講演会を開催した。第1回は、6月26日、立澤敏子精神科医（専門職大学院学生相談室相談員）による「睡眠習慣とメンタルヘルス—四当五落の落とし穴—」と題する講演である⁶²。第2回は、12月16日、吉澤裕世 保健師（中央大学保健センター市ヶ谷分室職員）による「感染症予防について—試験を乗り切るための自己管理—」と題する講演である⁶³。

講演会の参加者は、後者はやや少なめであったが、「睡眠習慣とメンタルヘルス—四当五落の落とし穴—」は、きわめて多くの学生が参加するとともに、講演後も講師に質問をする学生も多く、睡眠に関する学生の関心の高さがうかがわれた。

2. 点検・評価

(1) 運営面

法務研究科の学生の多様な相談ニーズに適切に対応するためには、相談事項の幅広さと専門性が必要と考えられる。この要請に対しては、専門職大学院独自の相談室・相談体制が採用されていること、とりわけメンタルヘルスの専門家として、精神科医・カウンセラー3名が配置されていることは、肯定的な評価をすることができると思われる。

もっとも、前述のように、火曜・木曜日には精神科医・カウンセラーが不在である等、残された課題もある。

⁶⁰ 事務課保管資料 8-9 「心身のサポート案内」

⁶¹ 事務課保管資料 8-10 「気になる学生に出会ったら」

⁶² 事務課保管資料 8-11 「睡眠習慣とメンタルヘルス—四当五落の落とし穴—」

⁶³ 事務課保管資料 8-12 「感染症予防について—試験を乗り切るための自己管理—」

(2) 施設面

相談室は、業務全般を統括する独立の施設を保有しておらず、現時点では、利用できる施設は、インテーク・ワークのポイントとしての保健センター分室および精神科医・カウンセラーの相談室のみである。後者の施設も、未使用の研究室を暫定的に使用しているため、相談者のプライバシー確保にも一定の限界が存することを否定できない。

(3) 相談体制

教員への相談がほとんどない。それは次のような理由からだと推測できる。第1に、健康、精神面の問題に対する相談は、そもそも教員に対してなすことが期待できない。第2に、学修相談、進路相談等は、クラス・アドバイザーないし、親しい教員に対して行っていることが考えられる。しかし、学生が教員に対して相談するニーズ等についても今後検討する必要があるだろう。

(4) 広報体制

「心身のサポート案内」という、多色刷りのパンフレット等によって、相談室は、かなり学生に知られてきているものと思われる。

(5) 講演会

学生の健康管理に関する講演会の開催は、そのことにより、学生に自らの健康管理に注意するよう喚起する役割だけでなく、実際に講演を聴いて自らの健康管理の問題につき考えてもらうことができ、大変有益なものであった。

3. 改善計画

毎年新しい学生が入学することから、様々な機会や手段を利用して、相談室の役割を伝達することが今後も必要である。また、相談体制の充実を図る必要もある。

しかし、相談することもなく、自分でメンタルな問題を抱えている学生をどのように発見し、これに対応していくかが課題である。また、予防という視点も重要である。

これらに対しては、第1に、学生のメンタルヘルスの問題を教員に理解してもらうために、法務研究科教授会等において、精神科医やカウンセラーから、法務

研究科の学生のメンタリティや、そのケアについてレクチャーしてもらうことが考えられる。第2に、教務員会が、欠席の多い学生の情報をクラス・アドバイザーに伝え、対応してもらうシステムを採用しているが、今後とも、日常的に学生に接するクラス・アドバイザーとの連携を深めていく必要がある。第3に、学生の健康管理に関する講演会を適宜、開くことも効果的である。

7-8 学生支援体制（2）＜学生へのアドバイス＞

1. 現状

（1）クラス・アドバイザーの設置

クラス・アドバイザー制度を採用して⁶⁴、学生の学修生活一般について気軽に相談できる環境を作っている。

アドバイザーは、創設時の2004度においては1年次については各クラス3名、2年次については各クラス1名としていたが、学生の要望に応える形で、2004年度後期から、各学年ともに各クラスとも2名のアドバイザーを配置している⁶⁵。

アドバイザーは別添規程に規定されているように、学修生活一般に助言するのみならず、学生の出席状況、成績についても把握し、学生の学修生活を広くサポートしている。

（2）オフィスアワーの設定

各専任教員は、授業実施期間中は少なくとも週1コマ・原則予約制のオフィスアワーを設置して、個別の科目の学修に関わる相談のみならず、学修生活一般についての相談の機会を提供している⁶⁶。

さらに、授業実施期間以外、夏期、春期の休業中にも、オフィスアワーを置いて、学生の相談に応じる体制を強化している。

オフィスアワーは、予約制としているが、予約学生がいない場合でも教員は研究室に待機して（この点は、教授会等で各教員に周知・確認している）学生の相談に応じている。また、各教員は、その判断において、予約制を採らず、随時面

⁶⁴ 資料4 中央大学法科大学院内規集 39、参照

⁶⁵ 事務課保管資料 8-3 「2010年度クラス・アドバイザー一覧」

⁶⁶ 資料4 中央大学法科大学院内規集 34 および事務課保管資料 8-4 「2010年度オフィスアワー予定表」

談に応ずるなど、オフィスアワー制度の運営をより充実したものとする方向で申し合わせ以上のことを実施することが推奨されている。なお、オフィスアワーの利用実態の把握や制度改善の資料とするために教員に提出を求めている面談報告書の書式はより記入しやすいものとしている。

(3) 実務講師による学修・進路相談等のフォローアップ演習

さらに、本学の特色ある仕組みの一つである実務講師によって実施するフォローアップ演習は⁶⁷、個別的な学修についての助言のみならず、先輩法曹の立場から進路に関する種々の適切な助言を学生が受ける場となっている。実務講師は、2009・2010年度において、総勢60名の弁護士が就任している。実務講師は、本法科大学院を修了した弁護士が主体となっており、主として第1学年および第3学年の学生に対するフォローアップ演習を担当しているが、参加した学生からはきわめて高い評価を得ている。

2. 点検・評価

上述のとおり、学生の学修方法や進路選択について適切なアドバイスを行う体制が整えられ、学生のオフィスアワー利用実態⁶⁸からも十分システムが機能していると評価できる。しかし、他方で、一部の学生からは、予約なしでオフィスアワーを利用したい、何時でも相談を受け付けてほしいとの要望が出ている。

前述のようにオフィスアワー制度の運営をより充実したものとする方向で申し合わせ以上のことを実施することが推奨されており、教員によっては、随時質問を受け付けているが、予約制を原則とする仕組み自体は変更していない。学生のニーズと教員の研究時間の確保の要請をどう折り合いをつけるか検討を続けている。

3. 改善計画

- (1) オフィスアワー制度の一層の効果的運用を図るため、必要な改善策を検討して実施する。
- (2) クラス・アドバイザー制度の効果的運用を図るため、制度の運用指針を確

⁶⁷ 事務課保管資料 8-5 「2010年度フォローアップ演習案内」

⁶⁸ 事務課保管資料 8-6 「オフィスアワー実施記録 (2010年度)」

かめ、各学期のガイダンス期間等を活用してアドバイザー会議を設けて検討を行っており、これを継続する。

- (3) 実務講師によるフォローアップ演習が、進路等に関する助言の場ともなっていることに鑑み、その有効な活用方法をさらに工夫しつつ、拡充を図る方向で検討したい。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価＜厳格な成績評価の実施＞

1. 現状

成績評価は、授業科目の内容・性質に応じて、筆記試験の他、平常点、レポートおよび口述試験又はそれらを併用して行い、後述の成績評価の尺度と表示を前提とした緩やかな相対評価によっている。筆記試験等は、原則として、前期開講科目については夏季休業前に、後期開講科目については学年末に実施している。また、正当な理由があつて定期試験を受験できない学生には、追試験の受験を認めている。

成績評価の尺度と表示（Grading System）は、A（90～100点）、B（80～89点）、C（70～79点）、D（60～69点）、E（60点未満、不合格）であり、Aは学生全体の15%程度以内、Bは25%程度以内にとどめることを目安とし（C以下については、統一基準は設けていない）、Eについては到達度に照らして絶対評価としている。

また、実務基礎教育科目群のなかで実習的要素の大きい授業科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ）については、合否判定のみを行うこととし、合格をA、不合格をEとしている。

以上の成績評価基準のうち、成績評価の尺度と表示は、教授会における申し合わせにより設定され、筆記試験の他、平常点、レポートおよび口述試験を組み合わせる成績評価を行うか否かについては、教員が授業科目の内容・性質に応じて決定している。複数教員が担当する科目の筆記試験では、試験問題および採点基準を協議したうえ科目ごとに統一した試験を実施しており、各教員が個別に設定する評価基準を含め、すべての成績評価基準は、履修要項、シラバス等を通じて事前に学生に開示されている。筆記試験の評価は、各科目担当者の作成する答案の講評と共に学生に通知している。また、採点前の答案コピーを学生に配布し、各自講評と照らし合わせて学修することができるよう配慮している。

また、各科目における到達目標を示した科目別学修ガイドラインを策定し、これを学期初めのガイダンス時に配布することで、評価基準がより具体的に明らか

になるようにしている⁶⁹。

2007年度からは、出席調査を厳格にすると共に、一定回数以上欠席した場合は原則として成績をF評価とすることとしている。このことは履修要項に記載されており、ガイダンスおよびクラスミーティングの機会を通じて学生に口頭でも通知しているため定着していると思われる。

さらに、2008年度からは、1年次生について進級判定制度を導入し、学年末の法律基本科目の成績が一定基準（GPA=1.60）に達していない学生の進級を認めないこととしたが、2011年度入学者から、この基準値を現在より引き上げ、GPA=1.80とした。

すべての科目について成績評価の分布をとりまとめた資料をFD委員会および教授会に資料として提出して検討しているが、それによると、先に示したA=15%程度、B=25%程度という成績評価の割合に科目によるばらつきがみられる（法律基本科目および実務基本科目以外の科目では、履修者数が少ないことなどにより、この評価割合を適用していないものもある）⁷⁰。複数教員が担当する科目では、評価方法、試験問題および採点基準を協議したうえで科目ごとに統一した試験を実施し、採点についても複数教員が同一答案を評価するなど評価の客観化を図る方法をとっている。

各教員が、設定された成績評価基準に厳格に従って評価を行っているかを法科大学院として確認することはしていないが、上に記したように、学生には成績と共に試験の講評を公開し、自らの答案のコピーも交付しているため、試験の評価が適正に行われているかどうかを客観的に判断する材料は提供されている。また、学生には成績判定につき異議申し立ての機会が与えられていることから、講評の公開・答案コピーの交付と合わせて、成績評価の客観化が事後的に図られているし、また教員間での評価のばらつきが未然に防止されているともいえる。

これまで学期末試験で不合格となった者の人数は資料のとおりである⁷¹。

出席状況の記録と、それに基づく試験の評価は計画されたとおりに実施されており、展開・先端科目のうち受講人数が多いものについても、自書による署名を

⁶⁹ 資料16「学修ガイドライン」

⁷⁰ 資料25「2010年度各授業科目における評価割合」

⁷¹ 事務課保管資料9-2「2010年度再試験対象者数・不合格者数」

求めて出席調査している。

期末試験については、すべて内容を法科大学院において把握しているが、その適切性について検討することはしていない。

2008年度から、1年次生について、学期末にGPAが1.6に満たない学生を原級留置きとし、C、D評価となった科目については再履修させるという進級判定を導入した。この制度導入の初年度において、この基準を満たさなかった学生は成績評価対象者102人中13名、2009年度は98人中12名、2010年度においては76人中10名（うち1名は2年連続であったため年度末除籍）であった。また、法科大学院協会が実施する法科大学院教育と新司法試験の成績の相関関係に関する検証作業によると、中央大学法科大学院の修了生の法科大学院における成績上位者の中に新司法試験の成績が下位の者が一定数いるという結果が示されている。

2. 点検・評価

2008年度に受けた認証評価において、この項目はC評価を受けた。評価報告書には「成績評価基準の内容および事前開示の方法について、法科大学院に必要とされる水準に達しているといえる。しかしながら、各科目の成績評価の基準や方法について科目により相当のばらつきがあること、成績評価の方法として出席だけで評価されるような科目があるほか、学期末試験のみにより評価し平常点を考慮要素に入れることとしていない科目が多数あるなど、改善の必要性が高い。」との記載がある。

教育方法は各科目や教員によって異なるので、その成果を測るための評価方法や基準にある程度の違いが出るのは、高等教育であればなおのこと避けられないことである。また、平常点を最終の成績評価に反映させるべきか否か、させるとしてどのように反映させるのがよいかという点については、認証評価機関と本法科大学院の教員の意見との間に見解の相違があり、直ちに改善しなければならないとはいえない。

ただし、成績評価基準や方法についてのばらつきが成績評価の信頼を損ねるほど大きかったり、シラバスに出席だけで評価されるかのような記載をしてある科目があったりするとすれば、こうした点は改善の必要がある。

なお、学期末試験問題については、科目ごとに作成と採点基準が統一されてい

ること、および、答案コピーの返却と講評の公開により、その成績評価の基準は厳格に設定され、適切に開示されている。

前述のように、成績評価の分布に科目ごとのばらつきがあることが確認されている。そのばらつきが科目の特性によるのではなく、設定された成績評価基準が厳格に実施されておらず、ひいては、各学年における学修達成度が十分に意識されていないことに起因するとすれば、修了によって新司法試験の受験資格を得るという法科大学院教育の性質に照らして改善が必要である。

また、修了時点で新司法試験受験に必要な実力が備わっていないと考える受験を控えた者がいるとすれば、それは積み上げ方式の学修による各学年における成績評価が必ずしも適切でなかったことを示しているかもしれない。

導入した進級判定制度によって、この事態が改善されることを望みたいが、新しい進級判定制度の下で進級できた未修入学者が初めて受験する 2011 年 5 月の新司法試験によってその効果の有無が明らかになる。

3. 改善計画

厳格な成績評価の方法や基準の設定・開示には、その前提として、各科目の到達目標が明確に定められている必要がある。

GPA による進級判定制度を 2 年次から 3 年次への進級にも適用することや、修了判定に用いることにつき、検討を進めるべきである。

かねてより、科目別履修ガイドラインの策定・改定や各科目担当者による議論を通じて、司法研修所における修習で求められる能力や新司法試験の合格に必要な学力から逆算して、法科大学院修了時点および各学年修了時点でどの程度の学修達成度が必要であるのかについてのコンセンサスを形成し、それに沿った成績評価基準を設定する努力をしているところであるが、まずは FD 活動や教授会の議論などを通じて、本学における共通的到達目標の作成、効果的な法学教育方法の検討・工夫、その達成度を測る方法はいかにあるべきか等についての議論を深める努力を今後も続けていく。

また、シラバスへの記載を適切にするよう努め、成績評価資料については、規程を整備して回収・保存を確実にすることとした。

8-2 修了認定<修了認定の適切な実施>

1. 現状

修了に必要な単位数を確認して修了認定を行っている。そして、各学年に配置された個々の科目を履修し、単位を修得すれば、法曹となるのに必要な能力が体系的に備わるようにカリキュラムを編成したうえ、これを担保するために、法律基礎科目群の授業科目については、「履修前提条件」を設定し、前学年の一定の授業科目を修得していなければ2・3年次配当科目を履修することができないものとする制度を採用している。

この制度により、標準修業年限で修了できなくなる可能性があることについては、学生に明確に告知し、計画的・体系的な履修を行うよう注意を喚起している⁷²。

2008年度からは、1年次から2年次への進級判定制度を導入するとともに、修了判定手続を明確にした。これらの点については、学則および内規を整備し、各種説明会および入学試験合格者への通知文書、HP等で周知している。入学者には4月の履修ガイダンスで説明するとともに、履修要項に明記している。

修了に必要な単位数の取得を確認して修了認定を行うが、各科目の単位の取得を厳格に認定するため、履修前提条件の設定と併せて、一定の手続きを経た再試験制度を設けている。すなわち、着実な体系的学修を行わせるため、各学期に履修した法律基本科目群の授業科目および実務基礎科目群の「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」については、所定の試験等により不合格の成績評価を受けた者については、原則として、各科目担当教員（各専門分野の責任者）が実施または指示する特別講座を受講したうえで（指示されたレポート課題に取り組んだうえで）、再試験を受け、再度の成績評価を受けることにより単位を修得できる制度を設けている（再試験により修得した授業科目の評価は「D」である）。

2009年度修了者は、278名である。未修入学者の最多既修得単位数は113単位、最小既修得単位数は96単位、平均既修得単位数は99.6単位であり、既修入学者の最多既修得単位数は78単位、最小既修得単位数は66単位、平均既修得単位数は68.9単位である⁷³。

⁷² 資料3「2010 履修要項」6頁（履修前提条件について）

⁷³ 事務課保管資料9-4「2010年度 法務研究科法務専攻 修了者決定について」

2009年度末において、標準就業年数を満たしていながら修了しなかった者は6名である。その他、休学により、修学延長となった者が3名いる。

2. 点検・評価

設定された基準は適切に開示されてきたと評価できる。

また、単位積み上げ方式による修了認定であっても、上述の通り、実質的には、特定科目で不合格となり、次年度の科目が履修できなくなれば、標準修了年限で修了することがカリキュラム上かなり困難になるため、履修前提条件の設定が、修了認定の基準設定の一部となっているといえる。また、各科目の成績評価が適正に行われることで、法科大学院の修了生として必要な学力の判定が行われているといえる。

2009年度末において、標準修了年数を満たしていながら修了しなかった者は6名である。修了者に占める新司法試験の合格者・不合格者の割合が、学生が修了に必要な学力をつけて修了したかどうかの一つの判断要素となるが、2008年度修了生の既修者については、約64.7%が新司法試験に合格したが、未修者のそれは19.8%にとどまった。

3. 改善計画

単位積み上げ方式と履修前提条件の設定により、また、2008年度からは1年次から2年次への進級判定制度を導入して、適切な修了認定の基準を設定し、これを十分に開示している。今後も、成績調査により制度の実効性を検証したい。

新しい進級判定制度の下で進級できた未修入学者が初めて受験する2011年5月の新司法試験によって、この制度の効果が明らかになる。この結果なども踏まえて、GPAによる修了判定制度の導入などの措置を検討すべきである。

8-3 異議申立手続<成績評価・修了認定に対する異議申立手続>

1. 現状

(成績評価について)

個々の科目の成績評価について異議のある学生は、法務研究科長に異議申立てをすることができ、異議申立てがあったときは、当該科目の担当教員が2名以上の場合はそれらの教員のパネルにより、担当教員が1名の場合は研究科長の指名する別の教員を加えた2名以上のパネルにより、再度、成績評価を行うこととしている(この再評価の結果に対しては、再度の異議申し立てはできない)。異議申立て制度は内規の形式で定められており、学生に対しては、履修要項に記載するほか、学期末試験の都度これを掲示して周知を図っている。⁷⁴

2008年度前期には延べ26人の学生が、後期には延べ20人の学生が、2009年度前期には延べ44人の学生が、後期には延べ47人の学生が異議申し立てした。

(修了認定について)

単位積み上げ方式のもとの修了認定においては、修了判定それ自体への異議申立て手続を形式的に規定していなかったが、事実上、各科目の成績評価についての異議申立て手続が修了判定への異議申立てとして機能してきた。3年次配当科目の成績評価についての異議申立ては、2009年度には0件であった。2008年度から、各科目の成績評価、進級判定および修了判定に係る異議申立手続について規程を明確にした。

2. 点検・評価

(成績評価について)

制度の趣旨が学生に浸透し、現在ではおおむね適切に運用されていると思われる。

(修了認定について)

2009年度の異議申立ては0件であった。異議申立て手続は適切に運営されていると評価できる。

⁷⁴ 事務課保管資料9-3 「2010年度再試験対象者数・不合格者数」

3. 改善計画

(成績評価について)

異議申立て制度本来の趣旨に沿った利用を学生に呼びかけるとともに、教員に対しては、「採点結果および成績評価に関する講評」を充実させること、授業を通じて成績評価のあり方を学生に理解させることを求め、成績評価に関する学生と教員間の信頼関係の確立に努力する。

(修了認定について)

引続き、適切な運用に努める。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

1. 現状

将来、法曹となって職務を適切に遂行することのできる資質・能力としては、さまざまなものがあり得るが、ここでは、「資質」(マインド)として「豊かな人間性」と「法曹としての使命感・倫理観」を、また、「能力」(スキル)として、「十分な法的知識と調査能力」、「法的分析と総合的判断の能力」、「批判的・創造的な思考力」、「説得的な表現・議論の能力」、および「問題解決能力」を取り上げる。これらは、前述の「教育理念」(1-1-1)の中にも明示的・黙示的に取り入れられているものであることを指摘しておく。

(1) 法曹として必要な資質(マインド)の養成

ア 「豊かな人間性」

法曹の職務は単なる法技術的な事務処理にとどまるものではない。さまざまな問題や葛藤を抱えた紛争当事者や被疑者・被告人などの関係者から信頼されるような豊かな人間性を基礎として、全人格的に職務遂行にあたる必要がある。

このような資質は、成年期に達する前に各人の自主的努力等によってほぼ形作られるのが通常ではあるが、法科大学院においても、教員との接触を通じて豊かな人間性の形成に寄与することがある程度まで可能である。本法科大学院は大規模ながらも創意工夫を重ねて少人数教育を実現していることや、実務家教員の指導を直接受ける機会が多いことが利点となる。クラス・ミーティングやランチ&トーク、各種懇談会などで、実務家教員等から率直に法曹としての経験や人間観等について話を聴く機会に恵まれており、そこから直接間接に得られるものは決して少なくない(イギリスのバリスター養成の法曹学院等では、伝統的に、教員と学生が食事を共にすることが教育上きわめて重視されていることが想起される)。なお、臨床実務科目である「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」においては、実際の相談者・依頼者に接触することにより、さまざまな境遇や立場の人たちが法曹に対して法的

助力を求めてくることを学生たちは実体験し、法曹になるためには単なる知識のみならず豊かな人間性が求められることに気づくことになる。

イ 「法曹としての使命感・倫理観」

法曹がその職務を行うにあたっては、司法制度の担い手として果たすべき使命を自覚するとともに職務上必要とされる高い倫理観をもってあたらなければならない。

本法科大学院では、法曹候補者にふさわしい責任感と倫理観を涵養し、特に臨床型実務科目などにおいて責任ある学修姿勢を確立するため、法科大学院生としての「学生行為準則」⁷⁵を制定し、倫理に関する学生の自覚を促している。

授業科目との関係では、「法曹倫理」の科目は、まさに法曹としての高い倫理について学生に考えさせ、具体的に法曹の行動規範を学ぶ機会を提供している。「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」などの臨床系実務科目で法的サービスの利用者と直接に接したり、法曹の対応を間近にみたりすることは、法曹の役割の理解と使命感・責任感の形成に大いに役立っている。「ローヤリング」・「法文書作成」・「模擬裁判」などのシミュレーション科目においても、その種の効用が十分に期待できる。また、展開・先端科目のうち、とりわけ「現代司法論」では、法曹の役割・在り方も重要なトピックとして取り上げられている。さらに、先輩法曹等による講演会も、貴重な学修機会となっている⁷⁶。

(2) 法曹として必要な能力（スキル）の涵養

ア 「十分な法的知識と調査能力」

「法律基本科目（1年次・2年次）」および「実務基礎科目」を通じ、法曹として幅広く一般法律知識（いわば法律常識）を身につけることは最低限の要請であるが、それに加えて、「展開・先端科目」や「基礎法学・外国法科目」の履修を通じて一定の分野の専門的法律知識を修得することも学生には期待されているし、ほとんどの学生はそのような高い志を持っている。その際、6種の「養成する法曹像」とそれぞれに対応した「履修モデル」が手引きとなる。

⁷⁵ 資料3 履修要項 2010 59頁

⁷⁶ 事務課保管資料 7-1 「講演会一覧」

また、本法科大学院の「法情報調査」科目では、絶えることのない新たな法形成に対応して、電子データベース等から最新の法令・判例などの法律情報を検索・調査する基礎的能力を涵養している。

イ 「法的分析と総合的判断の能力」

法律実務において問題を法的に分析・推論し、適正な判断を下すためには、要件事実とその他の事実の識別や、法的結論に至る論理的道筋の整理、そのための証拠の適切な評価に基づく事実認定が必要である。さらに、その判断の結果は社会常識に照らしても首肯しうる適切な解決となるべきであり、そのためには、経験則等の十分な理解とバランスの取れた総合的な判断能力も要求される。これらの能力は、実務基礎科目群のうち「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」・「模擬裁判」・「ローヤリング」・「リーガル・クリニック」等において、設例や実際の事例に即して理論的あるいは実践的に修得するほか、基本法律科目群のうち 3 年次の総合科目（「民法法総合Ⅳ」・「刑法法総合Ⅲ」・2008 年度から新設の「総合事案研究」）においても、諸事例に即した適正妥当な解決を追求する中で、学ぶ機会が与えられる。

さらに、法学未修者に対して、2011 年度から実施の新カリキュラムでは、「生活紛争と法」を必修化するとともに、新たに「基礎事案研究」を設けて、法曹養成教育としての未修者教育の充実を図ることとし、2010 年度は、講義担当予定者を中心に、その準備に努めたところである。

ウ 「批判的・創造的な思考力」

下級審裁判例が対立しているような法律問題、まだ先例がない争点、社会の変化によって法律や判例が時代遅れになっているような問題、立法者がまったく想定していなかった法の欠缺などの事態に直面した場合に、既存のルールを批判的に見直したり、新たなルールを創造したりすることが、法曹に求められる。このような高度の能力は、主として、2 年次以降の法律基本科目（公法・民事・刑事の各総合科目）において、事例中心のソクラテス・メソッドを基礎とした日頃の思考訓練を通じて培われるべきものである。外国法科目等を通じて学ぶ外国の法制度との比較考察なども、創造的提案の基礎を提供する。

エ 「説得的な表現・議論の能力」

法的知識と分析・判断の内容を、正確かつ説得的に表現したり議論したりする能力は、文書によるにせよ口頭によるにせよ、法曹にとって不可欠のものである。科目としては「法文書作成」が、文書によるそのような能力の訓練に直接関わる。しかし、そのほかの科目においても、レポートや訴状・準備書面の起案という形で、文書による表現能力を涵養することを重視しているし、国際的素養を育てる一貫として外国語文書の読解作成、これに基づく発表などの能力の習得を目指している。またソクラテス・メソッド（双方向）や口頭報告、グループ毎のバズセッション（多方向）を通じて、授業における口頭表現能力・コミュニケーション能力・議論能力が養われている。2008年から新設された「総合事案研究」は、文書および口頭での表現能力の涵養にも重点を置いている。

また、この能力に関連して、依頼者・被疑者等の話を聞く能力も重要であり、「ローヤリング」においては依頼者役（補助教員たる弁護士）からポイントを引き出すシミュレーション型授業が行われている。

オ 「問題解決能力」

法曹は、以上のような各種の能力を総合的に発揮して具体的な問題の実践的解決にあたることになり、上記の各種の能力の集合を「問題解決能力」と称することができる。訴訟を典型としながらも、仲裁・調停・和解などの代替的紛争解決手段による解決も、法的解決の一環として検討しなければならない。「裁判外紛争解決制度」、「現代司法論」、「生活紛争と法」⁷⁷などは、紛争解決・問題解決の多様性とその選択について理論的かつ実践的に学ぶ機会を提供している。また、特に「ローヤリング」、「リーガル・クリニック（ADRクリニック）」等においては、学生の問題解決能力を高めることを意識した実際的な指導が行われている。

2. 点検・評価

本法科大学院は、前述のような多種多様な授業科目を展開して、法曹として必要な資質・能力を各学生が高い水準で身につけて修了してゆくことを目指している。この水準とその達成度を数値で表すことはきわめて困難であり、各授業科

⁷⁷ 事務課保管資料 7-2 「生活紛争と法」（中央ロー・ジャーナル第4巻第4号授業実践報告）

目の履修状況および成績状況から総合的に判断するしかないと思われる。

まず、カリキュラムの上では、前述のように各資質・能力を涵養するための諸科目が体系的に配置されており、教育方法の上でも双方向・多方向的な各種のティーチング・メソッドが採用されている。従って、これに則って教育が実施されることにより、所期の能力の開発が期待できる。実務基礎科目や外国法科目等もできる限り履修するようにさせるカリキュラムになっており（2群・3群科目は必修または選択必修）、実際に多数の学生が履修している⁷⁸。

学業成績に関しては、単位を修得できず不合格となる者が若干存在するものの、その人数は非常に少ないので、所期の教育成果はおおむね達成されているものと推測される。但し、これは厳格な成績評価の実施の問題と連動しており、合格者が多いことが客観的にみて全面的に肯定すべき状況であるとは限らないので注意を要する。

なお、「批判的・創造的な思考力」や「説得的な表現・議論の能力」を十分な水準にまで向上させることは、「法的知識の修得と調査能力」や「法的分析と総合的判断の能力」に比べると、相対的に困難なことと考えられる。この関係では、カリキュラムの忠実な遂行だけでなく、教員の指導上の工夫が相当程度要請されるものと考えられ、今後、さらなる努力が求められるであろう。

以上のほか、法曹としての資質や能力の涵養に関連するカリキュラム内外での幅広く多様な取り組みの実績については、さらに10-1にもまとめているので、そちらも参照されたい。

3. 改善計画

法曹に必要な資質と能力の担保のため、新しいカリキュラムの施行において意を払うとともに、そこでの一層厳格な成績評価を各教員が心がけるよう促すものとする。

⁷⁸ 資料 18 「科目別履修者数一覧表」

第10分野 その他の事項

10-1 実地研修等の実社会との接触交流

1. 現状

中央大学法科大学院の教育理念には、幅広い法律知識と問題解決能力並びに豊かな人間性と高い倫理観を備えたリーガル・ジェネラリストを養成すること、日常的な法分野においても先端的・専門的な法分野においても高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力を持つ法曹を養成することが挙げられている。

こうした教育理念を踏まえ、理論教育という座学に終始せずに、法曹やリーガル・サービスに対する実社会のニーズを感知し、社会における生きた法の姿を修得して実践的な法知識を育成するため、本法科大学院においては、本学および教職員・OB・OGが有する人的ネットワーク等を活用して、以下のような取り組みを行っている。

(1) 授業内容に関連した実地研修

法律基本科目、展開・先端科目、テーマ演習等の授業内容に関連する施設への見学、シンポジウムへの参加、テーマについて説明を受けると共に質疑応答を行うことなど、下表のとおり多彩な実地研修を行っている。

授業内容に関連した実地研修（2010年度実施例）

科目名	研修内容
刑事訴訟実務の基礎	東京地方検察庁の見学、最高検察庁検事からの講話
リーガル・クリニック	東京法律事務所における事例研究討論等
	和田法律事務所における事例研究討論等
	アンダーソン・毛利・友常法律事務所における事例研究討論等
	東京青山・青木・狛法律事務所における事例研究討論等
	ひびき綜合法律事務所における事例研究討論等
	東京都労働委員会審問傍聴、事務局との意見交換

科目名	研修内容
リーガル・クリニック	東京家裁、簡裁、地・高裁、弁護士会館の見学および傍聴
	(株)整理回収機構(RCC)の見学、講義、質疑応答
	東京地方裁判所民事20部、破産事件債権者集会见学、ディスカッション
	(社)日本商事仲裁協会(JCAA)の見学、講義、質疑応答
	濱・宇佐見法律事務所における事例研究討論等
	窪木法律事務所における模擬相談等
	コブエ法律事務所における事例研究討論等
	アップル法律事務所における事例研究討論等
	中村合同特許法律事務所における事例研究討論等
	ソニー・ミュージック乃木坂スタジオ(会議室)における講義
	TMI総合法律事務所における事例研究討論等
	林勘市法律事務所における事例研究討論等
	ソフトバンクホールディングス(株)法務部訪問、講義、質疑応答
	JSR(株)法務部訪問、講義、質疑応答
	テルモ(株)法務部訪問、講義、質疑応答
	国連難民高等弁務官事務所の見学、講義、質疑応答
	外務省訪問、講義、質疑応答
	法務省入国管理局訪問、講義、質疑応答
	美勢法律特許事務所における事例研究討論等
弁護士法人エルティ総合法律事務所における事例研究討論等	
矯正と法	愛光女子学園および府中刑務所の見学

(2) エクスターンシップにおける企業、官公庁への派遣

実務基礎教育の一環として行われているエクスターンシップが、全国各地の法律事務所での受入協力のもとに、充実した成果を獲得しつつ展開されるとともに、リーガル・サービスや様々な政策の法制化に対する実社会のニーズを感知し、社会における生きた法の姿を修得する視点をも踏まえ、大企業の法務部への派遣(企業法務エクスターンシップ)を実施している(2010年度の企業法務部への派遣は、

15箇所17名に上る)。また、2005年度に派遣を開始した官公庁エクスターンシップは、2010年度から霞ヶ関インターンシップとして1箇所2名を派遣している。

(3) 法律実務家等との懇親の場の設定

学生有志と法律関連実務家等との懇親会を数多く開催し、現実に法律がどのように立案され、運用されているかについて、実務家の経験談を聞く機会を設けている。これまで、法曹実務家（弁護士、検察官）をはじめ、大企業の法務部門関係者、官公庁（財務省、金融庁、法務省、総務省、経済産業省、国土交通省、内閣法制局、人事院等）で政策立案や法案審査に携わっている者、企業で実務に携わる専門家（税理士、公認会計士）の参加を得た。

本学には有能な実務家を多数教員として擁しているが、2006年度の学期初めのオリエンテーションから、これらの教員による講演会を実施し、学生の問題意識を刺激する機会を提供しており、2010年度のオリエンテーションにおいても、実務家による講演会を実施した。

(4) 「ランチ&トーク」企画の実施

2005年4月より、参加者が各自で用意した昼食をとりながら、タイムリーかつ専門性の高い内容の短時間の講演を聞き、講演後に質疑応答を行う昼食持ち寄りの懇話会、ランチ&トークを実施し、毎年、好評のうちに、回数を重ねている。現在のところ、参加者は学生主体であり、大教室において教員等が行う講演を聞くというスタイルをとっている。講演内容は、直近に話題になっているリーガル・トピックスに関するものであり、講師には、現実社会において法がどのような意味を持つかという視点から語ってもらうことにしている。

講演はそれぞれのテーマに造詣の深い研究者および実務家の教員によって行われており、2010年度は1回実施し、学生のべ103名および教員のべ5名の参加を得ている。

「ランチ&トーク」の企画（講師およびテーマ）（2010年度）

講 師		テ ー マ
岡 本 薫 明	財務省大臣官房秘書 課長	ギリシャ問題と日本の財政

(5) 裁判所・検察庁見学

2010年度も次のような見学の機会を設けた。

① 東京地方裁判所民事裁判傍聴

対象は2年生全員。9月3日、10日、17日の3日間、のべ85名が参加した。

②

刑事施設（多摩刑務所および多摩少年院）参観 日時 2011年2月2日

③ 東京地方検察庁見学

2011年3月8日に行い、31名が参加した。

2. 点検・評価

法科大学院開設以来、理論と実務との架橋を実現する試みとして、正規授業のほかにも充実した企画を立案・実行しており、適格認証評価における報告や評価の対象に加わるか否かにかかわらず、本学の建学の精神を発揮した有意義な活動であると評価できる。

現在までに実施されている実地研修等は、学生が自分で実地に赴き、法曹関係者、矯正関係者、企業法務関係者、政府部門の立法関係者等との接触を通じ、あるいは実務を体験することによって、現実の社会の中で法がどのように生かされているのかを実感することができるものである。また、こうした体験に基づき、法曹としての使命感を体得し、法曹として必要な資質や能力等について教えを受け、学修への意欲をかきたてる高い効果を持つものである。例えば、企業法務エクスターンを履修したすべての学生が、法律問題のダイナミズム—これから発生する法律問題をどのように解決するか、また起きてしまった事件をどのように交渉し、あるいは裁判を通じて解決にもっていくかという動き—を肌身で理解したと報告している。また、ランチ&トークに参加した学生からは、法に関するタイムリーな話題の話が聞けて大変有意義である、法律家の役割を再認識した、などの声が寄せられている。このように、実地研修等は、「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」などの臨床系実務科目に加えて、机上で学んだ法を生かしていく能力・意欲の向上に資するものと評価できる。

3. 改善計画

開設以来工夫を重ねてきた上記諸々の取り組みの成果を検証しつつ、今後も、豊かな人間性の涵養と実務的センスの養成を図るべく、教育課程との有機的関連を考慮した取り組みの継続と発展を図る予定である。具体的には、裁判所見学の機会を増やすほか、法律関係の施設のみならず様々な施設の見学の機会を設けるとともに、実務家との交流の機会をより拡充するよう努め、本大学院の実務家との交流も推進していきたい。こうした試みが、司法制度改革の進行とともに、新たな制度のもとで養成された法曹の活躍できる職域を拡大することに繋がることを期待したい。

10-2 研究活動

1. 現状

(1) 中央ロー・ジャーナルの刊行

本法科大学院創設時より、専任教員の研究成果を公表する主たる機会として、「中央ロー・ジャーナル」が刊行されており、同編集委員会の積極的な活動と相まって、今日まで、各号が定期的に刊行されている⁷⁹。同誌には、学術的な専門論文に加えて、法科大学院における授業実践の記録等も収録されている。この授業実践記録は、認証評価において、貴重な資料としての役割を果たした。

なお、中央ロー・ジャーナルは、法科大学院生が在学中に研究した成果を掲載する場としても機能している。

(2) その他

本法科大学院の教員による研究活動は、従来から存在する中央大学法学会（法学部専任教員の研究会）および日本比較法研究所を母体とした各種の研究会や紀要等（法学新報、比較法雑誌）の刊行を通じて展開されているほか、法科大学院独自に、理論教育と実務教育との架橋を理念とする教育研究水準を高めることを目的として、新しいタイプの研究会・勉強会が企画され、実施されている。

⁷⁹ 事務課保管資料 10-1 中央ロー・ジャーナル既刊各号目次

法科大学院教員等が、学生をも含めて、日常の授業や研究活動において有する問題意識に基づくテーマにつき、学術的・実務的な見地から検討を加えることを目的として、「公法系勉強会」が設立され、2005年度から活動している。同研究会は、将来的には、実務家と研究者の共同研究の場として充実させることを念頭におき、さらに、実務家の中には法曹界で実務に携わる卒業生を含み、彼らに研究者とともに実務的な問題意識に基づいた議論ができる機会を提供することも目的としており、分野の拡大等も予定されている。

研究会の2010年度の開催実績は次の通りである。最近では常時30名近くの参加者がある。参加者の内訳としては、在学生在が最も多いが、修了生も参加し、学内の研究者（憲法、租税法、民事訴訟法、民法、刑事法、法哲学など多彩な専攻に亘っている）の参加も常時ある。また、学外からも、租税法専門の弁護士、税理士などの実務家、大学教員の参加を得て、学内に止まらない知的なネットワークとしての側面も有するようになってきている。

<公法研究会>

第18回勉強会

- (1) 日時 2010年3月20日(土)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2416号室
- (3) テーマ 公法上の当事者訴訟(確認訴訟)における「確認の利益」
- (4) 報告者 中央大学法学部 野口貴公美教授

第19回勉強会

- (1) 日時 2010年7月6日(火)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2511号室
- (3) テーマ ①抗告訴訟と当事者訴訟—いくつかの論点の指摘
②法的効果についての一整理
- (4) 報告者 ①中央大学法科大学院 大貫裕之教授
②中央大学法科大学院3年 足立龍太

第 20 回勉強会

- (1) 日時 2010 年 11 月 4 日 (木)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2517 号室
- (3) テーマ 公営造物の「通常の用法 (本来の用法)」論
- (4) 報告者 中央大学法科大学院 土田伸也准教授

第 21 回勉強会

- (1) 日時 2010 年 12 月 4 日 (土)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2517 号室
- (3) テーマ 経済的自由主義の行方
- (4) 報告者 中央大学法科大学院 安念潤司教授

第 22 回勉強会 地震のため延期になりました

- (1) 日時 2011 年 3 月 26 日 (土)

< 民事手続法研究会 >

- (1) 日時 2010 年 4 月 23 日 (金)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2317 号室
- (3) テーマ 「クラウド・コンピューティング時代の倒産処理と個人情報保護」
- (4) 報告者 徳島文理大学 橋本誠志専任講師

- (1) 日時 2010 年 6 月 11 日 (金)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2317 号室
- (3) テーマ 「訴訟代理人の代理権の範囲」 < 最判昭和 38 年 2 月 21 日に寄せて >
- (4) 報告者 中央大学 二羽和彦教授

- (1) 日時 2010 年 8 月 27 日 (金)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2509 号室
- (3) テーマ 民法の改正による手続法への影響—民法 414 条の改正を中心として
- (4) 報告者 山梨学院大学法科大学院 河村基予准教授

- (1) 日時 2010年11月5日(金)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2317号室
- (3) テーマ
「間接強制決定に基づき取り立てられた金銭につき不当利得返還をすることの可否」
- (4) 報告者 中央大学 二羽和彦教授

- (1) 日時 2011年2月18日(金)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2317号室
- (3) テーマ「訴え提起が不法行為に当たる場合における審理のあり方」
- (4) 報告者 中央大学 二羽和彦教授

2. 点検・評価

法曹養成教育の一環を担う法科大学院において、教育重視の機関であるだけに、高度な研究活動は一層重要であるとの認識のもとに、その研究活動が着実になされているものと評価できる。大規模な活動が可能である法科大学院として、研究能力の維持・向上はもとより、教育力の向上に資するほか、他大学に先駆けて、後継者養成の機能にも配慮した展開が待たれている。法科大学院助教制度が新設され募集が行われたが採用までには至らなかったが、今後、助教の採用とともに、研究活動と後継者養成の機能連携が予定されている。

3. 改善計画

従来から存在する中央大学法学会および日本比較法研究所を母体とした各種の研究会や紀要等（法学新報、比較法雑誌）の刊行や、法科大学院独自の中央ロー・ジャーナル誌の刊行に加えて、叢書の刊行等に向けた研究成果の公表方法を検討中であるが、その具体的な実現が急務である。また、公法系勉強会などの独自の優れた取り組みを、他の分野にも展開・発展することが期待され、法科大学院ならではの専門分野の垣根を越えた研究会を設けることも課題である。その際には、後継者養成を視野に入れた研究会の組織化を図ることも考えたい。

10-3 社会への貢献

1. 現状

(1) 法科大学院適格認証評価事業への参加と協力

日弁連法務研究財団の法科大学院認証評価委員会において、前委員長（柏木昇教授）のほか、委員および評価員として、多数の本法科大学院教授が貢献を続けている。また、他の認証評価事業実施団体においても、本学の専任教員が委員等に就任し、法科大学院適格認証事業の実施において貢献している。

(2) 法科大学院協会への参加と協力

法科大学院制度発足とともに創設された「法科大学院協会」に正会員として加盟し、大規模校として、応分の貢献をすることはもとより、同協会に、顧問（角田邦重教授・前学長）、理事（大村雅彦教授・前研究科長）、事務局長（大貫裕之教授）、教員研修等検討委員会前主任（小島武司元教授）等の役職を得て、諸々の活動に主導的な役割を果たしてきた。2005年12月11日には、第1回の法科大学院協会主催シンポジウムが、中央大学後楽園キャンパスにおいて「法科大学院における教育の実際」をテーマに実施された。その後、2007年6月9日に中央大学後楽園キャンパスにおいて、シンポジウム「法科大学院における成績評価と修了認定」、2009年1月28日に中央大学市ヶ谷キャンパスにおいて、シンポジウム「法科大学院修了生の企業採用について」が開催され、2009年12月12日に中央大学後楽園キャンパスにおいてシンポジウム「新司法試験と法科大学院教育」が開催された。その他、各地で実施された同協会の総会・シンポジウムに前記同協会役員その他、多くの本学教員を派遣している。

(3) 司法研修所との交流

プロセスとしての法曹養成システムを形成する上で、法科大学院での教育と司法研修所での教育との連携は不可欠であり、上記、法科大学院協会を通じても、いくつかの取り組みがなされているが、中央大学法科大学院としては、創設時以来、法科大学院における教育と司法研修所における教育との連携を図るために、司法研修所との交流を図り、司法研修所教官による講演等を実施している（後掲10-4、司法修習セミナー：裁判修習編および検察修習編など）。また、司法研修所に法科大学院修了の新司法修習生を受け入れるにあたり、法科大学院での教

育体制、法科大学院学生の気質について、事前に調査することにより、受け入れ態勢の参考としたいとの意向を受けて、司法研修所職員の研修の機会を本法科大学院において設けている（授業参観、教職員間の意見交換等、2006年度以降適宜実施されている）。

（４）司法支援センターとの交流

国民に広く開かれた司法制度の実現に向けた法曹養成に寄与するため、司法支援センター（法テラス）との交流を図り、司法支援センター所属の弁護士による講演等を実施している（後掲10-4、法務研修プログラム「司法制度改革の最前線」）。また、2008年度からは、司法支援センターの新任弁護士研修に協力し、本法科大学院の模擬法廷教室および標準教室を研修会場に供している。

（５）ロースクール・アカデミー

2005年に、高度専門職業人教育を目的とした公開上級法務講座として「学校法人中央大学ロースクール・アカデミー」を創設し、弁護士や企業法務関係者その他広く社会に対し本法科大学院の教育研究資源を公開する体制が整えられた。

多様な人材を抱える本法科大学院としては、このような実務に密着した高度な専門知識を広く社会に伝達していく講座を順次開講していくことを予定している（「涉外家事事件の実務」は、第二東京弁護士会の継続研修としての単位認定講座となった）。

（６）海外からの訪問団の受け入れ

本法科大学院の取り組みが、日本における代表例の1つとして諸外国とりわけアジア諸国から注目を浴びているため、2004年度以降、それらの国々からの視察団の訪問を受け、案内や懇談を通じて本法科大学院の情報を提供している。本法科大学院としては、その特色を広く諸外国にも公開し、諸外国の法学教育の改善に寄与し、もって国際協力の実をもあげていることを付言することができる。2008年度から2010年度は、韓国におけるロースクール制度導入に伴い、韓国からの訪問団が特に多かった。

外国大学等からの訪問団（2010年度）

2010年	7月1日	韓国・建国大学校法学専門大学院教員・学生の訪問団
2010年	8月4日	韓国・釜山大学法科大学院長ほかの訪問団
2010年	9月14日	JICA 青年研修事業ミャンマー法制度整備研修員の訪問団

2. 点検・評価

司法制度改革における法曹養成システムの重要な一環を担い、これを通じて社会的に大きな貢献を果たすことはいうまでもないが、中央大学法科大学院では、より具体的に、社会的貢献を果たすことに努めており、一定の成果を収めている。韓国のロースクール制度導入を機に始まった韓国の法科大学院開設各大学との交流が、2010年度も活発に展開された。

3. 改善計画

今後とも、中央大学法科大学院に寄せられる社会的期待に応えるとともに、組織内における改善・充実の努力とともに、わが国の法科大学院制度全体の発展と、司法制度改革の推進のために、いっそうの努力を積み重ねていく予定であり、わが国の法曹養成制度に必ずしも十分な手当がなされていない国際法曹養成においても、本法科大学院の果たす役割を追求し、実践していく予定である。

10-4 修了生支援

1. 現状

(1) 修了生の研修機会の確保

制度上、年度末に法科大学院を修了した後、5月に司法試験に臨み、9月の合格発表を経て11月末から新司法修習に赴くまで、法科大学院修了生は各自で勉学の場所を見つけて大切な時期を過ごさなければならない。プロセスを標榜する新しい法曹養成制度に、制度上の間隙が生じている。そこで、本学では、法科大学

院修了生が誕生した時から、学内で既に実施されていた法曹志望者への支援活動を拡充する施策を新制度下でも展開する形で、この事態に対応している。

すなわち、2006年初頭に、エクステンションセンター法職事務室が管理する駿河台記念館内の研究室その他関連施設の転換・拡充を図るべく、市ヶ谷近辺で借り上げた臨時施設（市ヶ谷別館）を整備し、1人1席のブース型の自修研修席を用意し、図書資料室、PC室、教室型会議室、演習室型会議室、談話室等を設置した。そこには、中央大学法科大学院修了生を法務研修会員として迎え入れ、法科大学院修了生のほとんどが、新司法試験に向けたラストスパートにあたり、この市ヶ谷別館の研修施設を活用してきた（2006年3月末時点で222名、2007年3月末時点で272名〔新卒者204名、既卒者68名〕、2008年3月末時点で350名〔新卒者250名、既卒者100名〕、2009年3月末時点で365名〔新卒者242名、既卒者123名〕）。2009年度には、本学が新たに取得した市ヶ谷田町ビルに上記施設が移転・収容され、前年同様に活用された（2010年3月末時点で425名〔新卒者261名、既卒者164名〕）。

新司法試験終了後は、さらに、司法修習に向けた様々な講座や研修機会が、市ヶ谷田町キャンパス等で企画され展開された。2006～2010年度実施の法務研修プログラム（6～9月）としては、民事系法実務演習、刑事系法実務演習、実務会社法講座、実務起案演習「行政法」、実務起案演習「法律基本科目」、法律家のための簿記会計入門講演会、司法制度改革の最前線（講演会：公設事務所と司法支援センター）、ローファームと新人弁護士（講演会）、就職ガイダンスなどがあり、中大法曹会からも協力を得た。また、司法修習所教官による司法修習セミナーおよび懇談会、企業法務部講演会、海外ロースクールセミナーなども実施された。

これらのことは、新司法試験受験後も司法修習に赴くまでの研修機会を用意して、司法制度改革の趣旨に則り、法科大学院を中核にした法曹養成のプロセスを間断なく実現しようとするものであり、伝統をベースにして法曹養成に寄与する中央大学の意気込みと姿勢を示すものにほかならない。

また、修了生が、修了後や試験後も散在することなく大学で研修していただけることは、先輩の後ろ姿に学ぶ本学の法学学修の伝統を継承する上で不可欠でもある。修了生達は、司法修習に赴くまで、後輩への学修アドバイスの機会を多く担当した。また、希望者から選定された者が、通信教育部インストラクター等を

務めて協力した。

(2) 中央大学法科大学院同窓会

中央大学法科大学院を修了した者により、同窓会が結成され、2006年11月11日に、市ヶ谷キャンパスにおいて設立総会および懇親会が行われた。同・同窓会は、会員の司法修習中の意見・情報交換をはじめ、これ以降、毎年、総会や修了生の激励会、講演会等の企画を通じて、後輩である法科大学院学生への各種アドバイスや激励など、有意義な活動を始めており、2010年度も、その活動が展開された。

(3) 修了生に対する就職支援

法科大学院を修了し、司法試験に合格して司法修習を終えた者の就職について、本学OB・OGの協力の下に、全国約500の法律事務所から就職情報を収集して修了生に提供しているほか、ジュリナビによる就職関連情報の提供を行っている。さらに、企業法務セミナーや、就職関連のガイダンス、講習会等を企画し実施している。

2. 点検・評価

わが国の新しい司法制度を担う法科大学院修了生に対する支援は、多くの大学において徐々に始まったところであるが、中央大学では、最初の修了生を輩出した時点から積極的な取り組みを開始し、そのことは、各方面から大きな注目を受けるとともに、独自の意義ある取り組みとして評価を高めている。

3. 改善計画

制度上、また運営上、多くの困難が予想される法科大学院修了生支援について、試行錯誤を重ねながらも、必要な役割を果たしていく予定である。今後は、キャリア・サポート（各方面への就職支援）等において、法科大学院協会における修了生の職域拡大の取り組みにも協力しつつ、具体的取り組みをさらに展開する必要がある。

10-5 本法科大学院の修了生に関する情報

(1) 第1回修了生と新司法試験・新司法修習・法曹資格取得

2006年3月末に、司法制度改革における新しい法曹養成制度のもとに、初めての法科大学院修了生が誕生し、本学は全国で最多の245名の修了生を輩出した。そして、この修了生が出願できる第1回の新司法試験が2006年5月に実施された。その結果の概要は、以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	2125	240
受験者数	2087	239
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	1684 (合格率、80.69%)	212 (合格率、88.70%)
最終合格者数	1009 (合格率、48.35%)	131 (合格率、54.81%)

この結果、合格者総数1009名中、中央大学法科大学院修了者が131名を占め、全国最多の合格者数を記録した。続いて、東京大学120名、慶応義塾大学104名、京都大学87名であった。

第1期修了生で新司法試験に合格し、2006年11月から2007年12月まで新制度の司法修習に臨み、考試（いわゆる2回試験）を経た者のうち、6名が裁判官に任官し、6名が検察官に任官し、109名が全国各地において弁護士登録をした（本学調べ）。

(2) 第2回修了生等と新司法試験・新司法修習・法曹資格取得

2007年3月末に、本学は216名の修了生を輩出した。そして、この修了生を対象者に含めて、第2回の新司法試験が2007年5月に実施された。その結果の概要は、以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	5401	313
受験者数	4607	292
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	3479 (合格率、75.52%)	254 (合格率、86.99%)
最終合格者数	1851 (合格率、40.18%)	153 (合格率、52.39%)

この結果、合格者総数 1851 名中、中央大学法科大学院修了者が 153 名を占めた（東京大学 178 名、慶応義塾大学 173 名に次ぐ合格者数であった）。

第 2 回の新司法試験に合格し、2007 年 11 月から 2008 年 12 月まで新制度化の司法修習に臨み、考試（いわゆる 2 回試験）を経た者のうち、4 名が裁判官に任官し、5 名が検察官に任官し、128 名が全国各地において弁護士登録をした（本学調べ）。

（3）第 3 回修了生等と新司法試験・新司法修習

2007 年度（9 月修了含む）に 259 名の修了生を輩出した。この修了生を対象に含めて、第 3 回の新司法試験が 2008 年 5 月に実施された。その結果の概要は、以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	7842	397
受験者数	6261	352
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	4416 (合格率、70.53%)	312 (合格率、88.64%)
最終合格者数	2065 (合格率、32.98%)	196 (合格率、55.68%)

この結果、合格者総数 2065 名中、中央大学法科大学院修了者が 196 名を占めた（東京大学 200 名に次ぐ合格者数であった）。

（4）第 4 回修了生等と新司法試験・新司法修習

2008 年度（9 月修了含む）に 275 名の修了生を輩出した。この修了生を対象に含めて、第 4 回の新司法試験が 2009 年 5 月に実施された。その結果の概要は、

以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	9734	435
受験者数	7392	373
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	5055 (合格率、68.38%)	292 (合格率、78.28%)
最終合格者数	2043 (合格率、27.64%)	162 (合格率、43.43%)

この結果、合格者総数 2043 名中、中央大学法科大学院修了者が 162 名を占めた（東京大学 216 名に次ぐ合格者数であった）。

（５）第５回修了生等と新司法試験・新司法修習

2009 年度（9 月修了含む）に 278 名の修了生を輩出した。この修了生を対象に含めて、第 5 回の新司法試験が 2010 年 5 月に実施された。その結果の概要は、以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	11127	510
受験者数	8163	439
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	5773 (合格率、70.72%)	377 (合格率、85.88%)
最終合格者数	2074 (合格率、25.41%)	189 (合格率、43.05%)

この結果、合格者総数 2074 名中、中央大学法科大学院修了者が 189 名を占めた（東京大学 201 名に次ぐ合格者数であった）。